

(六)九州。

肥後の豪族菊池高直、豊後の豪族緒方惟義、臼杵惟隆、戸次某、肥前の松浦黨等は共に多くは兵船を有し、各九州に於ける一個の海權にして併せて陸上の勢力なり。彼等は養和元年(一一八一年)の春を以て兵を起して頼朝に應じ、二月十三日太宰府を焼く。(參取源平盛衰記、平家物語、玉海)。筑前の人原田種直、家世々太宰の小貳たり、平氏の爲めに九州の兵二千を募り隆直、惟能等を討つ。

(東鑑)。勝敗未だ決せず、其四月十四日に至りて平氏更に隆直追討の院宣を請ふ。(吉記、百鍊鈔)。而して戦亂猶ほ鎮定せず。平氏則ち其八月三日を以て筑後前司貞能を遣り鎮西の叛者を討たしむ。源平盛衰記に據る。平家物語には七月十四日の事とし、一代要記には今年冬とす。貞能肥後に赴き九國の兵を發し、高直を攻む。(平家物語)。

是れ其大略なり。今や平氏は天下の武士の氣概あり、野心あるもの、爲めに其弱點を看破せられたり。平氏の爲めに神田、神戸を横奪されたる神職社人、平氏の爲めに

王侯卿士の莊園を掠められしを以て、従つて其下司職を奪はれし地方の豪族、平氏の補任したる國領及び莊園の地頭等に對して其虎の威を假らんとする態度に不平なりしものは皆起て源氏に應せり。獨り富貴を一門に集めたるもの、當然受くべき社會の制裁は此の如くにして今や平氏の頭上に落かゝれり。

(一〇) 行家、義仲京師に迫る。

されど是時に方りて平氏をして最も事態の重大なるを感せしめたるは實に頼朝の大きな勢力に在り。他の語を以て之を言へば平氏の眼中より見れば恰も頼朝の左右翼の如く思はれし行家と義仲とが漸く畿内に接近しつゝありしに在り。當時義仲は頼朝と猶ほ好意を失はず、行家は身を頼朝に寄せつゝありしものなるを以て平氏より之を見れば行家、義仲は恰も頼朝の代官として京都に攻入らんとするもの、如くなりし。是より先き頼朝は既に富士川の戦勝に乗じ武田信義をして駿河を守り、安田

義定をして遠江を守らしめしを以て頼朝の東海道に於ける先鋒は此時既に橋本驛遠江國濱名湖畔に在り、東海道の一要害なり。まで進みたるものなりと謂ふべし。行家則ち更に三河以西を徇へ、養和元年（一一八一年）正月の末兵數千を率ゐて尾張に入る。源平盛衰記に據る、玉海には兵數萬とあり。時

に美濃國には近江美濃の源氏を撃破し戰勝の威を誇りしつゝ、ありし平氏の諸將猶ほ在り。是に於て同二月知盛、通盛、清經、忠度等行家を板倉美濃に迎へ撃つ。行家敗走し退て中原を保つ。既にして頼朝、弟僧卿公義圓義經の同母兄幼名乙若をして一千騎を率ゐて行家を援けしむ。行家の軍稍振ふ。（源平盛衰記）。時に知盛たましく病あり、二月十二日、清綱と共に歸京す。（源平盛衰記）。是より先き清盛の奏請に依り今年正月八日平宗盛を以て五畿内并に伊賀、伊勢、近江、丹波等の國の總管とし、其兵事を統轄せしめたりしが、（百鍊鈔）。是に至りて、宗盛は院宣を請ひ自ら進んで行家等を撃たんと欲したり。（源平盛衰記）、斯くて宗盛が出師の準備を爲しつゝ、ありし間に清盛の病死に逢ひしを以て宗盛は勢自ら戰場に臨む能はず、更に一族を遣りて征

討に従事せしむること、定めたり。（源平盛衰記）。されど平氏は此時に當りて其憂患の獨り外に在らずして又實に内に在るを見たり。他なし。院中の議必しも平氏を助くるを期すべからざりしこと是なり。清盛は其死するまで必ず頼朝を亡ぼさんと欲し、其瀕死の寢床に於ても我子孫は必ず頼朝と和すべからずと遺言したり。（玉海）。而も是れ平氏の意にして院中の意に在らざりき。されば頼朝の羽翼既に成り、其兵鋒の甚だ鋭きを聞くや院中の諸臣は早くも兩端を持するものなきに非りき。乃ち後白河法皇御自身と雖も必しも御心の動かさせられざりしとは期待すべからざる理由ありき。蓋し陰謀秘計に長じたる都の貴族が斯る場合に於て早くも旗色の善きものに内通し其歡心を買はんとするは平治の亂以來既に珍らしきことに非りしが故に漸く心を頼朝に寄するものを生じ、頼朝も亦傳手つてを求めて院中の諸臣を動かしたるものに似たり。玉海等の記事に依りて想像す。是に於て平宗盛は先づ院中の議を一にするの必要を感じ法皇に奏し、東征の兵士糧食既に盡きたるの報あるを以て清盛の生前に計畫したる如く院

宣を得て西海、北陸二道より兵糧を輸漕せしめんことを請ひ、且陛下果して賊を宥さんと欲する乎、將た進み伐たんと欲する乎、請ふ朝議の一決を得て然る後に事に従はんと言ひ、強制的に院中の議を一決せしめんとせり。法皇は此痛切なる請願に遇ひ、已むを得ず、閏二月六日法皇の御所に於て右大臣兼實以下を院中に集め關東反逆の事を御評議ありし時、諸卿は兵を用ゆるの議を採らず先づ院宣を以て仔細を彼等に尋問はるべしと議定したり。是れ法皇の意頼朝の罪を宥さんと思召したればなり。(參取百鍊鈔、玉海)。源氏の兵既に尾張三河の間に充滿して將に京都に向はんとす。平氏に在りては是れ實に死若しは生の問題なり。而して院中の議乃ち此の如しとせば平氏たるもの何ぞ院中の平氏に對して冷淡なるを驚かざるを得んや。宗盛は朝議の此の如く緩慢なるを見て院中の御評議に従はず、必ず頼朝と和する能はざる旨を奏し強て頼朝追討の院宣を申下し、同月十五日重衡、維盛をして一萬三千騎を率ゐて東行せしめたり。(玉海)。當時頼朝の先鋒として見るべき東海道の源氏は行家、

義圓、尾濃の間に在り。安田義定は遠江に在り。武田信義は信濃に在り。平氏より之を見れば恰も長き一線の陣列を作りて次第に押寄せ來らんとするもの、如くなりき。而して其陣頭に立つて平氏と相對峙する形ありしものは則ち行家、義圓なりき。是に於て重衡維盛の新手先づ美濃に至り、是より先き同國すのまたに止まりて行家等に對抗しつゝありし通盛、忠度等に合し、三月十日尾張國洲すのまた俣に於て行家、義圓と會戦し、大に之を破り義圓を斬り行家の子行頼を擒にし行家を走らせたり。(參取玉海、東鑑)。時に源氏の兵平氏の爲めに打取らるゝもの實に三百九十餘人なりき。其大敗の状思ふべきなり。(百鍊鈔)。行家は此大敗に逢ふて且戦ひ、且走り、參河に至りて矢矧川を保ちしが、同國額田郡の武士悉く來附きしを以て軍復た振へり。行家則ち年老ひたる雜色三人に簀笠具し、糧料を馬に負はせ、京上りの人夫に作り、平氏の營下に至り、東軍の先鋒既に菊河に至り、後軍も亦橋本見附に填塞すと告げしめしかば、平氏の軍、大に驚き、其儘京都に引返したり。行家則ち進んで京都に入らんと欲

し平氏討滅を祈願する告文を伊勢大神宮に奉らんとしたれども祠官の拒む所となりて果さず。延暦寺に諜状して援兵を請ひたれども延暦寺も之に應せざりしかば已むを得ずして鎌倉に歸りたりと云ふ。(源平盛衰記)。當時遠江の安田義定は平氏の諸將既に尾張に至るを聞き之を頼朝に報じたり。頼朝因て和田義盛、岡部忠綱、狩野親光、宇佐美祐茂等を遣り、義定と共に濱松を扼せしめ、要害を橋本に構へて以て平氏の西下に備へたり。(東鑑)。行家尾張の間に功を爲す能はず。平氏の諸將も亦行家を破りたるのみにて歸京したりしとせば此方面は源平氏共に多く得る所なく、兩軍共に富士川平氏走還後の現状を維持しつゝあるものにして獨り頼朝が其占領地の保有を更に確實ならしめたるの異を見るのみ。

頼朝は重衡維盛等が院宣を得て東征の途に上りたる後も竊に書を法皇に上り、臣は謀反を計るものに非ず。唯だ朝敵を亡さんと欲するのみなり。聖慮若し平氏を眷顧し給まはゞ、臣願くは源平兩氏相並て朝家に仕へ奉ること昔の如くせん。冀く

は臣等の忠否を試み玉へと奏したり。法皇此書を宗盛に示し玉ひしに宗盛は頼朝と和する能はざる旨を述べ必戦の覺悟を奏したりと云ふ。(玉海)。是より先き平氏は諸國の源氏と頼朝とを離間せんと欲し院應御下文を申下し、武田信義に命じ頼朝を追討せしめ、且諸國の源氏を悉く追伐せらるべき朝議ありと云ふは無實の沙汰なり朝廷の必ず追討せんと欲し玉ふものは獨り頼朝ばかりなりと仰せ出されし由京都にて風聞あり。頼朝之を聞きて信義を駿河より鎌倉に召し、其事の有無を問ふ。信義は某未だ嘗て詔を蒙らず、たとひ詔を蒙るとも某豈之を奉せんや。某去歲萬死を冒し軍陣に臨みたるは幕下の素より知り玉ふ所なり。我子孫たらんもの永世敢て異志を幕下に懷かざるべしとて起請文を進めたりしかば頼朝の意乃ち釋けたりと云へり。(東鑑)。兩軍各皇室の名を假りて其威を加へ、其敵を離間せんと欲したること、及び後白河上皇を始め政に參する公卿殿上人等が平氏に取りては必しも其誠實を信じ得べき味方ならざりしこと以て想ふべし。

東海道の形勢は此の如くにして暫らく現状の變化を見ざりしが、今年の末に至りて北陸道の源氏は著しく其勢力の發展を來たし、平氏の爲めには頼朝の他の一翼の如く見へたる木曾義仲は早くも北方より平氏の存在を畏嚇せり。則ち六月には越後の住人城長茂、義仲と信濃に戦て敗走し、(玉海、吉記)、義仲進んで越後に入り、北陸道を徇へ漸く南下の勢を示したるを以て、八月四日平氏は北陸道追討の宣旨を申下し、(百鍊鈔)、通盛經正を大將として之を討たしめたり。通盛は經正に先ちて越前の國府に達し、義仲の兵勢甚だ熾なるを聞き、使を京都に遣はして援兵を乞へり。(吉記)。經正は通盛の其到るを待ちて共に進まんを欲したりしに關はらず若狹に逗留して動かざりき。通盛則ち兵衛尉清家を將とし兵を率ゐて加賀に赴かしむ。而るに始めは通盛に従ひし加賀の豪族等通盛の兵多く加賀に行きて防禦の虚なるに乗じ、義仲に應じ九月六日通盛の營後より遽に襲ひかゝりしかば、當時麾下の兵八十餘人を有するに過ぎざりし通盛は復た之を支ふるの力なく、退て敦賀の城に據り、更に

援兵を京都に奏請したり。越後、越中、能登、加賀、越前の諸國が此時既に源氏のものたりしことを見るべし。(玉海)。當時越後の城長茂は平氏の爲めに義仲の背後を牽制せんと欲したれども、北國悉く義仲に屬し、復た平氏の募に應ずるもの無かりしと云ふ。(源平盛衰記)。是に於て平氏は九月二十八日を以て更に行盛、忠度を將とし兵數千騎を率ゐて通盛を援はしめたり。(參取百鍊鈔、源平盛衰記)。而も平氏は遂に此方面に於て源氏の勢力に勝つこと能はざりき。そは其十一月に至りて源氏與力の北兵に攻められて敦賀城も亦支ふる能はず。其二十日を以て通盛は京都に還り來りしにて知らるゝなり。吉記に據る。東鑑には十一月二十一日歸京とあり。

(一一) 凶年、源平兩軍の行動を緩漫にす。

頼朝の兵を伊豆に擧げて平氏を富士川に追ひ、佐竹氏を常陸に亡ぼし一擧して關東及び甲斐、駿河、遠江を其握中に收めたる時間は纔に八十日に過ぎず。木曾義仲が

信濃に起り、上野の一部、信濃、越後、越中、能登、加賀、越前を風靡し遂に敦賀を奪ひたる時間は纔に十數ヶ月のみ。彼等の成功、何ぞ其れ甚だ早かりしや。されど彼等の進歩は此に至りて少しく其歩を止め、明くる壽永元年（一一八二年）の一年間及び其翌年の春三月、通計十五ヶ月間は意外にも源氏は復た馬首を西に向けず、一旦狼狽顛倒爲す所を知らざるの状ありし平氏も亦些か肩を休むるを得たるもの、如し。されど是れ平氏に取つては必しも喜ぶべきの事に非りき。何となれば源氏の此の如く振はざりしは其勢力の衰へたるが爲めに非ずして實は人力の勝つ能はざりし天然の障碍、則ち凶年の結果なればなり。頼朝の兵を擧げし年の前後より日本の各地は炎旱に苦しみ禾稼の登らざるを憂ひたりしが、（玉海）、其翌年則ち養和元年（一一八一年）は天下大に飢へ、此不作の結果は翌年にまで及び、壽永元年（一一八二年）の正月には京都に於て嬰兒を道路に乗つるものあり。死骸街衢に滿ち、強盜夜々に起りて所々に放火し、諸院の藏人と稱する輩さへ餓死に及ぶもの少からず、

其以下の死者に至りては數を知らず。眞に前代に超越したる飢饉なりきと云ふ。（百鍊鈔）。當時の如き交通機關の未だ備はらず、農業の未だ發達せざる時代に於ては天然の障碍は往々歴史の進歩を中斷す。源平の士、いかに猛くとも此大飢饉に逢ひていかでか動き得べき、彼等は唯だ靜かに天然が其猛威を收むるの日を待ちしのみ。

（一一） 頼朝、義仲と戦はんとす。

斯くて壽永元年（一一八二年）は源平共に飢饉の苦痛を忍耐し、若しは飢饉に依りて生じたる勢力の消耗を恢復するに汲々として暮らし、明くれば壽永二年（一一八三年）の春となりぬ。此時關東の中上野の一部は越後信濃に連りて猶ほ義仲に屬せしが頼朝は義廣、行家の事に依りて義仲と隙を生じ兩雄將さに相戦はんとせり。是より先き常陸の信太三郎先生義廣は頼朝を討たんとして成らざりしかば去て信濃に行き義仲に依れり。是れ既に頼朝の喜ばざる所なりき。既にして志を尾濃の間に得る能はざ

りし行家は鎌倉に還り、松田亭に居り、賴朝に請ひて我既に平氏と合戦すること大
 小八度にして多く士卒を亡ひたり、願くは一小國を分國として以て死者を弔はんと
 請へり。されど賴朝は固よりかゝる要求を聽くべくもあらざりき。そは人才を見る
 こと唯だ其力量才幹に於てし、門葉と譜代とを問ふことなきを常としたる彼は叔父
 の親しんに依りて其鐵の如き規律を枉ぐるものに非ればなり。されば賴朝は冷然として
 答へぬ。賴朝兵を起してより以來、幸に諸國武士の援を得て十國を領するを得た
 り。聞く義仲も亦五國を領せりと。公宜しく自ら武勇を振つて以て分國を得べきの
 み。賴朝焉んぞ國邑を私するを得んやと。賴朝の答は最も善く其性格を露はしたる
 ものなりき。行家此答を得て、則ち去て信濃に行き義仲に投じたり。賴朝に比すれ
 ば情にもろかりし義仲は此叔父をも拒む能はざりき。是時に方りて甲斐源氏武田信
 光は、女を以て義仲の子義高に妻はせんと欲し義仲の容るゝ所とならざりしより、義
 仲に快からざりしを以て義仲と賴朝を離間せんと欲し、賴朝に語るに義仲既に北陸

を従へ其勢力の強大なるを頼み、竊に平宗盛と和し、故重盛の女を迎へて室とし將
 さに幕下を攻めんとすと云ふ。賴朝是に於て行家、義仲相合すれば其勢の制し難き
 を憂へ同年（一一八三年）三月自ら十萬騎を率ゐ信濃に入り、義仲と雌雄を決せん
 と欲したり。されど義仲は賴朝と戦ふを肯せざりき。彼は「さらぬだに源氏は父を
 殺し、親類を亡ぼして世にあらんするものと人言ひとことなるに平家追討の大事をさし置て
 兵衛佐（賴朝）と軍いくさするならば一門の滅亡、他人のあざけりとなりぬべし」と云ひて
 敢て賴朝に抗せずして去て越後に赴きたりしかば賴朝も亦兵を引きて武藏に返りし
 が、更に使を越後に遣はし義仲に謂はしめて曰く、

平家朝威を背き奉り、佛法を亡すによつて、源家同姓のともがらに仰て、速に追
 討すべきの由院宣を下されおはんぬ。尤も夜を以て日について逆臣をうつて宸襟
 をやすめ奉るべき所に十郎藏人、私のむほんを起し、賴朝追討の企ありと聞ゆ。
 然るをかの人同心して扶持し置かるゝの條、且は一門の不合、且は平家のあざ

けりなり。但し御所存をわきまへず。もし異なること仔細なくば速に藏人を出さるゝか、それさもなくば清水殿(義仲の子義高)をこれへ渡し玉へ。父子の義をなし奉るべし。兩條の内一も承引なくんば兵をさしつかはして誅し奉るべし。と。義仲は猶ほ賴朝と戦ふことを欲せざりしかば彼は其子を賴朝に贈りて質とし、遂に公然同姓の交情を破る能はざりき。(源平盛衰記)。而して賴朝は義仲の越後に避け去りしに依りて上野をも全く其勢力範圍となすことを得て此に始めて完全に關東を手中に收めたり。

(一三) 義仲、京都に入る。平氏西國に通る。(一)

義仲は此の如く一方に於ては賴朝の挑戦を避けたると共に他方に於ては北陸道を経て長驅直に京師に入らんと欲したり。夫れ居る所高ければ聲自ら遠し。當時と雖も先づ京都を占領して皇室を擁し四海に號令するものは猶ほ最も成功したる英雄と稱す

べかりしなり。義仲は眼を此點に着けたり。彼は賴朝の如く退て根本を堅むるの策を取らずして進んで政治機關の中樞たる京都を取らんと欲せり。是より先き義仲の勢力範圍は養和元年(一一八一年)の冬を以て既に越前の全部に達し、仁科守弘信濃の人林光明加賀平泉寺長吏齋明の大寺なり等義仲の爲めに燈の城を守れり。既にして平氏は先づ義仲の西上を防がんと欲し今年四月十七日、維盛、通盛、行盛、知盛、經正、清房等を遣はし十萬騎を率ゐて京都を立たしめたり。(源平盛衰記)。平氏の此軍は齋明の平氏に與したるが爲に同二十九日を以て燈の城を陥れて越前を復し、(參取一代要記、源平盛衰記)、五月二日進んで林光明、富樫家繼加賀の人等と戦て大に之を敗り、加賀を復したり。是は義仲未だ越後を出でず平氏と戦ひしもの、多くは地方の豪族たりしが爲めなり。(源平盛衰記)。既にして義仲は急を聞いて越後を出でたり。平氏の諸將も亦進んで篠原加賀に至れり。五月十一日源平兩軍越中國礪波山に會戦す。平氏の軍大に敗れ、知度、館貞康以下死者五萬人に及びしと云ふ。(參取平家物語、保曆

間記。六月一日義仲更に進んで維盛、通盛等と篠原に戦ふ。平軍亦大に敗る。(玉海)。爾りしより後義仲の向ふ所殆んど敵なく、七月上旬には源氏の軍既に近江國に攻入りき。(百鍊鈔)。是より先き以仁王の御子某、王の御事ありし時薙髮して東國に通れ玉ひしが(明月記)、讃岐守重秀と云ふものあり、奉じて北國に匿れたりしを義仲迎へ取りて髮を養はせ奉りやがて御元服の儀あり。第を越前宮崎に營み參らせき。(源平盛衰記)。世に之を北陸の宮と稱す。(玉海)。義仲は此宮を北陸に止め參らせ懸軍長驅今や將に京都に入らんとす。

(一四) 義仲、京都に入る。平氏西國に通る。(二)

是時に方りて義仲と平氏との勝敗を決すべき問題は唯だ二者の孰れか、延暦寺を味方とするを得べき乎に在り。延暦寺にして若し固く平氏に結ばん乎。義仲は決して京都に入ることを得ざるべきなり。而して平氏に取りては延暦寺は必しも其忠實な

る味方たるを期すべからざる理由ありき。是より先き清盛は延暦寺の勢力の慢るべからざるを知りしが故に常に其歡心を失はざることを勤めたり。清盛が其座主明雲と始終善意の態度を失はざりしは蓋し之が爲なりしならん。(源平盛衰記)。されど平氏の威熾餘りに熾んなりしが爲に延暦寺も亦遂に平氏に平かなること能はず。況んや兵糧米を山門領に課せしが如き、(東鑑)、嚴島を尊敬し、先例に背き、御脱履の後未だ他社に御幸なかりし高倉上皇の御幸を請ひしが如き、(百鍊鈔)、共に延暦寺を怒らしむるに足りしものなりき。さればこそ頼政の兵を擧げしときも、延暦寺は園城寺と南都とに加勢して平氏を討たんと欲したり。當時平氏は賄賂に依りて纔に山門の蜂起を止むるを得たりしと雖も、僧徒の平氏に不平なるものは猶ほ其感情を抑ふるこゝ能はざりき。是に於て乎、彼等の或者は近江源氏に通じて蜂起を謀り平氏の兵を蒙りたり。(百鍊鈔)。尋で壽永元年(一一八二年)五月十九日山僧永雲、顯眞、以仁王の子及び源仲綱の子を義仲の所に送りしを以て永雲は薩摩に顯眞は土佐に配流せ

られたり。源平盛衰記に據る。此王子が北陸宮なりしや否や不明なり。延暦寺の平氏に冷淡なりしと斯の如きを以て、義仲の兵既に近江に入りしに及んで平氏は延暦寺の異心あらんことを懸念し七月八日平氏の公卿十人の連署したる起請文を延暦寺に送り、藤原氏の興福寺に准じ、延暦寺を以て氏寺となすこと、春日社に准じ、日吉社を以て氏社と爲すことを誓ひ切に其歡心を買はんと欲せり。(百鍊鈔)。されど僧徒は寧ろ之を冷笑せり。(平家物語)。義仲の參謀にして記室たりし興福寺の僧覺明は義仲の爲めに延暦寺に牒して之を誘へり。延暦寺の僧幸明なるものあり。覺明と善きを以て義仲の爲めに衆徒を説きて義仲に應せしめたり。此時既に蒲生近江に陣したりし義仲は幸明が火を山上に擧げ、山門悉く源氏に附くに決したるを報ずるに及んで則ち覺明を以て前導となし、七月二十二日琵琶湖を渡りて東坂本に着し總持院に宿したり。(參取源平盛衰記、百鍊鈔)。山門が此の如くにして其旗色を鮮明にし、源氏の味方たるを公にしたるは平氏に取つては其滅亡を早くしたる大痛撃なりき。而して義仲が延暦寺に上りしと同時に

に義仲の一將たりし足利義清信濃の人は兵を分ちて丹波に至り西方より平氏を畏嚇せり。(玉海)。平氏は同月十六日を以て忠度を丹波に遣はし、(吉記)同二十一日を以て資盛、貞能等をして一千餘騎を率ゐて近江に赴かしめ、義仲登山を聞きたる後七月二十二日更に知盛重衡等をして二千騎を率ゐて出發せしめたれども潮の如く寄せ來れる源氏の大軍に對しては復た之を防ぐべくもあらざりき。(吉記、一代要記)。平氏は是に於て最後の窮策に出で皇室を奉じて西走せんと欲し、同二十四日、主上、内侍所を奉じて共に法皇の御所法住寺殿に移し奉れり。(百鍊鈔)。夫れ源氏の兵強しと雖も、主上、法皇、神器を奉じて共に平氏の營に在らば、たとひ邊境に在りとも猶ほ宣旨、院宣を藉りて四海に號令すべし。京都は兵士の久しく留まり得べき地に非ず、源氏の銳氣も終に阻喪すべきのみとは恐らくは平氏の預め算したる所ならん。清盛は治承三年(一一七九年)法皇と相惡しかりし時、當時の皇太子則ち安徳天皇を擁して京都を去るの意あることを諷して法皇を脅かし奉りたり。(玉海)。平氏の

計、蓋し清盛以來の遺策のみ。されど後白河法皇は預め平氏に此の如き陰謀あるを
 知り玉ひしかば平氏が天皇、内侍所を奉じて法皇の御所に置きまいらせたる同じ夜
 を以て院中男女の不意に乘じ竊に左馬頭源資時、檢非違使平知康等と共に御所を脱
 して間道より延曆寺に上りたまへり。(參取玉海、吉記、百鍊鈔)。是より先き法皇は
 平氏の運既に傾きたるを見て内々其羈絆を脱せんと思召し、山門に依頼し玉ふの御
 心ありしもの、如し。則ち去年(一一八二年)四月十四日を以て山門に行幸あり、(玉
 海)、今年六月三日を以て日吉社に行幸あり、山中に在すこと二日に及び、同十一日
 一千僧をして薬師經を山門に轉讀せしめ玉ひしが如き、(吉記)、共に人をして近時法
 皇と延曆寺の間には何等かの意思ありて相通じつゝありしかを猜せしむるに足るも
 のなり。果然法皇は平氏を棄て山門に上り、源氏の軍に投じ玉へり。平氏は深く法皇
 を逸しまいらせたるを憤りたれども、今は悔ゆるも及ばざれば同二十五日、六波羅
 の第を火し、天皇安徳天皇建禮門院、神器を奉じ、攝政基通を擁し京都を出で、西國に

走れり。平氏の京都に留まりしものは獨り平賴盛の類ありしのみ。既にして基通は
 途中より轅を廻らして還り、平氏と運命を與にせざりき。(百鍊鈔)。嘗て北陸道に於
 て義仲の兵と戦て戦功あり、此時まで平氏に従ひ居りし畠山重能重忠の父、小山田有重重忠の父
 は平氏を淀に送り猶ほ隨行せんと請ひしかども宗盛の懇諭を受けて其志を翻へし關
 東に歸りて賴朝に投じたり。(源平盛衰記)。

(一五) 義仲、京都に入る。平氏西國に通る。(三)

源氏は平氏の京都を出ると共に武田某の兵先づ京都に入り同二十六日義仲、行家、義
 廣等も亦入京し、愚管抄に據る。行家は源平盛衰記に據り、義廣は吉記に據る。同廿七日法皇も亦還御あり。同廿八日蓮
 華王院に於て義仲、行家を御前に召し宗盛以下の黨類を追討すべき由仰付られ、又院
 廳官康貞等を御使として賴朝の許に遣し玉へり。百鍊鈔に據る、蓮華王院は吉記に據る。尋て八月三日平氏
 の黨類二百餘人の官爵を削り、玉海に據る。一代要記には百八十九人、盛衰記には百八十八人。同十日院中に於て平氏追討

の功を論じ賴朝を第一とし義仲を第二とし、義仲を従五位下に叙し、左馬頭兼越後守に任じ、行家を従五位下に叙し、伊豫守に任じたり。行家、義仲其任を悦ばざりしかば同十八日更に除目を行はれ義仲を伊豫守に遷し、行家を備前守に遷したり。(百鍊鈔)。平氏は既に遠く遁れたり。義仲は既に京都の主人となれり。彼は其豫期したる如く天下の上游に據り、至尊を擁して四海に號令すべき位地を占めたり。されど彼は之と與に自己の位置が頗る不安心なる境遇に在ることを發見せざる能はざりき。彼は信濃上野北陸道の武士を率ゐて京都に入れり。されど京都は何人も久しく大兵を擁して無事に過ぎ得べき地勢に非りき。さなきだに規律の極めて放縱なりし當時の武士は京都に入ると共に兵糧の乏しきに困しみ直ちに市邑、村落を掠略せり。傳説は當時の事を下の如く語れり。曰く。

平家西國へ落ち下りて後は世の騒にひかれて資財、雜具東西に運びかへし。京白河にもてゆきければ、ひき失せるものも多く、ふかき井の中に入れ、穴を掘りて

埋みなどせしかば打やぶり朽損じて失せし計なり。さすが残るものも有しぞかし。木曾五萬餘騎を引率して上洛して、武士京中に充々て家々にみだれ入、門には白旗を打立て、家主を追出し、財寶を追捕す。只今食はんとて箸を立てるをも奪ひ取りければ、口を空ふして命いくべきやうなし。道を通るものも衣裳をはがれ、手に持ち肩に擔へるものをさへ取りければ、安き心なし。あさましなど言ばかりなし。然るべき大臣公卿の御所などこそ流石には、かりて狼藉をばせざりけれ。平家の代には六波羅の一家といひしかば、たゞおそれをなす計にて有しに、かやうに目を見合はせて食物をば奪ひ取る事やは有じ。心うき事なりと老たるも若きも歎きけり。加賀國の住人井上次郎諸賢が申行ふに依て木曾かゝる悪事をするをぞ聞へし。たゞ民間の煩のみにあらず。賀茂、八幡、稻荷、祇園より始めて神社佛閣權門勢家の御領をも所きらはす青田を茹取つて秣に飼ひ、堂塔、蘇屠婆などを破り取て薪としけり。狼藉斜ならず、殆ど人倫の所爲とも覺えず。はるかにか

へおとりしたる源氏なりとぞ沙汰しける。(源平盛衰記)。

平氏の都を棄て、去りたりしも、頼朝の容易に足を擧げて京都に向はざりしも京都に此の如き地勢の不便ありたればなり。功名に急なりし義仲は今は自ら此圈套に陥れり。京都は忽ち武士の劫盜を逞くする衝となれり。(玉海)。馬を飼ふものは幾らともある田を妨らせて秣にし、兵糧米つきたる冠者原は西山、東山の片ほとりに行きて掠奪を恣にしたり。(平家物語)。是れ義仲の位置に在りては免るべからざる運命なり。法皇は此亂暴を以て北兵新たに至り未だ糧食を給せざるの致す所なりとなしたまひ公卿の議に依り收公したる平氏の所領を分ちて義仲、行家に賜へり。されど武士の攻剽は猶ほ已まざりき。(玉海)。大兵を置くべからざる京都に何の思慮なく集まりたる北兵は直ちに糧食、物資の不足を感じ、直ちに自己の位置の甚だ好まじきものに非ることを覺らざる能はざりき。是れ京都に入りたる義仲の最大なる弱點なり。義仲は又京都に入りたると同時に皇室の御眷顧が必しも義仲の上のみ存せ

ざりしことを發見して頗る懊惱せり。そは義仲が京都に入りしとき院中の議は早くも頼朝の功を以て第一とし義仲を以て第二とし(玉海)剩へ使者を頼朝に遣はして平氏追討の功を賞し玉ひ、頼朝を寵することに依りて義仲の權勢を制せんとしたまひしのみならず、(百鍊鈔)、義仲の率ゐたる武士が糧食を給せざりし爲めに働きたる暴行はいたく貴族の感情を害し、且其率ゐたる上野信濃及び北陸の田舎武士が都に於て演じたる種々なる不作法と滑稽とは益す義仲に對する評價を下落せしめ、院中に於ては幸にして平氏を追出したれども、更に平氏よりも甚しき野蠻人を迎へたるの感ありて義仲に對する法皇の御覺も甚だ悪しかりければなり。當時の傳説は左の如く語れり。曰く。

木曾義仲は色白う、みめはよい男にてありけれど、起居の振舞の無骨さ、物言ひたる言葉つきの片口なる事、限りなし。ことわりかな、二十より三十にあまるまで信濃國の木曾といふ片山里に、住み慣れてありければ、なじかはよかるべき。其

比猫間の中納言光隆の卿といふ人ありけり。木曾に宣ひ合すべき事ありておはしたるを郎等ども猫間殿の入れ給ひて候ふといひければ、木曾大に笑ひて猫は人に對面するかとぞいひける。是は猫間の中納言殿とて公卿にて渡らせ給ひ候ふといひければ、さらばとて對面す。木曾猫間殿とはえいはで猫殿の食時けどきにまいればれいわたに物よそへとぞいひける。中納言殿いかでは唯今さる事のおはすべきと宣へども、木曾何をもあたらしきものをば無鹽といふぞと心得て、ぶえんの平茸ひらたけこ、にあり疾とうとといそがす。根井小彌太陪膳す。田舎合子むなかがらし（合子は今の碗なり）の極めて大に凹くぼかりけるに、飯うづたかうよそひ、御菜三種して、平茸の汁にてまゐらせたり。木曾が前にも同じ體にすゐたりけり。木曾箸とりて食す。中納言あまりに合子かかしのいぶせきに、めさゝりければ、木曾汚うな思ひ給ひぞ。それは義仲が精進合子にて候ぞ。疾とうととすゝむる間、中納言殿めさでも、さすが悪しかりしなんとや思はれけん、箸とりてめすよしして、さしおかれたりければ、木

曾大に笑ひて、猫間殿は小食せうじきにておはすよ。聞ゆる猫おろし給ひたり。搔き給へやととぞ責めたりける。中納言殿はかやうの事に、よろづ興覺めて、宣ひあはすべき事ども一言もいひ出さず。急ぎかへられけり。其後義仲院參しけるが、官加階したるもの、直垂にて出仕せんこと、あるべうもなしとて、俄に袍衣かたぎとり、装束冠かぶきは、袖のかゝり指貫のりんりんにいたるまで、頑かたくななることかぎりなし。鎧取りて着、矢かき負ひ、弓推し張り、甲の緒をしめ、馬に打ち乗りたるには似も似ずあしかりけり。されども車くるまにこがみ乗りぬ。牛飼は八島の大員殿（平宗盛）の牛飼なり。牛車もそなりけり。逸物なる牛のすゑかふたるを、門出づるとて一椀ひとすべあてたらんに、なじかはよかるべき。牛は飛びて出づれば、木曾は車くるまの中に仰向あふむきにたをれぬ。蝶の羽をひろげたるやうに、左右の袖をひろげ、手をあがいて、起きんととしけれども、なじかは起きらるべき。木曾牛飼とは得いはで、やれ小牛こぎてい（健兒）よ、やれ小牛こぎていよといひければ、車をやれといふぞと心得て、

五六町こそあがかせけれ。今井の四郎鞭燈を合せて追ひつき、何とて御車をばかやうには仕るぞといひければ、餘に御牛の鼻が強う候ふてとぞのべたりける。牛飼木曾に中直なかなほりせんとや思ひけん。それに候手形てがたと申すものに、取りつかせ給へといひければ、木曾手形にむづと掴み附きて、あつばれ支度や、牛ごていがはからひか、殿のやうかとぞ問ひたりける。さて院の御所へまゐり門前にて車かけはづさせ後よりおりんとしければ、京のもの、雑色に召し仕はれけるが車にはめされ候時こそ、後よりはめされ候へ、下りさせ給ふ時は、前よりこそおりさせ給ふべけれといひければ、木曾いかでか車ならんからに、何條すとほりをばすべきとて、終に後よりぞ下てける。(平家物語)。

是豈獨り義仲のみならんや。當時田舎に育ちたる武士の遽に京都に入りしものは何人もかゝる失體を免れ得ざりしならん。されど此の如き粗野なる舉動と、兵糧窮乏に餘儀なくせられたる武士の暴行とは相合して義仲をして院中の惡む所たらしめた

り。而して頼朝は其鎌倉に在りて容易く京都に出でず、其率ふる武士も京都を荒すべき機會なかりしが爲に大に院中の好感情を博し、義仲の院中に不人望なりし度の加はれば加はるだけ頼朝は益す院中の人望家となれり。(平家物語)。かゝりしかば義仲は自ら其戦功の大なりしを感じたる程に院中の彼を見ること重からざるに不平なきこと能はざりき。而して義仲をして最も不快を感せしめたるものは蓋し皇位繼承に關する其説の顧みられざりしとならん。平氏の安徳天皇と神器を奉じて西に走るや、京都はしばらく在位の天子を見る能はざりき。法皇乃ち別に主を立てずして天皇の還幸を待つべきや、新たに皇子を撰んで御位に即かせ奉るべきかの二に就て其孰れか吉なるを卜したまひしに太政官陰陽寮共に奏するに卜は天皇の還幸を待つを吉とする旨を以したり。法皇更に官寮各數人に對し其意見を求め玉ひしに、或は半と云ひ、或は凶と云ひ申す所一ならざりき。是に於て八月六日右大臣兼實の意見を求めたまひしに兼實は大要左の如く奉答したり。

かゝる事は始よりトに問はるべき筋のものに非ず。先づ議定あり、人意一決せず、偏に占トに問ふべしと議奏ありし後御トありて然るべかりしなり。さるを始よりトに問ひたまひ、更に之に乖きたまふことトは再三せずと申す本意に違へり。それも度々の詮議に及ばるゝことは然るべからず。今に於ては偏にトを用ひられ、猶ほ良將吉神等の趣に従ひ斟酌あるべきなり。但し思慮の及ぶ所を申さんには今日までかく寛慢に附したまふこと愚心の甘服せざる所なり。其故は先づ京都の狼藉、今に止まず。是れ人主在^まさまさるの然らしむる所なり。是一つ。次に平氏征伐を急がせらるべき筈なるに彼等主上及び神器を奉じて既に西海に赴けり。人主を立てずして征伐あらば議に於て妨あるべし。是二つ。次には我朝の習、劍璽を得ざれば踐祚曾て例なしとは申せども、繼體天皇臣下の爲めに迎へられたまひしとき國史には之を踐祚と書し、甲申天皇樟葉宮に移り、辛卯璽符鏡劍を得て即位云々と記したり。往古は讓位即位の分別今の文の如きもの無しと雖も即位以前已

に天皇と稱し、又踐祚と謂ひ、則ち皇居を移され、其後劍璽を得て即位し玉ひし例あること此の如し、準據尤も合ふべきの由存する所なり。是三つ。凡天子の位は一日も曠ふすべからず。若し一日人主なければ政務悉く亂る。今に至るまで遅々の條、萬事違亂の源なり。早速沙汰あるべきもの歟。

是れ當時に在りては最も聰明なる奏議なりき。法皇則ち此議を採り玉ひ高倉天皇の二皇子三宮^{惟明親王の御事なり。}四宮^{後鳥羽天皇の御事なり。}の中を擇び玉はんとしたるに義仲は此議を聞て

北陸宮を立つるの至當なるを論じ、大藏卿高階泰經に因りて、以仁王の御子北陸に在す。^{百鍊鈔に壽永二年九月八日北陸の宮入洛、院より之を迎へ奉らるとあれば此頃は猶ほ北陸におはせしが如し。}義兵の起るは、實に以仁王の力なり。

今日人主を擇ばるべくんば北陸宮を立て奉るべきと誰か異議あらんと奏したり。法皇は此意外なる武人の陳奏に驚き玉ひ、義仲と親しかりし僧正俊堯をして我朝の習、繼體守文を以て先と爲す。高倉天皇の皇子御二方現に都に坐ますなり、是れ應さに宜しく皇位を繼がせらるべきなり。かゝる正しき皇胤の在^まますを置きて孫王を

求めらるゝの條、神慮測り難し、此條然るべからざる旨、義仲を諭さしめ玉へり。されど義仲は猶ほ其説を變せざりき。かゝる大事を臣等の分際として執し申すべきに非るは臣等も亦之を知る。されど熟ら事の理を案するに、法皇御隱居の刻、高倉天皇は權臣を憚り玉ひて御成敗にも及ばれざりしに、以仁王の至孝に依りて令旨を諸國に賜ひ以て法皇の御難儀を救ひ參らせたり。是れ以仁王は法皇に御孝行を盡させ玉はんが爲に御身を亡ぼさせ玉ひしなり。法皇もよも其御功勞と御孝道を思食されざることあるべきや。されば臣は、猶ほ醇懷なきに非ず。但し斯く申すもの、此事偏に勅定に在るべきは勿論の事歟」とは彼の主張なりき。(玉海)。以仁王の令旨を奉じて起ちたる源氏としては義仲の奏する所は固より一理なきに非りき。されど法皇は固より義仲の議を容れ玉はんとする御心なかりければ先づ官寮に命じて三宮四宮の間を卜はせ玉ひしに官寮は兄宮を占て吉とし之を奏したり。されど法皇は此卜にも從ふを好ませたまはざりき。そは法皇の寵女に六條殿と云ふものあり。遊君なりと云ふ。法皇

に奏するに弟君が行幸の儀ありて松枝を持ち給ふを夢み參らせたりと申上ければ法皇寵女の言に心動き玉ひて内々四宮を立てんとの御思召ありしを以てなり。(玉海)。當時義仲は法皇の心動き玉ふことを知り猶ほ固く前議を執りて言す所ありき。法皇則ち攝政基通、前關白基房、左大臣藤原經宗と之を議し玉ひ、義仲の言す所其謂なきに非ずと雖も北陸宮は一旦剃髮して佛門に入り給へり、今さら帝位に即かせ玉ふこと然るべからざる歟と議定したりけれども、義仲の意に違ふことを憚りたまひしかば則ち更に官寮をして卜せしめたまひしに、今度は四宮御夢想の事あるに依りて最吉の吉として第一に定まり、三宮半吉にして第二に定まり、北陸宮始終不快にして第三に定まれり。(參取玉海、源平盛衰記)。法皇則ち八月二十日を以て四宮に踐祚の儀を行はせさせ玉へり。後鳥羽天皇則ち是なり。(百鍊鈔)。斯くてぞ日本は此に暫く東西二帝の在ますを見たり。崇徳、後白河二帝の御位争より人心漸く險はしく、九重の中宸襟を惱ませ給ふこと多かりしに、此に至りて遂に東西兩帝を見、後世

南北朝の時代に於ける恐多き状態の豫兆を發したり。かゝりしかば義仲は皇位御繼承の問題に於ても全く志を得る能はず。平氏を西海に追ひ、京都を占領したる武名を得ると共に其實は進退兩難の地に陥り、殆んど其窮境より脱するの道を發見するに苦しみつゝありき。

東鑑に義仲を以て頼朝の代官たりしものとし、北陸道より義仲鎌倉殿の代官として上洛すとあり。當時義仲、頼朝の間互に好情を失はざりしのみならず、頼朝は源氏嫡流の家督なれば義仲を以て頼朝の代官とするは謂あるに似たり。されど義仲は頼朝の指揮に従て兵を進めたるものにはあらず。

(一六) 平氏瀬戸内海を占領す。

平氏が京都を棄て、西國に走りたるは必しも無謀の業なりとは云ふべからず。京都が優勢なる敵軍に對して久しく守るに堪へざるの地たるは古今の歴史の均しく證す

る所なり。況んや北國既に義仲に屬し、山門既に敵となり、攝津河内の源氏既に義仲に黨したる場合に於て平氏が一日と雖も輪漕の絶へたる京都に大兵を擁して安全なる能はざるは勿論なり。されば平氏が策を決して天皇を擁し直ちに此危険なる位置を去りたるは寧ろ機を見るに敏なりしものなりと云はざるべからず。且東國武士の武威を逞ふし得べき區域も實は畿内までにして畿内以西は地勢人情自ら東國武士の進撃を許さざるものあり。是亦平氏の善く遁所を擇びたるものにして東國武士が平氏を西國に逸したるは其狀恰も狗子が家鴨を追て池畔に至り、家鴨の忽ち水に跳入りしを見て呆然たるに殊ならず。其困難を感じたるものは寧ろ源氏に在りて平氏に在らざりしなり。其故は東國、北國の長所は騎戦に在り。而して騎戦に最も必要なものは牧草及び馬を飼ふに適したる廣き濕地なり。されど近畿及び西南地方は九州の南部を除くの外土壤狭く人口の密度亦高きを以て此の如き好牧地を得ること甚だ難し、是れ馬ありと雖も殆んど之を用ふべからざるなり。

源平盛衰記に義仲の逃遁を記して曰く武士と云ふはことに馬を

いたはりて敵をもせめ城をもおとす。馬をよほくしてはせんなし。さればそのはみ物の料に青田青
 夢をからんにひが事ならずと。京都附近の地大抵田畑にして牧草を得るの地なかりしと察すべし。且つた
 とひ馬を用ひ得べきも海上權なき客地に於て單に陸路に依りて糧食を輸送せんと
 す、其困難蓋し言ふべからざるものあり。東鑑に依れば範頼周防より赤間關に入りし時東軍の糧食既に絶へ東國に引返したるもの多かりしが如し。狹長なる日本に於て東國より糧食を京都以西の戰場に輸送するは極めて難事なりしこと明かなり。たとひ此困難を排除して進み得べしとする
 も猶ほ他の大なる艱難ありて東國武士をして進撃に苦ましめたるものあり。他なし
 東國武士が陸上の勇者たりしと共に海上に於て殆んど何等の素養なかりしことは是なり。
 當時の東國武士と西國武士とを對照すれば恰も羅馬とカルタゴの相違に似たり。
 カルタゴが海軍の國にして海上の勇者たりしが如く、西國武士は多く兵船を有し威を海上に揮ひたり。

左表は當時西國に在りし豪族及び其海上の勢力を概見すべきものなり。

攝津。

渡邊黨。

兵船を有す。

紀伊。

熊野。

兵船を有す。本宮別當湛増兵船二百餘艘に取のり、屋島の戦に源氏を助けしことあり。湯淺氏、園部氏等亦皆兵船あり。

阿波。

阿部民部大輔成良。及び其一族(田口氏)。

優勢なる兵船を有す。

天野六郎忠景。

兵船あり。

井伊紀四郎宗長。

兵船あり。

伊豫。

河野四郎通信。

優勢なる兵船あり。

備中。

瀬尾太郎兼康。

瀬尾は讃岐の屋島と瀬戸内海を扼す。兵船あり。但し兼康は北陸道の戦に平氏方として働き源氏の捕虜となれり。

備後。

額入道西寂。

兵船を有す。

安藝。

沼田次郎。

兵船を有す。沼田尻は船つきなり。

周防。

大内介弘成。

兵船を有す。

木上七遠隆。

兵船を有す。

船所五郎正利。

兵船あり。

長門。

紀伊民部大輔光季。

平家物語には紀伊刑部大輔通資とあり。平知盛の目代なり。兵船あり。豊前。

緒方三郎惟義。

優勢なる兵船あり。

白杵次郎惟隆。

兵船あり。

筑前。

原田氏、秋月氏。山鹿氏。

兵船あり。

肥前。

松浦黨。

兵船あり。

肥後。

菊池隆直。

兵船あり。

而して東國武士に至ては則ち羅馬人の徒に陸上の勇士にして海上の無能者たるに殊ならず。平家物語、源平盛衰記等此趣を記さざることをなし。されば彼等は馬を以て攻入り得べき京都まではたとひ懸軍長驅、破竹の勢を以て進み得るにせよ。一たび兵船の國たる瀬戸内海に臨めば其勢則ち窮せざることを得ず。加之東國西國は其距離の相隔たること遠く、其風俗

慣習も亦同じからざるが故に従て其感情も亦自ら融和し難きものなきに非ず。源平盛衰記、實盛の言として東西人情の差を語るとあり。是れ殆ど天の南北を限りと云ふべきものなり。太平記も亦東國の人情西國に殊なるを記す。源氏は攝津河内の源氏あり。大和の源氏あり。近江の源氏あり。美濃尾張の源氏あり。甲斐源氏ありと雖も西國に至りては源氏を以て雄を地方に稱するもの殆ど稀なり。則ち源氏の勢力範圍も亦瀬戸内海の東端に劃られたりと謂はざるべからず。而して平氏は則ち正盛、忠盛、清盛三世威を西國に立て瀬戸内海は殆ど其園池たり、九州は殆ど其外府たりし觀なきに非ず。平氏が其天然の地形上殆ど守るべからざる京都を棄て、東國武士の容易に其手を延ばし難き西海に及び、天皇と神器とを奉じ西國の豪族に依り、源氏の奔命に疲るゝを待ちて、徐ろに捲土重來の計を爲さんとしたると其策決して拙なりとすべからず。獨り是のみならざるなり。平氏は高倉天皇の第二の皇子守貞王御年五歳御母は典侍藤原殖子、文治五年親王宣下あり。後高倉院の御事なり。をも其船中に載せ奉りて之を皇儲に擬したり。(平家物語)。西國は平氏に因縁深き所なり。昔より其家人と稱するもの少

からず。而して天皇、皇儲儼として上に在ます。趣好と感情とを殊にする東國武士の京都を占領して榮華を誇るを見るもの誰れか平氏を助けて彼等に當らんとするの情なきを得んや。平氏の西國に遁れたる寧ろ其所を得たりと云ふべきなり。斯くて平氏は壽永二年(一一八三年)七月廿五日京都を出でたる後先づ福原に至り清盛の墓を拜し、翌日福原京の宮殿及び公卿の第宅を焼き、直ちに兵船に上り八月十七日太宰府に達したりしかば、太宰權少貳原田種直を始めとし、菊池肥後臼杵豊後戸次豊後松浦黨肥前の諸族平氏に應じ、則ち行宮を營み勤王の誠意を表せり。彼等は嘗て一たび賴朝に應じて平氏に背きたるものなれども平氏が天皇皇儲を擁して九州に下りしを見ては再び之に背くを得ざりしなり。是に於て平氏は原田種直を薦めて筑前守となし菊池惟直を肥前守となし以て九國武士の心を攪らんとせり。(源平盛衰記)。されど法皇が都に於て別に後鳥羽天皇を立て給ひ東西二帝を見るに至りて九國の武士は再び其心を二にするものを生じたり。是は勿論怪しむべきことに非りき。何となれば是よ

り先き菊池原田等が兵を起して賴朝に應じたりしとき其鎮壓の爲めに九州に下りたる平氏の郎等筑後守貞能は、其糧食を得んが爲めに吏を遣はして莊園社寺に課し、誅求甚だ嚴なりしかば、九州の豪族は竊に之を不快としたるもの多かりしを以てなり。(東鑑)。是に於て乎、豊後國の住人緒方三郎惟義は先づ兵を擧げて平氏に反し臼杵、戸次、松浦黨等亦之に應じ遽に太宰府に攻め來れり。是を同年九月の事となす。(源平盛衰記)。傳説は惟義の平氏に背きし事情を語りて云へり。

豊後の國は刑部卿三位賴資卿の莊園多き所なり。子息賴經父の代官として置かれたり。一院(後白河上皇)賴資朝臣に平家主上を奉じて太宰府に在りと聞ゆ。速に九國の者に申付けて追ひ出し奉るべき様取計へと仰せらる。賴資卿則ち賴經の許に使者を立て、平家は既に神明にもはなれ奉り、君にも捨てられ參らせ、帝都を出で、波の上に漂ふ落人となれり。然るに九州二島の者どもが受けとりてもてあつかうらんこそ然るべからね。當國に於ては一向従ふべからず、東國北國と一

味同心して、九國の中を追ひ出さるべき由、宣ひ遣はされたりければ、賴經是を緒方三郎惟義に下知す、惟義は小松殿（重盛）の家人たりしかども賴資卿の庄務を沙汰したるものなりければ卿の申さるゝ所を拒むべきに非ず。まして一院の仰なれば則ち賴資卿の仰に従ひけり。（平家物語の意を取る）。

九國に於て最も優勢なりし豪族は此の如くにして平氏に反せり。宗盛は資盛等を遣はして惟義を諭したれども惟義従はず。（平家物語）。兵を發して博多より太宰府に攻入れり。菊池隆直、原田種直は平氏の爲めに博多に防戦したり。されど惟義及び其黨與の兵の優勢なるに若かざりしかば平氏は遂に太宰府を支ふる能はず。天皇を奉じて箱崎に奔り、尋で兵藤次秀遠の山鹿の城筑前に至りしが惟義大兵を率ゐて來り襲はんとするの報あるを以て此所をも支ふる能はず。兵船に乘じ柳浦豊前に至れり。（源平盛衰記）。此所より一葦の水を隔て、長門の國あり、長門は内海の咽喉にして平氏の昔より注目したる所なれば平知盛の管國なりき。知盛の目代紀伊民部大輔光季

平氏の急を聞き兵船百卅艘を獻す。（源平盛衰記）。平氏はに於てか清盛以來平氏の分國たりし讃岐に至り、平氏の分國は玉海に據る。行宮を屋島讃岐國に造る。阿波の豪族民部大夫成良

（田口氏）一千餘騎を率ゐて來り屬し、四國の將士悉く平氏に應じたりき。（源平盛衰記）。是れ蓋し同年九月末の事とす。一代要記に十月十二日義仲瀬屋兼光を攻むることを記す。平氏の讃岐に據りしは此より前なるべければ此に九月の末

と算したり。百鍊鈔に十一月一日に掛けて或は云ふ平家鎮西を追出さるとあるは遲きに過ぎり。平氏既に九州に居る能はず太宰府を棄てたりと雖も筑前の原田、山鹿は依然として平氏に屬し、長門の海口も平氏に依りて扼せられ、周防の大島は其要害の地たるを以て知盛しばらく此に居て土豪を懐け、（東鑑）、四國盡く平氏に屬す。之を要するに瀬戸内海は猶ほ全く其掌握に在りと云ふも可なり。瀬戸内海を領するは是れ殆んど日本の全海權を領するなり。清盛が心を瀬戸内海の經營に用ひたる効果は此に至りて現はれぬ。今や義仲の爲に都を追出されたる平氏の勢力は却て逆まに京都を畏嚇するに足りき。

(一七) 義仲の窮境。

信濃の木曾山中より北國を打從へて京都に攻上りたる義仲の兵勢は實に脱兎の如くなりき。されど京都に入りたる後の義仲が平氏に對する態度を見れば其始め脱兎の如くなりしに反し寧ろ處女の如しと謂はざるべからず。彼は九月二十日を以て平氏追討として西國に下向すべき仰を蒙れり。(百鍊鈔)。されど彼は自ら行くを欲せざりき。彼は志太郎先生義廣をして先づ行きて平氏を討たしめんと欲したり。義廣は嘗て賴朝の敵たりしを以て義仲よりは寧ろ重きを賴朝に置きたる院中の議は固より輒く之を聽くべくもあらざりき。義仲は益々其議を主張せり。彼は上奏して義廣に備後を賜ひ其州兵を督して以て平氏を討たしめんと請ひき。されど法皇は猶ほ其議を容れたまはず、先きに義廣は追討の任に堪へざるべしと思召したれば追討使を命じ玉はざりしと雖も若し義廣を以て其の任に堪ゆべしとせば之を遣はすも可なり、

其任官の事は輒く許し難しと仰下されたり。(玉海)。しかも義仲は容易に京都を出でざりき。是は義仲に在りては其自衛上已むを得ざる仔細ありければなり。是より先き法皇は義仲の兵が近畿地方を攻剽するを憂ひ玉ひ、今年八月を以て中原康定を鎌倉に遣はし賴朝の上京を促し玉へり。是れ義仲を牽制せんと思召したればなり。義仲之を聞きて悦ばず、賴朝若し上洛の途に上らんには途中にて之を逆へ撃たんとて其用意をぞしたりける。賴朝之を聞き、義仲の己を討たんと欲するを訴へ、且臣若し衆を率ゐて上京せば藤原秀衡、佐竹隆義必ず臣の後より虚に乗じ掩襲すべき歟、其上武士數萬京都に入らば都下恐らくは騷擾すべしとて其上京するを便宜とせざる理由を奏し併せて源九郎源義經をして貢賦を管し京師に至らしむる意あることを述べたり。義仲之を聞きて益々疑懼の念を生じ戦争の支度取々なりき。法皇は賴朝義仲合戦に及ばば天下必ず大に亂るべしと思召し玉ひしかば更に使者を賴朝に遣はし義仲と和睦すべきを命じ玉へり。賴朝則ち康定の歸京を機とし三事を奏したり。是れ今

年九月の事なりき。頼朝が始めて朝政に關して口を開きたるは是を始とす。下は則ち頼朝上奏の要點なり。

(一)日本國は神國なり。然るに頃年の間、謀臣の輩、神社の領を立てず。佛寺の領を顧みず。押領の間遂に其咎に依り七月二十五日忽ち洛城を出で、散亡す。王法を守護する所の佛神、冥顯の罰を加へ給ふ所と覺ふ。全く頼朝微力の及ぶ所に非ず。然らば殊賞を神社佛寺に行はるべく候。近年佛聖燈油の用途已に闕如して先跡なし。寺領、本の如く本所に付くべき由、早く宣下せらるべく候。

(二)王侯卿相の御領をば平家の一門數所押領しき。是れ領家の堪忍するに堪がたき所なり。早く聖日の明詔を降し、愁雲の餘氣を拂ふべし。災を攘ひ、福を招くの計何事か之に如かんや。たとへば頼朝若し彼の領所を領せば人の歎きは平家に相同じく候はん歟。宜しく道理に任じて御沙汰あるべきものなり。

(三)平家の郎從上京歸順のものは科息ありと雖も身命を助けらるべし。頼朝昔し縁

座に依りて勅勘を蒙りたれども露命を全ふしたればこそ今朝敵を討つを得たり。後代又此事なからんや。されば彼輩も容易く斬罪に行はれず。罪の輕重に従ひ御沙汰あるべきなり。

彼は宣旨を東海、北陸、東山の三道に下して此議を行はせ玉はんことを請へり。彼は義仲が京都に在りて其大兵を支ふべき糧食なきに窮し、武士の掠奪暴行に依りて不人望の極端に達したるに際し、超然として獨り關東の膏腴を占め、此の如き道理正しき辭令を以て京都を動かせり。諺に曰く花の香は遠くより聞くべしと。頼朝の京都に對する政策は遠きものを慕ひ、近きものを疎んずる人情を自己の利益に應用したるものなり。彼は斯の如くにして義仲の人望を失ひたと共に大に京都の人望を博し得たり。(玉海)。法皇則ち頼朝の議に従ひ十月十四日宣旨を東海、東山二道に下し、諸國の年貢、神社佛閣并に王侯卿相以下の家領庄園元の如く領家に従ふべきの由命せられ、若し命を用ひざるものあれば頼朝をして糾察處分せしむべしと仰付

られたり。玉海に據る。月日は百鍊鈔に従ふ。されど流石に義仲を憚りたまひたれば北陸道には此宣旨を賜はざりき。(玉海)。京都の人心頼朝に謳歌し、朝廷も亦義仲を疎んじ、頼朝を親しむに傾きたること此の如し。義仲の容易に足を舉げて西に向ふことを欲せざりしや怪むに足らざるなり。況んや義仲の兵既に糧食の窮乏を感じたるをや。されば彼は法皇の御催促ありしに關せず故らに其西下を遷延し先づ足利義清信濃の人、足利矢田判官代と云ふもの是なり。高梨高信うんの海野幸廣共に等を山陽道に遣し尋で十月初旬自ら遠征の途に上りたり。義仲が京都を發したる時日は詳ならず。されど一代要記、歴代皇紀に義仲が備中國板倉に於て瀬尾兼康を攻め其城を拔きたる記事あるに依りて其出師は十月初旬なるべしと断定す。されど此遠征軍は義仲に取りては寧ろ大なる失敗なりき。則ち閏十一月一日備中國水島の戦に於て全く平氏の敗る所となりたればなり。是より先き平氏は水島の地が屋島の行宮を敵の進撃より防衛し且内海を扼する要地たるを以て此に城を築き重衡、通盛、教盛等をして之を戍らしめたり。義清、高信、幸廣は兼て義仲の先陣として進みたれば仁科盛家等と共に此日大に水島の海上に戦へり。海軍に於ては特長を有する瀬戸内海

の武士は直に單に陸上の猛者たるに過ぎざりし信越諸國の武士を敗れり。源軍は忽ち敗績し高信、義清、幸廣は戦死し、平氏の爲に首級を獲らるゝもの三千餘級に及びたり。源平盛衰記に依る。玉海、百鍊鈔も亦水島此戦は信濃、北陸に於て百戰百勝の將たり。の戦を以て盛衰記の記す所と同日とす。し義仲の名聲の爲には眞に大なる打撃なりしならん。彼の位置より言へば彼は當然戦地に止まりて其の敗軍の恥を雪ぐべき筈なりしなり。されど彼はしかする能はざりき。彼は源範頼、義經が頼朝の代官として關東より兵を率ゐて西上すとの報知を得たりしかば水島の大敗に關する恥辱を雪ぐに隙あらずして其の月十五日遽に京都に歸れり。彼は斯の如くにして頼朝の代官を邀へ撃たんと欲したりしなり。(玉海)。されど此にも亦彼は其計畫の遂行を妨ぐべき困難の事情に會せり。他なし行家の貳心是なり。是より先き行家は義仲と共に恰も聯合軍の大將の如き態度を以て京都に入り、義仲と相並んで朝恩に浴したりき。(玉海)。彼は頼朝を怨んで義仲に投じたるものにして義仲より云へば彼は一個の寓公たるに過ぎざりき。(源平盛衰記)。さ

れど彼は以仁王の令旨を諸源に頒ちたる最初の功勞者にして源氏の長老なりしが故に義仲と相並んで威を京都に振ひ官途は義仲と伯仲し義仲と共に院の昇殿を許さるを得たり。(源平盛衰記)。而て彼は義仲の純然たる信濃萬山中の野人たりしに反し京洛の風にも染み居りしかば義仲の院中に不人望なりしが如くならず。法皇の御覺もめでたく双陸すうりくの御相手などにも罷出でたりき。(玉海)。是に於て乎彼は嘗て頼朝の節度に従ふ能はずして義仲に奔りたる自己中心の舊癖を發し竊に又義仲に背かんとするの心なきに非りき。源平盛衰記に行家、法皇の密旨を奉じて義仲を伐たんとするの計を爲せしとを記す。されど天性卒直にして親戚朋友に厚かりし義仲は猶ほ行家を信じたりしかば行家と共に頼朝の兵を防がんと欲し、行家に告ぐるに法皇を奉じて北國に赴き、先づ根本を堅くして以て頼朝と戦はんとするの意を以てせり。義仲をして若し頼朝ならしめば彼は行家の如き人物に向つて勿論其秘密を語らざりしなるべし。されど情にもろくして人を信じ易かりし義仲は頼朝の如き眼光物の底に達せずんば已まざる性格の讀者に非りき。彼は行家

を信じたり、故に其秘密を行家に漏らせり。而して行家は義仲の信任に背きたり。彼は竊に義仲に此密謀あることを奏したり。法皇則ち法印靜賢をして義仲に至り、之れを詰らしめたまへり。義仲は其全く誣妄に過ぎざることを陳謝すると共に法皇の頼朝を偏愛したまふことを不平とするの意を陳奏し頼朝を討つ院宣を賜はらんことを請へり。當時法皇は固より義仲の密謀を法皇に漏したるもの、誰なるやを告げ玉はざりしかども義仲は其必ず行家より出でたることを疑はざる能はざりき。何となれば是れ彼が行家と議したる所なればなり。玉海の意を取る。是に於て乎行家もかゝる嫌疑の間に在りて義仲と共に居ることを欲せず。十一月八日平氏追討として播磨國に下向したり。(百鍊鈔)。是れ其實は義仲を避けたるなり。東には範頼義經の將に大兵を率ゐて來り攻めんとするあり。西には平氏の漸く京都に迫らんとするあり。内には行家の貳心を懷きて去るあり。義仲の位地亦窮すと謂つべきなり。

(一八) 義仲の暴行及び其滅亡。

此時に方りて法皇の義仲に對したまひし御態度は寧ろ積極的攻撃的にして義仲自身の位置より言へば頗る殘酷たる御處分として見るべきものなりき。當時賴朝の代官として源九郎義經、大軍を率ゐて上洛の途に就きたりとの報ありしに關せず、法皇は強て義仲をして西征の途に就かしのめんと欲し主典代景宗 姓圖を義仲に遣はし汝が西征の命を受ながら稽緩發せざるは何ぞや、汝或は謀叛の志あるには非る乎、若し朕に對して二心なくば速に西國に赴くべしと命じ玉へり。義仲は西征の命を承けながら未だ發せざるは賴朝の代官が數萬騎の兵士を率ゐて京都に入らんとするの風聞あるを以てなり。賴朝の代官が京都に入らざる様御取計あらんには直ちに西海に赴くべき旨を陳べたり。法皇は重ねて賴朝は唯だ貢獻の爲めに代官を上洛せしむるのみ其の兵數も必ず少かるべしと仰せられて益す義仲の西征を促したまへり。(玉海)義

仲に取りては是れ實に無情なる御催促なりと感せざる能はざるものなりき。何となれば是れ義仲を死地に陥るゝものに外ならざればなり。既にして法皇の寵人檢非違使平知康は嘗て法皇の仰を蒙りて義仲の邸に至り武士の狼藉を止むべき由申渡したりしとき却て義仲の愚弄する所となりしを憤り法皇に勸め奉るに義仲追討の計を以てせり。法皇是に於て知康をして竊に延曆寺興福寺の僧徒及び所謂辻冠者、乞食法師の如き無賴の小民を語はせ玉ひたり。武士の御方に參りしものは唯だ信濃國の源氏の村上三郎判官代等ありしのみ。此の如き雜駁にして實力に乏しき兵種を以て義仲の兵と戦はんことは是れ固より無謀の擧たるに過ぎざりき。されど法皇は輕佻浮薄にして大事に當るに足らざる知康を信じて其爲す所に任せ給ひき。(參取源平盛衰記、平家物語)。是に於て十一月十八日法皇は竊に當帝後鳥羽天皇を法住寺殿に招き玉へり。而して仁和寺法親王守覺延曆寺座主明雲等も亦此日を以て武士を具して法住寺殿に參入したり。是れ義仲に對するクーデターを行はんが爲めなりき。則ち此日を以て

再び主典代景宗を義仲の許に遣はし、汝は偏に公家に背き奉るものなり。早く京中を罷り出づべしと仰付られたり。(百鍊鈔)。是れ事實に於て義仲に對して挑戦したまひしものなり。義仲は是に於て始めて意を決したり。彼は滅亡と謀叛との二者を擇らんで其一を取らざるべからざりし時に於て謀叛を擇びたり。彼は此嚴重なる命令を受けたる翌日軍兵を率ゐて法住寺殿を圍み官軍と戦ひ其百餘人を殺し剩さへ火を縦て宮を焼きたり。圓慧法親王八條宮、後白河天皇御子は亂軍の中に歿したまひ延曆寺座主明雲も亦殺されたり。(參取吉記、百鍊鈔)。主上、法皇は僅に虎口を免れ給ひ、法皇は攝政基通の四條の第に御し、主上は母儀の七條亭に渡御ありき。(百鍊鈔)。同二十日義仲は院中の輩の首百十一を五條河原に懸け三たび武士をして閨の聲を揚げしめたり。(百鍊鈔)。今や朝廷は全く義仲を恐怖する感情の支配する所となり、彼は暫らく其思ふが儘に振舞ひたり。則ち其二十一日に於ては藤原基通世に近衛殿と稱す。二十四歳。の攝政を罷め義弟藤原師家前關白基房の子、十一歳。是より先き義仲師家の姉の殊色あるを以て追つて之を娶るをして之に

代らしめ、同二十八日院の近習中納言藤原朝方、以下四十餘人を解官したり。(玉海)。彼は此の如くして攝政を親戚とし、頼朝に黨する法皇の親臣を排斥し、因て以て皇威を假りて四方に號令するの地を爲し、十二月二日を以て嘗て平氏の領地にして收公せられたるものを悉く管領すべき院廳下文を賜はれり。(百鍊鈔)。されど是れ義仲に取りては諺に所謂魚に臨んで網を結ぶの類にして其時機既に大に後れたるものなりき。そは此時義經は頼朝の謀臣齋院次官中原親能と共に正税官物を護送するの名を以て漸く京都に接近したればなり。(玉海)傳説に依れば義經が十一月十九日の變報を得たりしは其熱田尾に在りし時なりしと云ふ。(源平盛衰記)。當時の交通機關を以て之を量るに彼は十一月二十二三日を以て義仲の暴動に關する報知を得たりしならん。而して彼は直ちに之を鎌倉に報じ軍を熱田に駐めて頼朝の指揮を待てり。而も鎌倉の出師準備は意外に用心堅固にして多くの日子を費したるが如し。承久の役は其年五月十五日に北條義時追討の院宣ありしより纔に二十八日を過て、東軍既

に勢多に迫りたりしかども、頼朝の遣はしたる義仲討伐軍は十一月十九日の變ありしより六十一日にして始めて宇治勢多に達したり。(東鑑)。頼朝が此の如く出師を遅からしめたる理由は明かならず。されど關東に接近する信濃、上野、越後の土豪は義仲と與に京都に攻入りたるもの多きが故に地方に止まりたる彼等の一門、郎等に於て横合より關東を襲撃するが如きことあらんには是れ頼朝に取りては腹背敵を受くるものならざるを得ず。況んや秀衡の奥羽に在りて常に鎌倉の虚を窺ふあり。平氏の西海に在りて動もすれば、義仲と聯合せんとするの傾向を示すものあるをや。頼朝の容易に師を出さざりしは當時の勢蓋し然らざるを得ざりしなり。不幸にして最も祥に頼朝の事績を記したる東鑑は壽永二年の卷を亡ひしを以て當時に於ける彼の活動に關して後人は詳細なる智識を得る能はずと雖も、彼が此の如き場合に於て纔に二ヶ月間を以て大兵を京都に出し、義仲を亡ぼし平氏を追ふを得るほどの成功を得たりしを以て我等は唯彼の政策と兵略とが遺算なかりしを想ふのみ。

み。

信濃が伊奈郡、諏訪郡を除くの外義仲の勢力範圍たりと思はる、事情は前に述べたり。されど源平盛衰記に依れば義仲の軍に従ひし茅野氏は上諏訪の住人にして手塚氏は下諏訪の住人なれば信濃一國は大抵義仲に謳歌したりとも見るべき歟。東鑑にも信濃國は義仲の分國なりとあり。上野は義仲の父義賢が多胡郡に居りし縁故よりして義仲に附くもの多く源平盛衰記の記す所に依れば多胡氏、西氏、物射氏、名波氏、小須見氏、高山黨等皆義仲に従軍したり。此等の諸豪族は固より必しも舉族義仲に應じたるものに非るべけれども黨、一門、郎等の關係より上野に於て義仲に與みするものありしは疑ふべからず。信濃、上野、奥羽は彎形をなして關東を抱擁す。此間に於て頼朝が關東を鎮壓し、秀衡をして一步を白河關外に轉せしめず。越後、信濃、上野の義仲黨をして關東に背くことなからしめ、而も大兵をして西上せしめたる手腕に至りては蓋し大に見るべきものあらん、東鑑が

壽永二年の卷を逸し、後人をして其事蹟を詳にするを得ざらしめたるは眞まことに史學の爲に惜むべきなり。

斯くて賴朝は徐ろに出師準備を爲しつゝあり。義經は賴朝の一令を待つて直ちに京都に向はんとす、義仲たるもの何ぞ慌てざることを得んや。彼は遂に十二月十日を以て賴朝を追討すべき由の院宣を申請ひ、同十五日を以て更に請ふて賴朝追討の宣旨を秀衡に申下し、(吉記)。且平氏と和睦せんと欲したり。當時京都にて風説する所に依れば彼は一尺の鏡を造り、八幡の神體を模し、背に起請文を鑄りて、平氏に遣り以て和親を請ひたりと。(玉海)。或は言ふ、彼は書を宗盛及び二位尼清盛の室平氏に遣り、平氏の女を以て妻とし相合して賴朝を討たんとしたりしが平氏の答詞、甚だ無禮なりしを以て彼は其企を中止したりと。(源平盛衰記)。或は云ふ平氏は義仲の説に従つて講和を諾したりと。(玉海)。事實らしき虚談、虚談らしき事實は斯る時に於て最も多く起り易きものなるを以て、後世に在りて固より其眞偽を知るべからずと雖も彼

が平氏と相結んで賴朝を謀るの意ありしことは當時關東にも亦聞へたることなりき。(東鑑)。斯くの如くにして多事なりし壽永二年(一一八四年)は暮れ、同三年(西曆一一八四年。四月十六日改元して元暦元年となる。)正月十一日義仲は進んで征夷大將軍に任じたり。源平盛衰記、職原鈔に據る、東鑑には正月十日の事とす。玉海、百鍊鈔には征東大將軍とあり。是より先き東軍既に美濃、伊勢に達するの報あり。朝廷の意蓋し義仲の一日も京都に在るを欲せず、關外の職を以て之に任じ早く洛外を去らしめんと欲したりしなり。されど義仲は猶ほ京都を出でざりしのみならず。彼は此一兵をも愛惜すべき時期に於て猶ほ兵を分つの必要に迫られたり。是より先き行家は名を平氏の追討に假りて去年(一一八二年)十一月八日京都を出で、播磨に下り、同二十九日、平教盛、平重衡と室山に戦つて大敗し和泉に奔りしが是に至りて再び賴朝に附かんと欲し去て河内に赴き石川城に據り、南方より義仲を畏嚇せり。義仲是に於て行家を討ち背面を安全ならしむるの必要を感じ、正月十七日を以て其將樋口次郎兼光を遣り河内に向はしめたり。彼は兼光が行家を撃破して凱旋する迄は東軍

は猶ほ京都に達すること無かるべしと信じたりしもの、如し。(源平盛衰記)。彼は又平氏の故智に倣ひ法皇を奉じて西海に赴かんと欲し。石清水御幸を勧め奉りしが藤原長方に欺かれてしばらく猶豫しつゝありし間に東軍の到着に逢ひしものなりと云ふ。(玉海)。何れの點より見るも彼は東軍の京都に達するには猶ほ數日の間隙あるべしと豫期し、其兵備も頗る寡少なりしもの、如し。されど彼の豫測は誤なりき。賴朝の爲めに其代官の一人たりし義經は兵を潜めて伊賀大和の間道より進み、其慣用の手段たる迅速、敏捷、人をして應接に隙あらざらしむる運動を以て突として宇治に現はれたり。賴朝の他の代官たる範頼は大兵を率ゐて東海道より進めり。義經が宇治に達したるは正月二十日にして間もなく宇治の守備は破れ其辰刻午前八時乃至九時には義經の軍既に京都に入り義仲は北國路に遁れんとして範頼の前軍に遮られ、大津江の邊粟津に於て三十一歳を一期として戦死し、(參取百鍊鈔、東鑑)、尋て樋口兼光も亦捕へられ、同二十八日を以て義仲は海野、根井、今井、樋口等の諸將と共に其首を六條

河原に梟せられたり。(百鍊鈔)。一たび京都の主人となりて天下に兵威を振ひたる朝日將軍木曾義仲の末路は此の如くにして極めて哀かなしきものなりき。

(一九) 源義仲論。

清盛を生じたる時代が更に進んで義仲を生じたるは是れ猶ほ花落ちて莢と爲りしが如きのみ。實に義仲は典故を崇拜し、先例に拘泥し、無意義の繩墨を以て人心を支配せんとしたる藤原氏政治の壓迫に對する反抗の精神が其最も高潮に達したる時代の一權化たりき。平氏は武人を以て始めて天下の政を執りしものなり。されど平氏は正盛以來多く都に成長したりしを以て多く都の風俗に逆さかはざりき。たとひ其所謂六波羅ろくはら様の衣粧は一種の豪華なる氣象を帯びて都人をして目覺ましきものに思はしめたるにもせよ。彼等は猶ほ都人士たる典雅の風を失はざりき。(平家物語)。義仲に至りては則ち否なり。彼は醇乎として醇なる田舎漢なりき。彼は生れながらの野人な

りき。彼は其粗野なる方言を話したること、都の禮儀を知らざりしことを以て都人士に笑はれ、其沐猴の衣冠したるが如き無作法に依りて貴族、朝紳の擯斥する所となれり。彼は唯だ行雲の如く、流水の如く動けるのみ。彼の蒙りたる非難は唯だ彼が木曾山中の野人たる故態を失はずして直情徑行に過ぎたりしが爲めのみ。他の語を以て之を言へば當時の貴族、朝紳が生命よりも大切にしたる、意義なき繩墨、死せる儀文に従順ならざりしが爲めのみ。彼は之が爲めに所_レ有悪名を時人及び後世の史家より加へられたり。彼を惡むもの、傳へたる傳説には實に左の如きものあり。

木曾は法住寺殿の軍に打勝て萬事思ふさまなれば、今井樋口の兵ども召あつめて、やあ殿ばら今は義仲、何になるともわが心なり。國王にならんとも、院にならんとも心なるべし。公卿、殿上人にならんと思はん人々は所望すべし。乞によりてすべしなど、いひけるこそあさましけれ。先づ吾身のならんやうを思ひ煩ふたり。國王にならんとすれば、幼き童^{わらわ}なり。若くなることかなふまじ。院になら

んとすれば老法師なり。今さら入道すべきにあらず。攝政こそ年のほども事のやうも成ぬべきものよ、今は攝政どのといへ、殿ばらと云。今井の四郎世に悪しく思ひて、攝政殿と申まいらすは、大織冠の御末、藤原氏の人こそすることにて候へ、二條殿、九條殿、近衛殿など申はかの藤原氏の御子孫なり。殿は源氏のもなかにおはします。たやすくも左様の事宜ひて春日大明神の罰蒙り給なと云。さてはなにかなるべきと暫く按じて善き事有り、院の御厩の別當になりて思ふさまに馬とり乗らんも所得なりとてをして別當になつてけり。(源平盛衰記)。

されど是れ彼の典故と先例とを蹂躪したる舉動を餘りに黒く畫かんとしたる小説者流の戯のみ。當時の信すべき記録に依れば彼と雖も決して皇室に對して此の如き不遜の觀念を有したるに非ず。彼は平氏と同じく皇室の御威稜を假るに非れば天下の事の做すべからざるを知れり。彼は後白河法皇が強て彼をして西征せしめんとしたまひし時すら猶ほ抗論し奉るの勇氣なかりき。(玉海)。彼が不幸にして十一月十八日

のクーデターに逢ひて法住寺殿に攻入りしは後世水戸の史家をして彼を反臣傳中に收めしめたる所以にして固より不忠の擧たるを免れずと雖も、而も彼をして此不臣を敢てせしめたる事情を察すれば彼の爲に悲しむべきものなきに非ず。されば彼の敵たりし賴朝と雖も猶ほ義仲をして此に至らしめたるものは實に法皇の寵臣檢非違使平知康の罪なりとしたり。(東鑑)。彼が十一歳の義弟を以て攝政としたるは平氏が攝關家の外戚となりしに倣ひしものにして、其院厩別當を以て自ら甘んせしは武人の職自ら然らざるを得ずと思ひしが爲めのみ。彼は荒くれ男なりしかども其皇室に對する敬畏の情に於ては必しも當時の武士が有したる尊皇の心に劣れりとすべからず。其の遂に仙宮を襲ひ放火するの大罪を犯すに至りたるは是れ勢の迫る所となりしのみ。決して其心より欲したる所に非りしなり。加ふるに彼が親戚故舊に厚く、叔父義廣志太三 耶先生行家を保護して始終之と背くとなく、賴朝の戦を挑むに逢ひしも避けて之に應せざりしが如き亦實に其美質とするに足る。唯だ其進取に急にして退て自

ら根本を養はず、大兵を京都に屯したるが爲めに糧食に窮し、却て進退の度を失ひ、遂に滅亡を取りしが如き其自保の手段に至りては則ち拙劣を極むと謂はざるべからず。之を要するに彼は時代の先例故格を破壊し、直情徑行を以て之に代へんとする武士氣質の代表者にして徹頭徹尾野人の本色を存したるものなりとすべき歟。彼の短所も此に在り。而して彼の長所も亦是に在り。彼は舊き時代を破壊すべき使命を帯びて世に生れたるものにして其使命を果たすに於ては殆んど遺憾なきものなりき。

木曾義仲系圖。

源爲義——義賢。

春宮帶刀たり。

久壽元年(一一五五年)

姪義平の爲に殺さる。

仲家。

源賴政の養子。八條院藏人となり、六條藏人と稱す。以仁王の亂に死す。

仲光

以仁王の亂に死す。

義高。

志水冠者と稱す。鎌倉に質たり。

賴朝女を以て之に妻はす。義仲戦死の後、賴朝の殺す所となる。

義仲。

小字は駒王丸。

義宗。

木曾四郎と稱す。

(110) 一谷の落城。

賴朝の範賴義經を西上せしめたるは獨り義仲を討たんが爲めに非ず。義仲(ナラス)平氏の勢力を破壊せんが爲めなりき。何となれば當時平氏は殆ど全く瀬戸内海の内海に迫るものありければ

握り一ノ谷

福原の舊都は其中に包まれたりと源平盛衰記に見ゆ。

に城廓を構へ其勢漸く帝都に迫るものありければ

也。是れより先き平氏は去年(一一八三年)閏十月朔日を以て大に義仲の兵を水島備

中に破り、同十一月二十九日を以て更に行家の兵を室山播磨に破りしより兵勢大に振

ひ一たび義仲、行家の爲めに失ひたる備前播磨を恢復し勢漸く京都に迫れり。義仲

が賴朝の兵漸く攻上らんとするを恐れ平氏と連和せんと欲し使者を屋島に遣したる

は此時に在りき。(源平盛衰記)。思ふに平氏も亦義仲と和するを以て得策なりとし彼

此の間には自ら意思の疏通したるものありしならん。玉海、東鑑等に據りて推量す。かゝりしかば平

氏は今年(一一八四年)正月の初旬に於て始めて福原攝津の舊都に還り尋て二十六日

を以て安徳天皇を屋島より福原に遷し奉り大に戦備を修して瀬戸内海沿岸の兵力を

集め數萬騎に及ぶことを得たり。(東鑑、玉海)。

當時、平氏の内海に於ける活動は眞に目覺しきものなりき。則ち、

備中下道は内海の要港たるを以て平氏は平教盛を主將とし此地を扼したるに讃岐

國の在廳等 土豪にして國務に預るもの、たとは伊にて源氏に交通するものあり。兵船に
豆國在廳北條四郎時政と云ふが如し。 乗り京都に赴かんとして此所を過ぐ。教盛則ち子息通盛教經をして之を迎へ撃た
しめしに在廳等は淡路に遁れ、淡路の源氏淡路冠者義嗣、掃部冠者義久 共に爲義の子
なりと云ふ。 と共に城郭を守りたり。教經、通盛之を追撃し義嗣を斬り、義久を虜にし、首を
獲ること一百三十二級に亡ぶ。(參取源平盛衰記、平家物語)。此の時伊豫の河野
四郎通信は猶ほ源氏方なりしかば淡路の大勝の後通盛、教經は更に伊豫に渡り通
信を攻めしに通信は平氏の勢敵し難きを知り、安藝國沼田の城 沼田尻に在り、
海岸なり。 に走
りて伯父沼田太郎に依る。通盛、教經之と戦ふこと一晝夜、沼田氏力盡きて出で
降る。(源平盛衰記)。

河野通信は沼田の城を遁れ出でたる後、豊後の源氏方たりし緒方三郎惟義、臼杵次
郎惟隆と共に水軍を合して備前國今來の城に據れり。教經則ち更に之を攻めしか
ば源氏方の兵船は此をも亦守ること能はずして河野は伊豫に遁れたり。(源平盛衰

記)。

然るに此時淡路の豪族安摩六郎宗益と云ふもの兼て義嗣の黨なりしが、其黨與と
共に竊に京師に上らんとしたり。教經之を聞きて海上に待設けたりしかば宗益は
進むとを得ず。退て船を吹井浦和泉に泊し、源氏黨たりし紀伊の豪族園部兵衛重茂
平家物語には
忠康とあり。 と共に兵を合して上京せんと計りしに教經又紀伊に至りて之れを破り
首を獲ること三百六十級に及ぶ。(源平盛衰記)。

是れ皆安徳天皇福原還幸以後の事にして平氏の瀬戸内海に於ける勢力の盛なりしを
見るに足るべきものなり。かゝりしかば源氏は容易に兵力を以て一谷を取る能はざ
るを察し、先づ院宣を以て和平の議を通じ、平氏の油断に乗じ、二月五日の夜に於て
義經は丹波路より進み急に三草山 丹波、播磨、攝
津の界に在り。 の西麓に陣したりし資盛を襲ふて之
を敗り、範頼は播磨路より進みて昆陽 攝津に在り。 に陣し、同六日一谷の包圍を全ふし同七
日寅時 今の時を以て之を計れば
翌日午前二時乃至四時 より合戦を始め翌八日正午に至りて遂に一谷を陥れたり。

此役平氏は全く源氏の爲めに不意を襲はれたるものなれども、而も善く源氏を拒ぎ戦闘正に十時間の長きに亘り、通盛、忠度、經正、敦盛、知章、經俊、業盛、盛俊等の諸將戦死し、重衡は虜にせられ、宗盛以下は安徳天皇を奉じ再び兵船に乗りて屋島の行宮に還れり。而して義經は同月九日を以て京都に凱旋し、玉海に頼も亦間もなく歸京し同十三日平氏戦死者の首を獄門の樹に懸けたり。百鍊鈔。源氏が平氏の不意を襲ひしは東鑑に依る。斯の如くにして平氏は再び、福原の根據地を失へり。

(二一) 三日平氏。

源氏は既に一谷を陥れて平氏に勝ちたり。されど源氏は猶ほ大なる障碍の前途に横はることを感ぜざるを得ざりき。何となれば源氏の家人たりし東國の武士が陸上の雄者にして海上の雄者たらざりしこと、東國より大兵を近畿に出すは糧食の輸送に於て甚たしき困難を感ずること、瀬戸内海の家權を確保するに非れば京都以西の戦

地に向つて糧食を輸送することの殆んど不可能なることは依然として義仲の時に同じかりければなり。頼朝は豫じめ此事情を知りしが故に嚴に遠征軍に訓令し侵掠を禁せしかば京都の貴賤は範頼義經等の兵の節制あるを喜びたれども、彼等が斯の如くなるを得たるは恐らくは大なる自制と克己とを要したるものならん。(玉海)。そは二月十九日に武士驕縦にして非理に民物を徵發し神社佛閣の供御、院宮諸司の領を侵略するを以て宣旨を五畿七道に下して之を禁遏し、同二十二日宣旨を諸國司に賜ひ兵糧を公田莊園に徵するを停め玉ひしに依りて知らるゝなり。(玉海)。平氏が池中に遁れたる家鴨にして、源氏が家鴨を追て池邊に達し水に浮びし敵を見て自ら水上の不能力者たるを怒れたる狗子たりし狀況は依然として昔の如くなりき。さればこそ源氏は二月八日一谷の大勝ありしに關せず、爾來半年復た兵を出して西に向ふこと無く、只管如何にして容易に平氏を亡ぼすべきかに苦心したるものゝ如くなりき。而して所謂三日平氏の騒動は此間に起りたり。伊賀、伊勢は伊勢平氏の久し

く住み慣れし所なれば其豪族には平氏の一門、郎等少からず、中にも

伊勢國

前出羽守關信兼。

頼朝に殺されし山木判官兼隆の父。

富田進士家助。

伊賀國

前兵衛尉家能。

平田太郎家繼。

壬生野新次能盛。

等は日頃平氏の微運を歎き居たりしかば兵を起して西國の平氏に應せんとし折節戰場を遁れ來りたる上總介忠清等と共に先づ家繼の居城なる平田城伊賀に同志を糾合して旗上し六月七日頼朝の置きたる同國守護大内冠者惟義の守護所を襲ふて之れを

破る。近江國の住人佐々木源三秀義、變を聞きて兵を出し伊賀に攻入らんとして大原莊伊賀に近しに陣す。平氏は之れを聞きて伊賀は分内狭き國なり、敵若し大軍にて攻入らば上下の難儀なるらん、それよりは先づ近江に入り鈴鹿山に據るべしとて兵を進めて甲賀郡近江に入り秀義と田塔野たとのに戦つて之を殺したり。能盛も亦かゝりしかば戦死す。一時は京都も人心の恐慌を免る、能はざりき。されど天下既に平氏に厭きたる世なりしかば馳せ集まる加勢もなく一旦敗北したる惟義は直に優勢なる兵力を集め七月十九日近江國に於て平軍と會戦し、平軍全く敗れ家助、家能、家繼等戦死し、忠清と信兼及び其子兼衡とは山中に逃亡し、やがて京都に潜伏せり。既にして信兼再び伊勢に還り兵を集めて瀧野伊勢に據りしが、八月十二日義經京都より伊勢に下り兵を遣はして之を攻むるに及んで信兼遂に支ふる能はず、自ら其城に放火して自殺せり。(參取玉海、東鑑、百鍊鈔、源平盛衰記)。平氏の故郷たりし伊賀、伊勢としては其末路に是ほどの事あるべきは自然の勢なれども、此一舉は決して平氏の利益に非りき。

何となれば源氏は是に依りて近畿の人心既に平氏を懐ふもの甚だ少きを事實に於て證するを得たればなり。

(三三) 平氏の滅亡。(一)

源氏が一谷に於て平氏を追落したるは全く詭道を用ひたるものなれば其成功の著かりしに管せず、それより後の戦争は必しも前の速度を以て進むこと能はざりき。そは一谷落城の後二百二日を費し其年(一一八四年)九月二日を以て始めて範頼が追討使として西國下向の爲め京都を發したるにて知らるゝなり。(百鍊鈔)。かくて範頼は山陽道を攻下り十月安藝に至りたれども瀬戸内海は猶ほ殆ど平氏のものなりしかば源氏の兵は糧食の續かざるに窮し本國に引還さんとするものをすら生じたり。此事情は範頼が同年十一月十四日付の書を以て頼朝に與へたる報知に依りて明かなり。尋で範頼は翌文治元年(一一八五年)正月周防國より赤間關に至り平氏を攻めんが爲

めに九州へ渡海せんと欲したれども、糧絶へ、船なくして空しく數日を滞留せり。京都出陣の日より此に至りて月を閲すること六、日を重ぬること百二十餘日にして猶ほ一撃を平氏の兵船に加ふる能はず。源氏の兵を用ふる亦た窮せりと謂つべし。されど鎌倉の本營に於ける頼朝に在りては是れ決して其の豫期せざる所に非りき。彼は平氏の實力が瀬戸内海の海權に在ることを知り、而して關東の兵を以て之を亡すことの容易ならざる業なるを知れり。彼は此故に非常の忍耐と持久とを以て兵を陸上より進め、陸兵を以て瀬戸内海の北岸を歴し、九州の豪族を誘ふて味方とし九州の兵船を以て屋島を討たんと欲したり。歴史は反覆す。頼朝の政策は恰も大ナポレオンが大陸同盟を以て英國を苦しめんとしたるもの、小模型とも云ふべきものなりき。彼は水軍を以て直ちに平氏と争ふこと能はざりしを知りしが故に先づ大兵を山陽道に下して陸上より平氏の勢力範圍を縮め行き、更に陸兵を九州に渡し、九州も亦陸兵の占領する所たらしめ、次第に平氏の領域を削り、而る後九州の水軍を借

りて平氏と戦はしめんと欲したり。彼が範頼に與へたる書は實に此廟算を漏したるものに外ならざりき。(東鑑)。

文治元年(一一八五年)正月六日頼朝が鎌倉より範頼に與へたる書

十一月十四日御文正月六日到來。今日從是脚力を立とし候つる程に、此脚力到來、仰遣たるむね委承候畢。筑紫の事、などか從はざらんとこそ、おもふ事にて候へ、物騒しからずして、能々國に沙汰し給べし。構々て、國の者共にくまれずして、おはすべし。馬の事、誠にさるべき事にてはあれど、平家は、常に傾城(著者注す)うかがふことにてあれば、もしおのづから道にて押とられなどしたらん事は聞耳も見苦しき事にてあらんずれば、つかはさぬ也。又内藤六が周防のせいを以て、志をさまたげ候。以外事也。當時は國の者の心を破らぬ様なる事こそ吉事にてあらんずれ。又八島御座。大やけ、並二位殿女房たちなど、少もあやまり、あしさまなる事などなくて向へとり申させたまふべし。かくとた

にも披露せられれば二位殿などは、大やけをぐしまゐらせて向さまにおはする事もあるらん。大方は帝王の御事、いまに始めぬ事なれ共、木曾はやまの宮、鳥羽の四宮討奉せて冥がつきて失にき。平家又、三條高倉宮討奉て加様にうせんとする事なり、されば能々しためて、敵をももらさずして、閑に可被沙汰也。内府は極て、憶病におはせる人なれば、自害などはよもせられじ、生どりに取て、京へぐして上るべし。さて世のすゑにも云傳てあらば、いま少吉事なり。返々此大やけの御事、おぼつかなきことなり。いかにもして事なきやうに、さたせさせ給べし。大勢ともにも、此由をよく仰含られ候べし、穴賢々々。さては、侍共に構々心々ならずして有べきよし能々被仰べし。構々て、筑紫の者どもに、にくまれぬやうに、ふるまはせ給べし。坂東の勢をばねとして、筑紫のものどもをもて八島をば責させて無念やうに閑に沙汰候べし。敵はよはくなりたりと人の申さんに付て、敵あなづらせ給ふ事返々有べからず。構々敵をもらさ

ぬ支度をして能々したゝめて事を切せ給ふべし。猶々返々、大やけの御事、ことなきやうに、沙汰せさせ給ふべきなり。二月十日のころこそ、一定舟をば上づるなり。佐々木三郎筑紫へは、下さがりたるにて、備前兒島をば責落たるなり。構々て、いかに物騒しからずして閑に軍しおほすべし。侍どもの事、是によりかれによりなどして、さゝやきなどして、人に見うとまれ給へからず。又路々の間、兵糧なくなりたるなど、京より方々にうたへ申せども、さほどの大勢の軍糧料にて上らざりしかど、争かはさなくて有べきとおもふなり。坂東にも其後別事もなし。少も騒事候はず。委くは此雑色に仰含候ぬ。

千葉介、ことに軍にも、高名してけり。大事にせられ候べし。

正月六日

蒲殿

國の者など、おのづから落まうでくる事あらばもてなして、よく／＼糸惜くせさ

せ給ふべし。豊後の舟だにもあらば、やすき事なり。四國をば舟少々あらば從レ是せめよと云なり。東國の舟は二月十日のころに國を立て上するなり。猶々も筑紫の事、よく／＼したゝめて物騒しからず、ことなきやうに、さたせられ候べし。又侍共のさ様に心々にはあんなる。返々以外也。實に此條さぞあるらん。又方々より、われが事をば訴あひたれども、人のとかくいはんに、至よるべからず。誠に能だにもふるまはればそれぞよき事なり。又人云すとも所せんなくおはせんずるぞ以外事にてあるべき。又小山の者共いづれも殊に糸惜み給べし。穴賢々々。自レ是行たる事はわれをおもはゞ當時所知所領をしらす候ともさやうの論をすべき様なし。件のさまたげ、止させ給ふべく候。當時は構々國の者をすかして、よき様にはからはせ給へ、筑紫の者にて四國をば責させ給べし。此使は、雑色宗光、定遠、信方三人の遣なり。信方定遠は、京に有を下すなり。宗光が、國より上する委事は、宗光がもちたる文に申たるなり。よろづ能々斗て沙汰すべし。穴賢々

々。

正月六日

參河守殿御返事。

重仰す。

御下文おんくだしごみ一まい遣し候。國の者共に、見せさせ給べし。わうはく法師の事、用させ給ふべからず候。穴賢々々、甲斐の殿原の中にはいざは殿、かゝみ殿ことにいとをしく申させ給べし。かゝみ太郎殿は二郎殿の兄にて、御坐候おはしましへども、平家に付、又木曾に付て、心をふせんに、つかいたりし人にて候へば、所知しよちなど奉たてまつるべきには、及ばぬ人にて候なり。たゞ二郎殿をいとをしくして、是をはぐ、見候べき也。

(東鑑)

持重、忍耐、國人の心を失はず、東國の陸兵を以て平氏を瀬戸内海の一角に壓迫し、而る後九州の兵船を假りて之れを討たしむべしとは彼の鎌倉に在りて預め算したる

所なりき。如何なる時代に於ても水陸は必ず相待つて用を爲すものなり。平氏は固より海上の勇者なりと雖も彼にして全く勢力を陸地に失はゞ彼も亦物資の缺乏に窮せざるを得ず。賴朝は善く此理を知れり。是故に彼は今度の戦を以て唯だ時間の問題なりとせり。彼は源氏にして最後まで忍耐し、陸地をして悉く其勢力の及ぶ所たらしめば平氏の海上權も終は必ず畏縮すべきを知れり。彼は此の點に於て眞に座して千里の遠を見る兵略家たるを失はざりき。彼の忍耐は遂に功を奏したり。即ち範賴が、一葦の水を隔て、鎮西の山を望むべき赤間關より、糧食繼かず、兵船なかりしを以て空しく周防に引返し今や將さに其忍耐を破らんとしたる文治元年(一八五年)正月二十六日に於て、賴朝の鎌倉に在りて豫期したるが如く、豊後國の住人臼杵うすき二郎惟隆これたか、同弟緒方三郎惟榮が範賴の招に依り八十二艘の兵船を獻じたることに依り、範賴の大兵が始めて豊後に渡るを得たる是なり。斯の如くにして東國武士は始めて九州の地を履みたり。平氏の味方たりし太宰小貳種直則ち原田大夫なり等は二月

一日を以て之と葦屋浦あしのうら筑前に會戦せり。されど陸上に於ては西國武士は固より東國武士の敵に非りしかば彼等は忽ち大敗し、美氣三郎敦種筑前國住人は戦死したり。(東鑑)。賴朝の鎌倉に在りて計りたる陸上包圍の計畫は是に於てか略ぼ其豫定の目的を達し、平氏は今や近畿、山陽、九州三面より壓迫せられ、獨り四國の海を保たざるべからざる窮境に陥りぬ。

東鑑を按ずるに去年(一一八四年)の冬佐々木三郎盛綱加勢として九州下向の途中、備前にて平行盛の兒島備前に據るを聞き十二月七日之を攻めて行盛を敗りたりとあり。平家物語、源平盛衰記に九月二十六日範賴山陽道を下りし時の事とするは共に誤ならん歟。範賴既に周防、長門に達せし頃に平氏は却て兒島に據る。源氏が當時水軍の便を有せざりし狀益す明かなり。

(三三三) 平氏の滅亡。(二)

斯くの如くにして源氏は義仲を殺したる後三十七旬、範賴が平氏追討の命を蒙りて京都を出發したりしより十五旬にして始めて陸上より平氏を包圍するの形を取るを得たり。則ち近畿、山陽道、九州の陸岸を悉く東軍の勢力範圍とし、以て平氏を四國の海に壓迫したり。忍耐と持久とを以て唯一の軍略としたる鎌倉の廟算は略ぼ其豫定の行進を見るを得たり。されど當時若し他の勢力ありて此現狀を更に有利なる方向に進むるに非れば源氏は平氏を亡ぼさんが爲めに猶ほ多數の日子を費せしなるべし。何となれば九州に於て平氏の黨たりし筑前の原田種直は今年二月三日の戦を以て源氏の敗る所となりしかども肥後の菊地隆直、肥前の松浦黨、筑前の山鹿秀任の如きは猶ほ其水軍を以て平氏を助け、四國は伊豫の河野氏を除くの外依然として平氏に黨し、平氏は一方には屋島の内裏を根據とし、一方には長門の彦島引島に軍營を

置きて門司關を固めその海權は猶ほ源氏に優りたればなり。而して此の遲鈍なる現狀を改良し、比較的短日月の間に平氏を亡ぼすを得たるは實に義經の功なりと言はざるべからず。是より先き賴朝は預め範賴を以て九州の軍務を管し、義經を以て四國の軍務を管せしむることと定め先づ範賴をして發せしめ、義經には時期の熟するを待て四國に進發すべきことを命じたるもの、如し。東鑑に據る。義經は兼て賴朝より此訓令を受け居たりしを以て今年（一一八五年）正月の初には既に其の出發すべき時機なるを察し平氏追討の爲めに四國に下らんことを請へり。されど院中の評議には平氏の餘黨京都に潜みて陰謀を廻すものなきに非れば義經自身の出征は得策に非ず。先づ武士をのみ四國に向はしむべしとの事なりしを以て容易に御許されもなかりしを義經又今若し追討遅々に及び空しく二三月を過ごしたらんには九州の東兵は糧食支へず、範賴も歸京の已むを得ざるに至るべき歟。斯くては太宰府管内再び平氏に屬し討伐愈難儀なるべしと奏したりければ法皇も其言を聴き玉ひ、平氏追討の事

を御許しありしかば則ち正月十日を以て京都を出發したり。（吉記）。斯くて義經はそれより二月中旬まで攝津渡邊福島の邊に在りて四國に渡るべき機會を窺ひしが、彼は此間に於て熊野別當湛増を説き源氏の味方に引入れたりしもの、如し。東鑑今年二月十一日の條に熊野別當湛増兵船を率ゐて義經に屬する由、今日京都にて風聞する趣を記したり。是は源氏に取りては眞に一大成功と謂つべきものなりき。湛増は源氏にも、平氏にも親しく、嘗て平氏に背きしこともありしかど當時は屋島の御方なりき。熊野湛増が當時屋島の御方たりし理由は詳ならず、四國殊に阿波の事情ありしか、或は肥前牛尾山の如き大寺は熊野と特別の關係あり。九州猶ほ平氏に屬する間は其特別の關係ある寺社と進退を同ふする爲めに平氏と戦ふ能はざる事情ありしなるべし。猶ほ尋ねべし。ば東兵にして若し海峽を跳越へて四國に達するを得るも熊野の水軍にして後を斷たば東兵は直ちに糧食、馬糧に窮せざるを得ざりしなり。されば義經が熊野別當を誘ふて源氏に與せしめたるは東兵の爲めに此危險を去り攝海の海權を以て東軍のものとなしたるものなり。況んや是れに依りて東兵の常に缺乏を感じたる多數の兵船を我物とすることを得たりしをや。其の源氏に取りて大益たりしや知るべきなり。是に

於て義經は愈よ四國渡海の意を決し、二月十七日丑時、則ち十八日の午前暴風を犯して渡邊を發し平時の航海に於ては三日を費すべき航路を僅に四時間を以て飛過し同日卯刻午前六時阿波國勝浦に着したり。(東鑑)。賴朝は彼に添ふるに梶原景時を以てし其軍奉行たらしめたり。東鑑に景時自ら自己が當時の位置を記したる條あり曰く、景時、御所(賴朝を指す)の近士として懇に嚴命の趣を伺知るの間、彼(義經を指す)の非難を見る毎に關東御氣色に違ふべき歎の由諫申すされど彼は景時の言を聽かざりき。彼は生れ云々其諸事義經の行爲を撃射したるの状を見るべしながらの軍人にして其兵略の才は殆んど天授と謂つべきものなりしかば、此の如くにして早くも天より落ち來るが如き不思議の運動を以て久しく東軍の行き惱みたる四國渡海の目的を遂ぐるを得たり。而して是より以後の軍事は其進行、殆んど竹を破るが如きものなりき。左表は則ち此事實を語るものなり。

二月十八日 義經阿波の尼子浦に着し守將櫻間外記大夫良連田口成良叔父を虜にし、進んで勝浦を攻む。守將櫻間右馬允良遠成良の弟城を棄て、走る。(參取東鑑、源平盛衰記)

二月十九日 義經進んで屋島を攻む。平氏安徳天皇を奉じて屋島の海上に浮ぶ。

水陸相對して合戦あり。(源平盛衰記)

二月二十日 義經火を屋島の在家に放つ。屋島内裏炎上。(源平盛衰記)

二月二十一日 平氏の兵船退て志度讃岐に據らんとす義經又志度を攻む。平氏安徳天皇を奉じて彦島長門に退く。(源平盛衰記)

二月二十二日 梶原平三以下の東軍兵船四十艘を以て屋島の磯に着く。(東鑑)

讃岐は清盛以來平氏の分國にして土豪は皆平氏に忠實なるものなりしに今や義經の急襲に逢ふて平氏は遂に此根據地を覆へされたり。今や平氏の頼む所は唯だ彦島の一あるのみ。久しく平氏の爲に壓迫せられたる伊豫の河野氏は平氏の去ると共に其勢力を恢復したり。而して阿波の海上權たりし田口氏も今や平氏の末路漸く近づきたるを知りて密に款を義經に通じたり。(源平盛衰記)。土佐の豪族は始より心を源氏に屬したり。東鑑元暦元年(一一八四年)三月の條に曰く四國の輩は大略平家に與力せしむると雖も土佐國は宗たるもの志を關東に通ず云々。讃岐は新に東兵の征

服する所となれり。義經の京都を出でしより四十日、渡邊を發せしより僅に數日にして南海道の海權悉く源氏の手に歸したり。範賴は大兵を擁して豊後に在り。平氏は今や囊の鼠となれり。其滅亡は僅に時間の問題として残れるのみ。而して義經は固より敵に勢力恢復の餘地を與ふるが如き遲鈍なるものに非りしかば彼は直ちに進んで平氏が最後の根據地たりし彦島長門に迫り、三月二十四日大に壇浦長門に戦ひ、殆んど平氏の閩族を殺し、宗盛及び其子清宗、權大納言平時忠等を虜にし、建禮門院、二宮後高倉院の御事なり。及び内侍所、神璽を迎へ取り奉りき。而して清盛の後室二位尼は當時八歳にならせ玉ひし安徳天皇を抱きて海に投じ、寶劍も亦海中に没したるぞ實にうたてき極なりける。(東鑑)。

* * * * *

此の如くにして平氏は遂に滅亡せり。されど平氏の滅亡は必しも多く西國の形勢を變じたるものに非りき。何となれば源氏の成功は要するに東人の力に非ず、阿波の

田口成良が源氏に降り、紀伊の熊野別當が源氏に加勢し、伊豫の河野四郎が源氏を助けしに非れば此戦争は決してかゝる勝利を得べき筈なかりしを以てなり。他の語を以て之を言へば此戦は兵船を有する西國の武士が平氏を捨て、源氏に附きたるが爲めに源氏の勝となりしものなるが故に西國の豪族が海上の雄者たるべき位置は猶多く昔に殊なることなかりしなり。

第十二章 賴朝義經の不和及び奥州征伐。

(一) 兄弟てふ人倫に對する當時の思想。

平氏は既に亡びたり。而して之と共に賴朝、義經の兄弟間には直ちに悲しむべき衝突を起したり。我等は今や此事情を語らざるべからず。是より先き治承元年(一一八〇年)十月二十一日賴朝が平軍の退去したるを以て駿河の賀島より引返し黄瀬川駿河に至りしとき義經は始めて賴朝の陣營を訪へり。信すべき傳説は當時の事情を下の如く語れり。曰く

今日弱冠の一人、御旅館の砌みせりに、鎌倉殿に謁し奉る可きの由を稱す。土肥實平、土屋宗遠、岡崎義實等之を怪みて執啓せず、尅を移すの處、武衛(賴朝)自ら此事を聞かしめ給ひ、年齢の程を思ふに奥州の九郎か、早く御對面あるべしと仰せら

る。仍て實平は彼の人を請ず。果して義經主ななり。即ち御前に參進す。互に往事を談じ懷舊の涙を催す。就中白河院御宇、永保三年(一一八三年)九月曾祖陸奥守源朝臣義家、奥州に於て將軍三郎武衡たけひら、同四郎家衡等と合戦を遂ぐ。時に左兵衛尉義光京都に候し、此事を傳聞し、朝廷警衛の當官を辭し、絃袋つるふくろを殿上に解き置き、潜に奥州に下向し、兄の軍陣に加はるの後、忽ち敵を亡なされ訖なぬ。今の來臨尤も彼の佳例かたに協かたふの由、感じ仰せらる云々。(東鑑)。

其歡喜の情、想ふべきなり。されど讀者若し是に依りて兄弟てふ人倫に對する感情は昔も今も差別なきものなりと思はゞそは全く誤解なり。我等の既に記したる如く、當時の婚姻に關する慣例は男子は如何なる種姓の女性にも通ひて子を生まれ得べく、而して男子の爲に子を擧げたる女性は其正室に非る限りは多くは男子と共に居らず、其生みたる子女も亦母の家に育つる習なりしかば父を同ふする兄弟と雖も其母を殊にする時は其情恰も路人の痛痒相關せざるが如きものなきに非ず。源氏物語等に依りて察する

に當時の男子は正しき意義に於て自己の家と稱すべきものを有せず。妻の家に行通ひて、そを自己の家と稱し、殿とも稱したるが如し。更に之を古代に溯らば家は女性のものにして男子は女性を妻として女性の家に住み、子女は女性の家に育ち、家庭てふ觀念は女性と其子女との間にのみ存したるものならん。況んや母系の貴賤を論ずること甚しかりし當時に於ては其の父が種姓賤しきものに生ませたる兄弟の如きは決して眞の意義に於て同胞を以て之を待つことなかりしは言ふまでもなきことなりき。義經の母は九條院の雑仕なりしを義朝之に通じて三子を生まれ、義朝殺されし後清盛に思はれて一女子を挙げ、清盛に飽きられし後一條大藏卿長成に嫁し更に多くの子を生みたり。(平治物語)。其人の始終を考ふるに決して賴朝の母と同日に論すべき貴種に非ず。されば賴朝も義經を見ること固より等倫の兄弟の如くする能はざりしならん。是れ當時の情に於て然らざるを得ざりしなり。此事實は又當時同父異母の兄弟が比較的同情の念薄かりしに反し、同母異父の兄弟が其情比較的に厚かりし事實と對照して益す兄弟の倫に對する當時の感情が今日と同じからざるものあるを知るべし。義經は常磐卿長成の爲に生みたる長成と親密なるこ、乃ち建久四年(一一九三年)賴朝が範賴の起請文に源と今の世の兄弟の如くなりしか如し。

乃ち建久四年(一一九三年)賴朝が範賴の起請文に源

範賴と署したるを「源の字を載するは、若し一族の儀を存する歟。頗る過分なり」と尤めたるを見るも、兄弟と雖も其母の種姓に依つては等視すべからずとしたる當時の慣習を見るべきものなり。(東鑑)。されば賴朝の義經に於けるは單に一門中に於て比較的其血の濃きもののみ。後世の兄弟に對する倫理を以て二人の間を律せんとするは全く時代を解せざるものなり。

(二) 後白河法皇と源義經。

賴朝は最も善く自己の生活したる時代を解したり。彼は當時の禍亂は實に政令の多門に出で、統一する所なく、政權の主體、數所に存在して其權利を主張するに基くものたることを知れり。則ち中央に於ては院と内と争ひ、法皇の近習と武臣と争ひ、地方に於ては國司と領家と争ひ、領家と住人と争ひしが如し。彼は此故に今の世界に秩序を與ふるものは先づ政權の主體と其權限とを明かにし、一定の意思と強き力

とを以て統制ある政治を布くに在ることを解せり。彼は此故に凡そ源氏の一門、家人にして彼の門に馬を繋ぐものは絶待的に彼の命令に服従することを求めたり。此點に於ては彼は皇室と雖も彼を経ずしては直ちに彼の一門家人に何等の干渉をもなし玉はざらんことを希望したり。此事後章に細論す。是れ彼に在りては眞に聰明なる政策なりき。何となれば彼は當時の禍亂が其原因總て此に在るを洞察したればなり。されど頼朝の定めたる此主義に伏従する頼朝の一門家人は先づ大なる誘惑と戦はざるべからざりき。何をか大なる誘惑と云ふ。他なし京都の勢力則ち是なり。たとへば義仲と行家とが京師に入りたる時の如き後白河法皇は義仲を疎んじたまふと共に行家を寵し玉へり。行家は法皇の朝恩に誇りて義仲を賣れり。而して其結果は義仲の勢力を分ち其滅亡を早からしめたり。(玉海)。行家と雖も若し特に朝恩を蒙らざりしならんには彼は其恩人たる義仲を賣るに至るべからざりしならん。平氏の福原に在るや其心固より歸洛を欲したり。法皇は此感情を利用し、平氏を釣るに講和の事を以てし玉へ

り。平氏は之が爲めに油断したり。而して忽ち範頼、義經の襲撃する所となれり。(東鑑)。尊皇の心に厚くして朝恩に浴することを以て最も光榮ある武門の面目としたる當時の武士が京都に入りて恰も鐵の磁石に吸はるゝが如く此大なる引力を感じ其正經の規道を外るゝもの多かりしや怪むに足らざるなり。而して義經は不幸にも最も多く此誘惑に罹り易き境遇と性質とを有したりき。彼は頼朝の諸弟中に於ては全く比類なき軍人たりしと共に其自信の力も亦極めて厚かりき。傳説は彼に關する下の逸話を今日に遺したり。曰く。

治承五年(一一八一年)七月八日、鎌倉に於て若宮寶殿上棟の儀あり。社頭の東方に假屋を構へ、武衛(頼朝)著御あり。御家人等其南北に候す。工匠に御馬を賜ふ。而して大工の馬を引く可きの旨、源九郎主(義經)に仰せらるゝの處、折節下手しめてを引く可き者なきの由申さる。重て仰に曰く、畠山次郎、次に佐貫四郎さぬき等候するの上は何ぞ其仁なきの由を申さるゝや。是れしかしながら所役卑下の由を存じ、事

を左右に寄せ難澁せらるゝ歟。ていれば九郎主、頗る恐怖し則ち座を起て兩馬を引く。初の下手は畠山次郎重忠、後は佐貫四郎廣綱なり。(東鑑)。

彼は畠山、佐貫等と等倫のものとして見らるゝを恥ぢ、高く自ら標致せんとしたるが爲めに頼朝の嘖る所となれり。傳説は又彼が平氏追討の時、頗る自ら用ひ、與力の武士を叱責して顧慮する所なかりしかば、一部の武士は頗る彼を嫌ひしことを語れり。(東鑑)。彼が自己を以て當然彼等を指揮し得べき権利ありと信じたるを見るべきなり。傳説は又左の逸話を遣せり。曰く。

屋島の戦に平家の人々判官(義經)を目掛けて手痛く攻め戦ふ。舟の中より熊手、薙鎌をもちて判官の甲のしころにからり〜と打ちかけ〜二三度しけれども、味方の兵ども大刀長刀の先にて打ち拂ひ〜攻め戦ふ。されども如何はしたりけん、判官弓を取落したり。うつぶし鞭をもちて搔き寄せ、取らん〜としたれば、味方の兵共、只捨てさせ給へ〜と云ひけれども遂に取りて笑ひてぞ返りける。

老ども皆爪はじきをして、縦令千疋、萬疋にかへさせ給ふべき御たらし指すなりと申すともいかでか御命には替へさせ給ふべきかと云ひければ判官、弓の惜しきにもあらばこそ、義經が弓といは〜二人しても張り、または三人しても張り、叔父爲朝などが弓のやうならば、わざと落しても取らすべし、庭弱たる弓を敵の取り持ちて是こそ源氏の大將源九郎義經が弓よなど嘲哂せられんが口惜しさに、命に替へて取りたるぞかすと云へば皆又是をぞ感じける。(平家物語)。

短き話も彼の品性を語る。彼が常に人間の第一流を以て自ら任じたりしを知るべきなり。人の品性を讀むに於ては殆んど本能的の聰明を有したる頼朝は早くも彼の此の如き自負心を洞察し、斯の如き自負心強き弟を御するの頗る難事たるを思へり。故に頼朝は先づ事毎に彼を抑へ、徐に彼をして自己の範疇に入らしめんと欲したり。則ち鶴岡若宮の上棟に於て彼をして畠山、佐貫の如き家人と共に大工に與ふる馬を引かしめんとしたるも亦唯だ所謂英雄駕御の術に過ぎざりしのみ。既にし

て彼は義仲の京都に在りて暴威を振ひ且平氏と聯合したりとの風説あるや範頼と共に頼朝の代官として京都に入れり。而して彼は間道より遂に宇治に亂入して義仲を破れり。間もなく一谷を攻め落したる時も又實に彼が不意の急襲に依り平氏をして直ちに其根據地を棄つるの已むを得ざるに至らしめたり。彼の自信力が極めて強かりしが如く彼の軍人たる天才も亦史上に比類なきものなりき。是に於てか世は始めて源九郎の一身に於て偉大なる大將を發見し嘖々として其武功を賞讃せり。彼時に年二十六(東鑑に文治五年三十
一歳とあるに依る。)年少にして氣鋭なり、何ぞ自ら功を誇るの心なきを得んや。頼朝は益々彼に對する駕御の綱の弛むべからざるを感じたり。されば彼が一谷戦勝の後頻に官途の吹擧を望みたりしに關せず、遂に之を許容せず、其年五月二十一日範頼、廣綱、有義武田等の一族をして各一州の國司たらしめんことを奏請したれども遂に彼に及ばざりき。(東鑑)。是は頼朝が故らに義經に薄かりしには非ず。彼は義經の如き年少有爲の人物をして遽かに官途の榮達を得せしむるは徒らに

之を驕らす所以にして決して其才を成す所以に非るを知りしが故に故らに彼の請を聽かざりしのみ。

著者曰く予が斯く斷じたる所以は頼朝は此時義經を吹擧せざりしかども翌年(一八五年)四月義經を一州の國司たるべく推薦したるに依る。且今年九月十四日頼朝は河越太郎重頼の息女をして上京せしめたり。こは兼て頼朝の取持にて義經と婚嫁の約諾ありしが爲めなり。頼朝にして單に義經の才を妬んで其官途を妨ぐるものならしめばかゝる事はあるまじきなり。(東鑑)。

されど義經は此意を解する能はざりき。彼は範頼が彼と同じ鎌倉の代官にして先づ叙爵したるに不平なき能はざりしならん。彼は又自己の勳功が遙に範頼の上にならと自ら信じたりしに關はらず、頼朝が彼に對して甚だ冷淡なるを不快としたるならん。されど彼は猶ほ忍耐して頼朝の節度に從へり。彼は範頼が三河守に任せられより六旬依然として源九郎を以て自ら甘んじたりき。されど彼は遂に誘惑せられ

たり。是は彼の位置としては殆んど免るべからざる運命と云ふべきものなりき。是より先き範賴、義經の平氏を一谷に敗りて京都に還るや、範賴は鎌倉に還り、義經は留まりて京師を鎮したり。(東鑑)。彼の京都に在るや久しかりき。是れ實に彼が其身を誤るべき禍根を養ひしものなりき。彼は此間に於て頗る法皇の眷顧を辱ふし、院の近習に親みたり。嘗て清盛を寵し玉ひ、嘗て行家を寵し玉ひたる法皇は今や義經を以て二なきものに思召したり。

著者のしか思ふ所以は法皇の寵臣大藏卿高階泰經が義經と親しき中なりしこと。(東鑑)。文治元年(一一八五年)正月義經が平氏追討の爲めに出陣せんとしたりし時院中の御評議に依り、平氏の餘黨猶ほ京都に在れば義經は京都に止まりて警衛し次將を遣はさるべしとて強て其出發を止め玉ひしこと。(吉記)。二月十六日義經いよ／＼四國に出陣と定まりしとき法皇更に泰經を義經の許に遣はし、汝、畿内を離れんには京師益す空虚なるべしとて其出立を見合すべきことを勸め玉ひしこ

と(參取玉海、東鑑)等に依る。

源平氏を對立せしめ其勢力の均衡を利用して駕御の術としたりし以來朝家の慣用手段は常に有力者に依りて有力者を抑ふるに在りき。平氏の勢力盛んなるや朝家は僧徒の力を假らんとしたまへり。義仲の京都に入るや、朝家の目は常に賴朝の舉動に在り。義仲、行家の相並ぶや、朝家は行家と結托せり。今や賴朝は東國に在りて大將の大將となり、武士の諸國に於て狼藉の行儀あるもの少からず、是時に方りて大將たる天才に於ては賴朝と雖も恐くは三舍を避くべしと思はる、義經あり。後白河法皇の御眼が彼を逸し玉はざりしは勿論なり。是に於て乎、何人も京都に在りては其誘惑を免る、こと能はざりし大なる力は、特に強く義經を動かせり。元暦元年(一一八四年)九月六日、彼は遂に賴朝の奏請を待たずして左衛門少尉に任じ、檢非違使少尉たるべき宣旨を蒙れり。彼は其此に至りたる事情を賴朝に報じて曰へり、是は某の所望したる所に非りしかども、度々の勳功を默止せられ難きに依りて自然の朝恩

たるの由仰せ下さるゝの間固辭する能はざりしが爲めなりと。是れ恐らくは彼が眞實の白狀なりしならん。年少にして未だ多く世故を経ざる彼は朝恩の辱きに感じて知らず識らず、賴朝の定めたる原則を破りたるものならん。而して是れ決して賴朝の喜ぶ所に非りき。賴朝が義經の任官を喜ばざりしは總ての人間に免るゝ能はざる嫉妬の劣情に基きたりと云はんよりは更に大なる理由を有す。何となれば彼の奏請を経ずして朝廷が直ちに其一門家人を賞罰せらるゝことなかるべきは彼の既に預め奏上し置きたりし所なるに拘はらず、朝廷は特に義經の勳功を默止する能はずとの理由を以て此奏上を無視し玉ひたればなり。此條後章と參照すべし。されば此の問題は今や義經(對)賴朝の問題より一轉して、賴朝(對)朝家の問題となり、義經てふ一個人の官位に關する問題より進んで天下の安危に關する政治問題となりしものなり。されど賴朝は猶ほ忍耐したりき。彼は官位の事は固より朝恩に屬するものなれば人臣の敢て吻を容るべきに非ず、己の奏請を経ざる官位を義經の賜はりたるは或る機會に

於て其官位は彼の認識せざるものなることを示せば則ち足れりと信じたりしかば敢て黙して可否を言はざりき。而も此沈黙ありしが爲め後白河法皇は更に益す義經を寵するの傾向を示し玉ひ、間もなく九月十日義經の院内昇殿を許し玉へり。賴朝の謀臣大江廣元當時の儀式を目撃し之を賴朝に報じて曰く、義經主は八葉の車に駕し、衛府三人、共侍二十人を各騎馬にて扈從せしめ、則ち庭上に於て舞蹈し、劍笏を撥かきあげげて殿上に参りたりと。年少なる將軍が如何に意氣軒昂として朝恩に誇りつゝありしかは此短き報告も亦其全班を想像するに足れり。(東鑑)賴朝は義經が此の如く自己の節度に従はざるを怒り一時は彼を用ひて再び平氏追討の將たらしむるを欲せざるに至りしかど流石に義經が軍人たる非凡の力量に至ては賴朝と雖も亦之を識認せざるを得ざりしかば範賴が既に九州に達したるべしと思はるゝ時期に於て彼の出征を許したり。賴朝を以て己に恩寡く、且惡意を有するものなりと誤解したる彼は切に兄の不快を買ひたるを悲みたり。彼は功名の誘惑最も強き年少氣銳の時期に免れ

ざる虚榮の心に釣られて兄の節度を奉せず朝恩を辱ふしたれども而も其心は兄に背かんとしたるものに非りき。彼は一方には朝恩に感激し、一方には兄の不快を悲み、諺に所謂板夾みの苦境に陥り、或時は遂に自ら死を決するにまで至りたるが如し。恰も生れながらの大將たりし勇猛果斷なりしクライブ卿の一面には綿々たる兒女の態を具へたるが如く、彼は其心のたけくもやさしくもありしものなりしかば其宇治川、鶴越の猛將たりしに關せず、兄の怒にして霽れずんば寧ろ死なんと欲したり。彼は是故に自ら四國に下らんとする時、大藏卿泰經に其衷情を打明けて、「殊に思ふ所あれば今度は一陣に於て命を棄てんと欲す」と語りたりき。彼の憂憤知るべきなり。(東鑑)。而して彼をして此の如き苦境に陥らしめたるものは朝廷が賴朝の奏聞ありしに關せず、特に義經を寵したまひ、年少なる彼をして其御恩を謝絶するに由なからしめしに依れりとせば、折角の御好意も其結果より之を言へば却て義經に仇するものとなりたるものなりしこそ亦是非も無きことなりける。

(三) 藤原秀衡と源義經。

藤原秀衡と源義經との關係も亦頼朝の精細なる思慮を経たるものならざるを得ず。義經は永曆元年(一一六〇年)義朝の死にたる時猶ほ襁褓の内に在りき。彼は父の喪に逢ひたる後、其母の後夫たりし一條大藏卿長成の扶持に依り出家せんが爲めに鞍馬山城に登りしが、年長するに及んで始めて平氏を撃つて父が會稽の耻を雪ぐべき志を起し、自ら首服を加へ、秀衡の猛勢なるを待み奥州に下向したり。彼は此時より義朝の諸子中に在りて既に特殊の性格を示したり。頼朝の猶ほ隱忍して無爲を粧ひし時に於て、希世頼朝同母弟は土佐の配所に在りて動かす、範賴尊卑分脈に曰く母は遠江池田宿遊女は藤原範季に養はれて無事に暮らし、今若義經同母兄は醍醐寺の出家となり禪師公全濟と號し、乙若今若の弟、義經同母兄は天王寺の別當八條宮圓覺法親王、後白河天皇皇子の坊官となり卿公圓濟と號し、共に平和なる都の生活を營みつゝ、ありしに反し、彼は必ず一撃を平氏に報んと欲し、少年

の身を以て當時の旅に於ては眞に萬里の遠征とも謂つべき奥州行を企て秀衡に頼りて爲す所あらんと欲したり。諺に曰く紫は園に在りては自ら隠るゝ能はずと。彼は年少時代に於て既に吞牛の氣を現はせり。而して秀衡は善く之を待ちたりき。(參取東鑑、平治物語、系圖)。清盛は藤原氏以來、恰も漢が匈奴を待つが如き態度を以て秀衡を待ちし政策を變せず、且變する能はざりしかば、當時の奥羽は時政に不平なるもの、若しは當時の有權者に惡まれしもの、好んで身を投じたる所にして秀衡も亦善く之を容れたりき。東鑑に佐々木源三秀義、平氏に惡まれ、其の親戚たりしを以て秀衡に頼らんと欲したりしこと。及び頼政の事ありしとき散位康信書を頼朝に與へ平氏の追捕を免れんが爲めに奥州の方へ落ちさせたまふべしと勸めたりしことを記す。奥羽が平氏の勢力より獨立して別に一天地を作りつゝありし状態すべし。況んや其家の歴史が源氏と縁故淺からざりし秀衡が源氏の冠者にして器量、凡ならず見ゆるもの、來り投ずるを見る、彼何ぞ之を冷遇するを得んや。斯くて義經は秀衡の館平泉に在りて幾たびの春を迎へ、幾たびの秋を送りたり。既にして彼は頼朝の兵を起すを聞たり。彼たるもの何ぞ踴躍せざるを得んや。彼は直ちに馳て之に加はらんと欲したり。老成

なる秀衡は頼朝の成功を危みしかば強て之を抑留せり。されど彼は秀衡の抑留に逢ふて黙止するが如き温和なる貴公子に非りしかば密に秀衡の館を遁れ出でたり。秀衡は彼の到底留まるまじきを知りしかば則ち信夫莊司又は湯庄司と稱すの二子繼信忠信をして彼に従はしめ、かくて彼は白河關外に出て頼朝に合するを得たり。(東鑑)。彼と秀衡との關係此の如きものあり。今や彼の戰場に於ける成功、眞に驚天動地のものありしは秀衡も亦一種の快感を以て聽かざる能はざりし所ならん。而して此の如く彼に對して好意を有したるべく思はるゝ秀衡は不幸にして頼朝の最も畏るゝ勁敵なりき。頼朝は自己が東國武士を服従せしめ關東平原の主人となりしと共に奥羽に據りて其の背後を壓する秀衡の勢力に就て深き懸念を持せざること能はざりき。たとひ平氏が秀衡を誘ひ頼朝の背後に攻入らしめんとしたる策略は秀衡の持重して動かざりしに依りて成功せざりしにもせよ、此の如き危険なる勢力が常に彼の背後を監視するは彼の固より堪ゆる所に非りき。

養和元年(一一八一年)八月十五日藤原秀衡を以て陸奥守に任じ、平助職(越後の城氏)を以て越後守に任じたり。是は平氏の推舉に依るものにして此朝恩を藉りて源氏を討たしめんと欲したるなり。(百鍊鈔)。此時朝廷にては秀衡に陸奥守を授くること先蹤なしと雖も奥羽兩國は實は秀衡の思の儘なる上は名義に拘泥すべきに非ずとの御評定にて則ち陸奥守に任じたまへり。秀衡は此恩命を拜したるのみにて兵を出して賴朝を討ちしことなかりき。(玉海)。其後義仲も亦壽永二年(一一八三年)十二月十五日後白河法皇に奏請し賴朝追討の院宣を秀衡に賜はりしかども、秀衡此時も遂に兵を動かさざりき。(吉記)。

されば彼は壽永元年(一一八二年)四月に於て實に秀衡を呪咀したり。傳説は當時の事情を語りて下の如く言へり。曰く。

養和二年(一一八二年)四月五日武衛(賴朝)、腰越を出でしめ江島に赴かしめ給ふ。足利冠者、北條殿、仁田冠者、畠山次郎、下河邊庄司、同四郎、結城七郎、

上總權介、足立右馬允、土肥次郎、宇佐美平次、佐々木太郎、同三郎、和田小太郎、三浦十郎、佐野太郎等御供なり。是れ高雄の文覺上人、武衛御願を祈らんが爲めに大辨才天を此島に勸請し奉る。供養の法を始め行ふの間、故を以て監臨せしめ給ひ、密に此事を議す。鎮守府將軍藤原秀衡を調伏せしめんが爲めなり。(東鑑)。

誰れか知らん、美しきこと玉の如き江島の辨財天も、名詮自證、外面如菩薩、内心如夜叉、恐ろしき咒咀の用を爲せしものならんとは。賴朝の秀衡を畏憚すること此の如きものあり。而して義經は秀衡と因縁深きものなり。されば義經に取りては第一の危険は朝恩の厚きに在り。第二の危険は秀衡の潜勢力に在り。第三の危険は其年少、氣鋭、天才餘ありて練達足らざるに在り。賴朝が彼を御するに慎密精嚴なる工夫を要したる亦宜ならずや。

(四) 腰越狀。

既にして預しめ死を決して進戦したる義經は却て死中に活を得たり。兵略上の一大天才たりし彼は極めて短日月を以て平氏を亡ぼしたり。世は再び彼の成功を喝采したり。非凡なる天才の往々免れざりし自重に乏しき性質は彼にも亦伴ひしが如く、彼は再び此功名の爲めに毒せられたり。彼は自ら其功を恃むの心を生ぜざること能はざりき。彼は平氏を亡せしとき範頼の在りしに關せず、範頼の率ゐたる軍の奉行として頼朝より附けられたる和田義盛、彼の率ゐたる軍の奉行として頼朝より附けられたる梶原景時ありしにも關せず、自ら九州の事務に干渉したり。彼は又自ら持すること甚だ高く、其従軍したる東國の豪族に對しても、又小過すらも必ず尤めて之を寛恕せず、餘り多く大將の威を振ひたりき。(東鑑) 彼は又戦勝に酔ひたるもの、如く國母建禮門院と舟を同ふして心あるものをして其無禮を驚かしめたりき。(源平盛

衰記)。たとひ彼に關する悪評は半は彼を喜ばざるもの、讒譚に出でたるにもせよ、彼の如き人物が斯る場合に於て自己の成功に中毒することあるは古今の史上に珍らしからぬことなれば彼も亦恐らくは此悲しむべき毒に中ることを免れざりしならん。斯くて彼は四月二十六日を以て宗盛以下の捕虜を従へて京都に凱旋し、五月七日を以て宗盛、清宗を鎌倉に押送せんが爲めに京都を發し、(百鍊鈔) 同月下旬を以て鎌倉に入らんとしたるに頼朝は彼の鎌倉に入るを許さざりしかば空しく腰越に滯留し、兄の怒の解けんことを待ちたれども、頼朝の意は鐵の如くにして遂に動かざりき。彼は是に於て五月二十四日、書を頼朝の謀臣大江廣元に與へて其志の決して兄に背くものに非ることを陳したり。所謂腰越狀なるものは則ち是なり。其文に曰く。

左衛門少尉源義經。乍レ恐申上候、意趣者。被レ撰ニ御代官其一。爲ニ勅宣之御使、傾ニ朝敵。顯ニ累代弓箭之藝。雪ニ會稽耻辱。可レ被ニ抽賞ニ之處。思、外依ニ虎口、讒言。被

黙止莫大之勳功。義經無犯而蒙咎。有功雖無誤。蒙御勘氣之間。空沈紅淚。倩案事意。良藥苦口。忠言逆耳。先言也。因茲、不被糺讒者實否。不被入鎌倉中間。不能述素意。徒送數日。當于此時。永不奉拜之恩。骨肉同胞之儀。既似空。宿運之極處歟。將又感先世之業因歟。悲哉此條。故亡父尊靈。不再誕給者。誰人申披愚意之悲歎。何輩垂哀憐哉。事新申狀。雖似述懷。義經受身體髮膚於父母。不經幾時節。故頭殿御他界之間成孤。被抱母之懷中。赴大和國宇多郡龍門之牧以來。一日片時不住安堵之思。雖存無甲斐之命。京都之經廻難治之間。令流行諸國。隱身於在々所々。爲栖邊土遠國。被服仕土民百姓等。然而幸慶忽純熟而爲平家一族追討。令上洛之手合。誅戮木曾義仲之後。爲責傾平氏。或時峨々巖石策駿馬。不顧爲敵亡命。或時漫々大海。凌風波之難。不痛沈身於海底。懸骸於鯨鯢之腮。加之爲甲冑於枕。爲弓箭於業。本意併奉休亡魂憤。欲遂年來宿望之外。無他

事。剩義經。補任五位尉之條。當家之面目。希代之重職。何事加レ之哉。雖然今愁深歎切。自非佛神御助之外者。爭達愁訴。因茲以諸神諸社牛王寶印之裏。不挿野心之旨。奉請驚日本國中大小神祇冥道。雖書進數通起請文。猶以無御宥免。我國神國也。神不可稟非禮。所憑非于他。偏仰貴殿廣大之御慈悲。伺便宜令達高聞。被廻秘計。被優無誤之旨。預芳免者。及積善之餘慶於家門。永傳榮花於子孫。仍開年來之愁眉。得一期之安寧。不書盡愚詞。併令省略候畢。欲被賜賢察。義經恐惶謹言。

元曆二年五月日

左衛門少尉源義經

進上 因幡前司殿

(東鑑)。

此有名なる陳訴の書が果して真に義經の賴朝に進めたるものなるや、若しは好事家の擬作なるやは不明なり。されど義經が兄の怒に觸れて鎌倉に入るを得ざりしを悲

しみたるの状は誠に此書の如きものありしならん。東鑑は平家物語、源平盛衰記の如き書に比すれば頗る信史と稱すべきものなれどし、中には作者或は後人が信據すべからざる風聞、傳説、若しは好事家の作りたる擬作の文書などを挿入したりと思はるゝものなきに非れば讀者之を取捨して可なり。是より先き義經は兄の不興を招きしを憂へ龜井六郎を使者として鎌倉に遣はし、異心を存せざる由の起請文を頼朝に與へたりき。是れ今年五月七日の事なり。されど頼朝の心は是に依て解けざりしのみならず却て更に其怒を増し、義經の宗盛、清宗を押送して將さに鎌倉に入らんとするや、北條時政をして酒匂驛相模に至りて宗盛等を受取らしめ義經をば腰越に止めて遂に鎌倉に入るを許さざりしかば義經は其悲に堪へず、此書を廣元に與ふるには及びしなり。されど頼朝の意は遂に是が爲めに回らすべからざりき。彼は義經の陳謝百端なりしに反し、斷然其の請を斥け、義經をして再び宗盛、清宗を護し西上の途に就かしめしかば義經は六月九日怨を呑んで酒匂を發したり。傳説は義經の心事を語りて曰く、「廷尉義經を指す。日來の所存は關東に參向せしめたらば平氏を征する間の事、具に芳間に預り、又大功を賞せられ、本望を達すべき歟の中、思ひ儲くるの

處、忽ち相違し、剩へ拜謁を遂げずして空しく歸洛す、其恨み已に古の恨より深し」と、彼は實に憂憤の極に達したりしなり。されど頼朝の義經に對する強硬なる意思の發動は獨り此に止まらざりき。彼は義經が其勳功は實に頼朝の代官たる權威を假りて成したるものなるを忘れて自ら其功に誇るの意ありしのみならず、今度歸洛の期に於て怨言を發し、關東に於て頼朝を怨むものは吾に屬すべしと稱したりてふ口實を以て同月十三日嘗て義經に與へたる平氏の没官領二十四箇所の地を收めたり。東鑑。兄弟相攻むる此の如く急なるに至りては眞に人倫の痛痕事と謂つべし。後人の義經の不幸を憐みて所謂判官はうぐわんびいきの諺を生ずるに至りしや亦宜なり。されど頼朝より之を言へば彼は決して獨り義經にのみつらかりしものに非ず。彼は統一と節制との化身なり。彼は秩序なき世に秩序を與へん爲めに、總ての衝突し矛盾する意思が雜然として相交はれる混沌の世界に於て、唯一個の意思の支配を見んが爲めに生れ出でたるものなり。後章に詳論す。彼は此意思の爲めには何ものも犠牲に供するを厭はざ

りき。たとへば腰越に於て義經の鎌倉に入るを許さざりしも亦唯だ一個の意思をして公平に總てを支配せしめんとするの作用に外ならざりき。是より先き今年(一一八五年)四月十一日頼朝は凡て關東家人にして頼朝の内擧に依らず、衛府所司等の官に拜するものは先官一旦任官し、次で辭表して前官を稱す。當職を論せず、必ず在京して陣役に勤仕すべし、禁廷に宿直すべし。身已に朝列に廁るものは籠居すべからず。郷里に歸住すべし、永く城外の思しとの意なり。を絶ち王城の外に出づる關東に下向すべからず。若し墨俣尾根美境以東に下向せば各本領を收め、且斬罪に行ふべしと令したり。當時之が爲めに東歸を禁せられたるもの兵衛尉義廉等二十三人に及びたりき。(東鑑)頼朝は固より朝廷が關東家人を眷愛して官位を與へたまふことを人臣の分として關東より非難し奉るべき理由なしと信じたり。彼の勤王心は朝家が自ら武人に官爵を與へ玉ふを非難せんとする程に冷淡ならざりき。されど彼は之れと共に關東家人が其内奏を経ずして得たる官位を關東に於て認識する時は彼の家人に對する權威の無意義のものならんとするを深く畏れた

り。彼は是に於て一の主義を立て、以て二者の調和を計れり。他なし。

(一)朝家が頼朝の内奏を経ずして關東家人に官位を與へ玉ふことは、頼朝に於て敢て是非し奉らざること。

(二)さりながら關東家人にして頼朝の内奏を経ずして朝廷より官位を賜はりたる上は常に必ず朝廷に勤仕して關東に歸るべからず。彼等にして此誠を犯して關東に歸らんとせば其本領を沒收し、斬罪に處すべし。何となれば何等の功勞なき武士が其郷里に座して朝官を辱ふするの理なければなり。

彼は此の如くにして凡そ關東家人は必ず一個の意思、一定の意思、動かざること山の如き意思、何人をも必ず其命令に聽かしめんとする強き意思に従ふの運命を免るべからざると知らしめたり。彼は此の如くするに非れば秩序なき世に秩序を與ふべからざると信じたればなり。されば義經をして鎌倉に入らざらしめたるも亦た實に此意思の發動のみ。法律は公平なからざるべからず。命令は何人をも支配せざるべ

からず。義経は既に頼朝の内奏に依らずして五位の檢非違使となり、既に頼朝の内奏に依らずして當時の武人に在りては最も光榮とする院の昇殿を許されたり。是れ明かに頼朝の定めたる原則、他の語を以て之を言へば總ての意思を服従せしめんと要求する一の意思に背くものなり。たとへば彼の功をして山の如くならしむるも若し之を寛假して鎌倉に入らしめん乎。是れ先づ自ら世界を維持すべき堤防を破壊するものなり。是れ總ての武士に命令したる禁誡をして無意義ならしむるものなり。法律は弱きものをも強きものをも一様に支配せざるべからず。故に頼朝は大江廣元が義経の書則ち腰越狀を其面前に讀みしにも關はらず。遂に義経の言を聽かざりき。思ふに「卿が予の内奏を経ずして朝恩を辱くしたるは余の尤むる所に非ず。されど既に予の内奏を経ずして朝官たりし卿は、卿と同じ行爲に出でたる他の武士に予の命令したるが如く斷じて鎌倉に入らず、急ぎ歸京して朝家に奉事せざるべからず。是れ予の定めたる規律なり。予は卿が予の弟たるの故を以て此規律を破る能はず。何となれ

ば此規律を破るは則ち天下をして再び混沌世界に還らしむるものなればなり」とは頼朝の意思なりしならん。然らば則ち腰越狀の悲哀に富みたる辭句を見て獨り頼朝の不仁を尤むるは未だ英雄の心を解するものに非るなり。徳川家康の晩年駿府に老せしとき、頼朝、義経を批判せしてふ逸話あり。曰く。

駿府にて夜話の折、談伴等申けるは頼朝は古より名將といひ傳れども平家追討にさゝれし三河守範頼、伊豫守義経二人の弟はすぐれて軍功もあるを後に誅戮せしは少恩の至ならずやと申せば君家康を指す外々の者どもはいかゞおもふと宣へばいづれも同意のよしを申す。其時それは世に云ふ判官びいきとて老嫗兒女など常に茶談にする事にてとるにたらず。すべて天下を治る者は己が職をゆづるべき嫡子の外、庶子の分には別に異禮を施すことなし。其親族たるを以て國郡の主になし置といへども、これを遇するにいたりては外々の大名とかはることなし。よてその兄弟たるもの身をつゝし、上を敬し萬事を篤實にせず、もし兄弟の親をたのみに

し無道の舉動ふるまひするを、親族なればとて見のがしては外様とさまの示にならざるなり。親族のわいだめなく理非を分明に行ふこそ天下の主たらむ者の本意なれ、驕奢無道ならば配流に處し、もし反逆の企あらむには死刑に行はねばならぬなり。すべて天下の主の心と大名の心とは大にかはるものなり。さる大體をわきまへずして賴朝を非議するはこれまた老嫗兒女と同日の所見なりと仰せられしとぞ。徳川實記に駿河土産を引く。昔は猶ほ今の如し、今は猶ほ昔の如し。英雄、英雄を知り、好漢好漢を知る。苟も此心と同ふせば千載を隔つるも猶ほ旦暮相逢ふの人の如し。家康の此論蓋し最も善く賴朝を解したるものなり。

(五) 義經の謀叛及び其末路。(一)

是時に當りて義經をして若し賴朝の眞意を解せしめば彼は恐らくは絶待的に兄の權威に服従し、徐ろに其怒の霽るゝを待ちたるならん。されど彼は賴朝を誤解せり。

彼は賴朝を以て偏に己に無情なるものなりとしたり。彼は此故に怨言を放ちて更に賴朝の怒を買へり。前に記す。彼は無限の憂愁を懷きて空しく酒匂より歸京の途に上り、六月二十一日近江國勢多の附近に於て宗盛、清宗の首を斬り尋て直ちに歸京したり。百鍊鈔に依る。重衡は南都に送られ六月二十三日木津川に斬らる。是より以後の彼は復た昔日の彼に非ず。彼は遂に賴朝と戦つて雌雄を決せんとの野心を生じたりしものゝ如し。彼は關東將士の賴朝に怨あるものの竊に彼に不平を訴ふるものあるに逢へり。彼は又法皇も賴朝の勢漸く朝家に迫らんとするを喜び玉はざることを知れり。(參取東鑑、玉海)。是に於て乎、彼の憂愁悲哀は一轉してあは善くば賴朝を討ち、取つて之に代らんと欲する野心となれり。それ自ら極度まで強者の迫害に逢へりと感じたるものにして、其人が無氣力ならざる限りは反抗の精神を起すこと蓋し自然の數なりと謂はざるべからず。而して彼をして此の如き反抗の心を起さしむる因縁も亦甚だ多かりき。是れより先き平時忠は安徳天皇に供奉し西國に下りたり。彼は嘗て法皇に親信せられ智臣の譽

ありし貴族にして平氏と共に安徳天皇の行宮に在りし時、軍國の事は多く其預り決する所なりき。(源平盛衰記)。既にして彼は其子時實と共に壇浦に於て義經の捕ふる所となり、京都に歸りたり。而して之と共に彼は其女を義經に與へたり。傳説の語る所に依れば彼は壇浦に於て文書一篋を義經の押收する所となりしが此文書にして若し世間に公けにせられんには之が爲めに迷惑を感じる人甚だ多く、彼も亦重刑を免れざるべき恐ありき。彼が其女を義經に與へしは之に依りて其篋を還へし與へられんが爲めなりしに、義經は首尾善く其術中に落ち、其文書を還へしたりしかば時忠は悉く之を焼き棄てたりと云ふ。年少にして世故に慣れざる戦争の天才と陰謀に慣れ智術に富みたる京都の貴族との取組には此の如き喜劇は蓋し有勝ちの事なりしならん。されど賴朝は此婚姻をも勿論義經の罪過として數へたり。(源平盛衰記)。而して今年五月二十日時忠を能登に信基を備後に配流せらるべき趣議定あり官符既に下りしに關せず、彼等が京師に遲留して配處に赴かざるは義經の爲す所なりとなし、

上奏して早く彼等を配處に遣はすべしと促したり。(參取百鍊鈔、東鑑)。是より先き賴朝は今年四月を以て義經をして一國司たらしめんことを奏上したり。彼は素より義經が彼の奏請を経ずして官職に任じたるを好むものにあらざりしかど、さりとて朝廷が武士を眷愛して特に官位を與へ給ふを非難するを好まざりしかば、朝廷の與へ給ひし義經の官位に關しては何等の言ふ所なく、恰も之を知らざるもの、如くにし、此に至りて別に義經の爲に一國司を奏請したり。是れ彼に取りては武人の官位を奏請するは總て自己の權内に在りとの意思を表白したるものに外ならず。當時若し義經にして悔悟の心あらば此兄弟間は決して調和の望なきものに非りき。而して法皇は此奏請ありしが爲めに七月十四日義經を伊豫守に任じ給へり。(百鍊鈔)。されど此時に至りては兄弟の交情復た昔の如くなる能はざりしかば賴朝は別に地頭を伊豫に置き義經をして國務に預ることを得ざらしめたり。(東鑑)。義經は益々兄に迫害せらるゝ自己の悲むべき位置を恨み、愈よ兄に背かんとする誘惑に勝つ能はざるに至

れり。既にして如何なる場所にも不安の空気を撒き散らすべき陰險なる性格を有する源行家は來りて義經に投じたり。彼は嘗て河内の石川城に據り義仲の將樋口兼光と戦ひしが樋口の爲に敗られて紀伊の名草に通れ、(平家物語)、義仲の亡びたる後京都と西國の間を往來して頼朝の威を假り所在に横行したりしが、戦功の賞すべきものなかりしを以て頼朝の顧みる所とならざりしが、今や頼朝、義經の兄弟間に好もしからざる感情あるを見て、恰も蒼蠅の腐りたる肉に集るが如く竊に身を義經に寄せたり。彼は、嘗て法皇の御覺めでたかりし者なりしかば院の近習には彼が頼朝の叔父を以て功名、命なく今猶ほ流浪者に均しき境界に在るを以て氣の毒なりとしたる同情者を有したるならん。行家の法皇に親狎し参らせしことは第十一章に記したり。完全なる偵察の機關を有し京都の事に於ては恰も咫尺の事の如く感じたる頼朝がかゝる危険なる人物の義經に接近しつゝありしを見て事態の日に險惡に赴きつゝあるを感ぜざるを得ざりしや知るべきなり。而して當時院の近習たりし刑部卿頼經、右馬頭業忠及び輕佻にして事を好み、

其力を量らずして義仲征伐を計畫し都下の大騷擾を惹起したる知康等はしきりに義經を誘ひ頼朝を討たしめんとしたるものゝ如し。(東鑑)。居は志を移し、養は體を移す。常に武人を離間し、其の勢力の分るゝに乘じ、其間の權衡に依りて以て自家の權威を維持せんとする氣習に富める京都の公卿。始めは頼朝を以て世を救ふべき人物なりとしたまひしも、今や其の漸く專權ならんとするを快しとし給はざる後白河法皇。院中に多少の同情者を有する陰險にして自己中心的なる行家。輕佻にして事を好み、武人の跋扈を怒りて之れを抑へんとする公卿。此の如きものは相和して義經を誘ひ、其の兄を怨むの感情を釣りて遂に兄に反するに至らしめたり。頼朝は鎌倉に在りながら善く京都の事情を盡くしたるを以て今や斷然たる處置に出づべき時期既に近きたりとなし、九月二日先づ梶原景季、義勝房成尋等を京都に遣はさんとし、此の日を以て鎌倉を發せしめたり。彼等の重なる使命は鎌倉南御堂の供養新築建堂のに従事すべき導師、布施並に堂を飾るべき器什を辨せんが爲めと云ふに在式を云ふ。

りしかども彼等は之と共に平氏縁座の貴族たとへば平時忠父子にして未だ配所に赴かざるものに關し、居ながら勅免を蒙りたらんものは仔細に及ばずと雖も、否なるものは早く配所の御沙汰ありて然るべき旨奏上すること。及び頼朝の使と稱して義經の亭に行向ひ、義經に命ずるに行家の所在を求めて之を殺すべきを以てし、義經の意を窺ふべきことの二事を托せられたり。此使は九月十二日を以て京都に入り景季やがて義經の亭に参向し頼朝の使の由を申したるに義經は病と稱して對面せざりき。景季更に一二日を隔て再び義經を訪ひたるに義經則ち彼に逢へり。此日義經は猶ほ憔悴の狀を爲し、脇足に懸り身體數ヶ所に灸あるを示し、當時の醫療は専ら灸治に依れり。故に此の如し。所勞更に僞に非ず。行家を誅すべきこと鎌倉殿の仰、固より背くべきに非ず。たとへば強竊盜の犯人たりと雖も鎌倉殿の仰ならんには義經、直ちに之を糺し行ふべし。況や行家の事に於てをや。但し彼は他家に非ず。同じく六孫王の餘苗にして弓馬を掌るものなれば尋常人に准すべからず。家人等計りを遣はしたりとて容易く之を降伏し難かるべ

し。然らば早く療治を加へ、平癒の後、計を廻らすべきの趣披露せらるべし」と語りたり。景季は此答を得て直に歸路に就き十月六日を以て鎌倉に達し之を頼朝に復命せり。頼朝は此報告を得、義經を以て行家と同意なるが故に故らに虚病を構へたるものとなし、梶原景時は傍より之を替し景季の最初に義經を訪ひしとき義經が病と稱して逢はず、更に一兩日を隔てたるの後逢ひたるは、必ず虚病を構ふる爲なりしなるべし、一日食はず、一夜眠らざれば其身は必ず悴つかるべし、爰は何箇所と雖も一瞬の間に之を加ふるを得べし、況んや日數を経るに於てをや、行家義經同意陰謀の事明かなり、御疑貽に及ぶべからずと云ひたりと云ふ。(東鑑)。當時義經が果して眞に病みたりしや、或は頼朝景時の疑猜したるが如く虚病を構へたるものなりしやは固より史上の疑問なり。されど爾來義經が行家を討たんとしたる形迹なく、却て益す相親みたりし情况ありしに依りて推測すれば頼朝、景時の眼光はたしかに事件の真相に達したりしものなるが如し。斯くて頼朝は景季の報知を得ると共に愈よ義經追

討の計を決し、群議を凝らし、義經の不意を襲ふて之を殺さんと欲し、其任に當るべきものを撰び、同九日土佐房昌俊をして八十三騎を率ゐて出發せしめたり。賴朝が八十三騎の大將に過ぎざる土佐房昌俊を刺客として京都に遣はせしを見ても義經の兵力に乏しかりし状態を察すべし。斯の如く鎌倉に於ては既に義經退治の計畫を定めたりし時期に於て京都に在りし義經も關東の壓迫終に堪ゆべからずとなし、同月十三日、竊に仙洞に參り、「前備前守行家、今度關東に背き謀反を企て候ひぬ。其故は鎌倉二位卿賴朝を指す行家を誅すべき由家人に命じたる趣、行家の後聞に達し、何の過怠ありて罪なき叔父を誅せらるゝやの由鬱胸を含むに依りてなり。臣頻りに制止を加ふれども行家敢て聽き候はず。加之臣も亦平氏の兇惡を退け世を靜謐に屬せしめたる大功あるものなるに、二品曾て其酬を存せず、適ま計らひ宛つる所の所領等悉く以て改變し、剩へ誅滅すべきの由結構するの聞あれば、其の難を遁れんが爲めに行家に同意せり。此上は賴朝追討の官符を賜ふべし、もし勅許なくんば兩人共に自殺するの外なく候」と奏したり。法皇則ち義經に卿善く行家の鬱憤を宥むべ

しと勅答し玉ひき。(東鑑)。同十七日仙洞に於て義經言上の事勅許あるべきや否御評議あり。左大臣經宗、内大臣實定已下參入す。内大臣實定は可否を申さず。左大臣經宗は當時京師を護衛するもの唯だ義經一人あるのみ。義經若し勅許を蒙らざるを憤りて濫行に及びなんには何人に仰せて防禦せらるべきや。今の難を遁れんが爲に先づ宣下せられて仔細を關東に仰せられんには賴朝も亦其憤なからん歟。平家義仲等の時の事叡慮に起らずと雖も、彼等の申請に隨ひ賴朝追討の宣示を下されたり。今も亦之に同じ。異議あるべからざる歟と云ひしかば、法皇は經宗の議に従ひ玉ひたり。(參取東鑑、玉海、百鍊鈔)。此時法皇は高階泰經を遣はし右大臣兼實の意見を諮はせ給ひしに兼實は追討の宣旨と云ふは八虐の罪あるものにあらねば輒くは下されぬものなり。賴朝の罪科未だ此に至らずして追討の宣旨に及ばれんこととかく計ひ申しがたき歟。曩には清盛、義仲皆賴朝追討の宣旨を賜はりぬ。是皆叡慮に出でしものならねど近年天下の擾亂、皆是故なり。目前の難を免れんが爲めに昔の過を再び

し玉ふべからず。義經は清盛、義仲と同じからず、賴朝たとひ清盛義仲に賴朝追討の宣旨を賜はりしを以て朝家を怨み奉らすとも、今度又義經に賜はらんにも必ず其愷らざるを保つ能はざる歟。所詮は賴朝に使者を遣はし、義經屢ば勳功あり、且卿の代官たれば朝廷も依頼し給ふなり。さるを近頃誅伐の沙汰ありと聞ゆ、義經何等の罪ありや。若し讒者の構ふる所たらば冤と謂つべし。若し罪狀明白ならば鎌倉に召して刑法に處すべきのみ。武士を遣はして京都を騒がすこと謂なき事かと仰せらるべき歟。是れ當座を通るべき計にも候ひなんと奏したれども法皇は終に此議を聞き給はざりき。是れ兼ねてより兼實は賴朝に黨するものなりとて法皇の嫌はせ玉ひしが故なり。玉海に據る。法皇の兼實を嫌ひ給ひし事情は後章に詳にす。斯くて愈々賴朝追討の宣旨を行家義經に賜ふべしと議定ありし其夜に於て既に京都に達し居りし昌俊は義經の從兵が洛西の河畔に出遊して第を守るもの、少かりしに乘じ遽に襲ひかゝりたれども、戰鬥に於ては如何なる場合に在りても非類なき天才たりし義經は自ら門戸を開きて奮戦し、行家も

亦急を聞きて馳來りしかば昌俊は遂に退散し而して殺されたり。義經是に於て乎仙洞に馳參りて無爲の由を奏したり。(東鑑)。久しく時人の豫期したる破裂は遂に來れり。同十八日、宣旨は遂に下れり。上卿は左大臣經宗なりき。宣旨に曰く。

文治元年十月十八日

宣旨

從二位源賴朝卿。偏耀ニ武威。已忘ニ朝憲。宜^{セム}令^ニ前備前守源朝臣行家。左衛門少尉

同朝臣義經等^ヲ追^テ討彼卿。

藏人頭左大辨兼皇后宮亮藤原光雅^{うけたまはる} 奉

(東鑑)

されど時勢は既に急轉せり。天下の武士は今や關東の威を恐怖せり。而して之と共に數ば其意義を轉變する繪旨を輕んずるの心を生じたり。彼等は此繪旨は叡慮に起りしに非ず、義經行家の強て申し下したるものに過ぎずと信じたりしかば起て之に應ずるものなかりしのみならず、却て義經、行家を以て謀反人となし賴朝の爲めに之を討たんと企てたり。且當時義經等が法皇以下公卿を擁して西下せんとすてふ風説

ありしを以て彼等に黨したる貴族も多く恐怖の念を生じ、彼等は漸く人望を失ひしかば與力の者も日々減じ全く孤立の状態に陥りたり。(玉海)。かゝりしかば義經は遂に西國下向の計を決し、高階泰經に就て臣今留まりて東國の兵を禦がば則ち京師を騷擾せん、是を以て暫らく鎮西に避けんと欲す。願くは院宣を賜はりて以て九州の住人に示めしたしと奏聞せり。法皇は是れをも許し給ひき。(玉海)。是は若し其申す所を御許しなからんには彼が法皇を擁戴して西國に下向すべき恐ありしが爲ならん。愚管抄に九郎人ひとり實にやとらんすらんと思ひけれどもたゞぞ落にけるとあり。時人の義經が皇室を擁して西國に落つるを恐れたるの状想ふべし。かくて義經、行家は十一月三日を以て使者を仙洞に進め臣等鎌倉の譴責を遁れん爲に只今鎮西に零落せんとなす、最期の御暇乞として參拜すべき筈なれども行粧異體の間其儘出發致し候と申させ前中將時實、侍従良成義經同母弟伊豆右衛門尉有綱等二百餘騎を率ゐる京都を發し。同五日河尻攝津に至りしに、攝津源氏多田行綱、豊島冠者等前途を遮り矢戦あり。義經行家は彼等と兵を交ふるを好まず、直ちに驅け破りたれども、遂に其従兵

の減少を免れざりき。斯くて同六日大物浦攝津より渡海せんとするに疾風俄に起り、逆浪船を覆へせしかば已むを得ず渡海の計畫を中止し、此所にて同行盡く分散し義經は有綱、堀彌太郎、武藏坊辨慶、妻女靜の四人を具し、天王寺邊に一泊し、遂に其踪跡を暗ましたり。而して賴朝の發遣したる東兵は十一月二日を以て入洛したれども義經行家間もなく逐電したれば彼等は其武を試むべき機會に逢はず。賴朝は十一月一日黄瀬川駿河まで出陣し其處にて後報を待ちしに義經行家既に影を隠したりとの報を得たりしかば同じく八日黄瀬川を發して鎌倉に還りたり。(東鑑)。

(六) 義經の謀叛及び其末路。(二)

是より後の義經は則ち世を忍ぶ罪人の生涯のみ。後白河法皇は十一月二日に入京したる賴朝の家人が先づ左大臣經宗に至り今度行家義經に賴朝追討の院宣を賜ひたるを賴朝殊に憤り申すの由告たりしに驚き玉ひ、同六日行家義經を尋ね進らすべき旨

院宣を諸國に下され、同十二日更に左の院宣を畿内近國の國司に下されたり。
 被^{カムリテ}院宣^{タイハク}一^カ。源義經。同行家。巧^{カク}ニ反逆。赴^{ツキ}西海^ニ之間。去六日於^ニ大物浦。忽逢^ニ逆風^ニ云々。漂没之由。雖^レ有^ニ風聞。亡命條。非^レ無^ニ狐疑。早仰^下有^ニ武勇^ノ之輩。尋^ニ搜山林河澤之間。不日可^レ令^レ召^ニ進其身。當國之中。至^ニ于國領^ノ者。任^レ狀令^ニ遵行。於^ニ庄園^ノ者。移^ニ本所。致^ニ沙汰^ノ事。是嚴密也。曾勿^ニ懈緩^ノ者。院宣如^レ此。悉之謹狀。

十一月十一日

某國守殿

太宰權帥

(東鑑に依る、玉海には十
二日院宣を賜ふと記す)

同じく二十五日、北條時政頼朝の重要な使命を帯びて上京し、更に頼朝不快の状を奏したりしかば朝廷は益す頼朝の心を和ぐるの必要に迫られたまひ、更に左の宣旨を下したまへり。

文治六年十一月廿五日

宣旨

前備前守源行家。前伊豫守同義經。恣^ニ挾^ニ野心。遂^ニ赴^ニ海西^ニ訖。而於^ニ攝津國。解纜之間。忽逢^ニ逆風之難。誠是一天之譴也。漂没之間。雖^レ有^ニ其說。殞^レ命之實。猶非^レ無^レ疑。早仰^ニ從^ニ二位源朝臣。不日尋^ニ搜^ニ在所。宜^レ令^レ捉^ニ搦其身。

藏人頭右大辨兼皇后宮亮藤原光雅奉^ル。

昨日までは院中の御覺もめでたかりし身の今日は又五尺の體を天地の間に容るゝ能はざるものとなれり。彼の境界も亦憐むべからずや。かくて彼は先づ大物浦^{攝津}より吉野山^{大和}國に入り山中に隠るゝこと五日間に及びたりしも、吉野の衆徒蜂起して彼を捕へんとするを聞き、妾女靜と雜色男とを殘し身を山伏の姿に變じ深雪を踏み分けて竊に多武峰^{大和}に至り其南院内の坊主十字坊と號するものを頼み居たりしも、多武峰は寺院廣からず、住侶も亦多からず、固より始終義經を隠し得べき地に非りしかば其所に在ること數日の後、十字坊の好意を以て送り來れる僧侶八人に案内せられ人馬不通の深山なる遠津川^{大和}に遁れたり。(東鑑)。遠津川は則ち十津川にして

保元の戦亂の時、興福寺の僧徒は弓射ることに達者なる此地の悪黨當時の通用語にては勇悍にして戦を好める人民の義とを語らひ新院崇徳上皇の御方に參らんとし、(保元物語)、後醍醐天皇の隠岐に蒙塵したまひし時、護良親王は此地の豪族に依りてしばし世を忍ばせたまひき。(太平記)。是は實に逋盜に均しき義經の身に在りては眞に適當なる隠家なりしならん。されどかゝる分内狭き山谷は長く英雄を潜まし得べき地に非りしを以て彼は大膽にも再び京都に出で人目を避けたること數月の後、奥州に至りて昔の恩人なる秀衡に依らんと欲し妻室河越氏及び従者等悉く姿を山伏若しは兒童ちごに變じ先づ大和に至り伊賀に出で美濃を經、それより北陸道に轉じ文治三年(一一八七年)二月十日遂に陸奥に達するを得たり。(東鑑)。是より先き朝廷は去年(一一八六年)五畿七道に宣旨を下して義經を索め給ひ、同十一月二十五日更に同様の宣旨を下し玉ひしも遂に義經の踪跡を得る能はざりしのみならず。此間義經は竊に輦轂の下に潜伏したることありしもの、如く、鎌倉よりの探偵甚だ嚴密なりしに拘はらず、彼を

して遂に陸奥に達せしめたるは當時、都鄙の間、密に彼に同情するものありしを察するに足れり。東鑑、玉海を參取す。東鑑に延曆寺僧民部卿禪師、義經に黨し逐電したることを記す。同寺の僧俊章、數日間義經を山中に隠し、陸奥に行くと、長途を送りたることを記す。年老たる秀衡は大に義經の至りしを喜ばざる能はざりき。何となれば此時に方りて頼朝の威既に海内を壓したりしを以て昔の如く奥羽の地を守りて一方に獨立せんとせば戦功の威名赫々たる源氏の大将を其國中に置くは彼に取つては最も頼もしき味方を加へたるに外ならざればなり。彼は是故に厚く義經を遇し衣川の館に置き、其子弟をして之に敬事せしめたり。既にして頼朝は間もなく義經が陸奥に遁れたりてふ偵報を得たりしかば其虚實を明かにせんと欲し先づ朝廷より秀衡に嚴密の御尋あるべきことを請ひたりしも、其後に至りて秀衡より其事なき由を奏したりしかば或は義經の奥州に遁れたりと云ふは確實ならずとの説も出で、頼朝も亦半信半疑の間に在りしもの、如し。

しか思ふ所以は東鑑、文治三年(一一八七年)三月五日の條に豫州(義經)陸奥國に在

ること秀衡入道の結構たるの由、諸人の申狀、符合の間、嚴密に召尋ねらるべきの旨、先度京都に申され訖はんぬ。今日御沙汰に及ぶの由武衛(能保)之を申さるとあり。是は義經の奥州に遁れし後、間もなく賴朝は秀衡の計策にて義經は奥州に達したりとのことを聞込しかば、朝廷より秀衡に嚴密なる御沙汰あるべきを請ひ、朝廷より其の御取計ありしを云ふなり。然るに同書同年四月四日の條に豫州(義經)在所未だ聞かず。今に於ては人力の覃ぶ所に非らず。須らく神祇佛陀に祈らるべきの由、人々計らひ申され、鶴岡以下の神社佛寺に於て日頃御祈禱ありとあり。是れ秀衡より義經の奥州下りは其事なきの由奏したるに依り賴朝もまさかに義經が嚴密なる探偵の網をくゞりて奥州に行きたりと思はざりしならん。扱其後秀衡は歿し、義經の所在も漸く明かなるに至りしが如し。そは百鍊鈔文治四年(一一八八年)二月十二日の條に九郎義經出羽國に在るの由國司言上すとあり。玉海にも同年二月陸奥、出羽國司及び前民部少輔並に秀衡に勅して義經を捕へしめ給

ひしことを記せばなり。此事は賴朝の人物を論ずるに大關係あり。世には賴朝は始めより秀衡の義經を隠くし置きしを知りしかど秀衡存生の中は其人物を畏懼し兵を加へず、泰衡の世に及んで始めて義經を庇護したる罪を論じ、之を脅嚇して先づ義經を殺さしめ、尋て兵を出して奥羽を征したりとするもの多し。されど事實は必しも然らず。秀衡の歿する時までは賴朝は未だ義經の所在を詳にせず、從て之を責むるの辭なかりしものなるに似たり。

既にして秀衡は義經が陸奥に達したる同年(一一八七年)の十月二十九日を以て歿したり。彼は其死に臨んで義經を以て大將軍とし國務を依托すべきことを泰衡以下の諸子に遺言したり。思ふに彼は義經の武略を假るに非れば奥羽二州を以て賴朝に對抗するの難事たるを知りしが爲めならん。かくて年は明けて文治四年(一一八八年)の春となりぬ。義經が奥羽に在りてふ事實は漸く明白となれり。出羽國司は義經を以て出羽國に在りと奏したり。(百鍊鈔)。朝廷は陸奥國司前民部大輔基成及び泰

衡に義經を搦め進らすべき由を勅し給へり。(參取玉海、東鑑)。されど泰衡は命を聽かざりしのみならず却て陳謝する所ありき。尋て十月十二日更に宣旨を泰衡に賜へり。宣旨の文に曰く。

文治四年十月十二日

宣旨

前伊豫守源義經。忽挿奸心。早出上都。恣巧僞言。涉赴奥州。仍仰前民部少輔藤原基成並秀衡子息泰衡等。可召進義經之由。被下宣旨先畢。而不恐皇命。猥述子細。普天之下。豈以可然哉。加之義經當國之中追出之由。慥有風聞。漸送月緒。委加搜索。定無其隱。歟。偏與野心。非輕朝威。就中泰衡。繼祖跡於四代。施己威於一國。境內之俗。誰不隨順。重仰彼泰衡等。不日令召進其身。於有同意之思者。定遣噬臍之恨。歟。專守風衝之嚴旨。不同梟惡之誘引。隨其勳功。賜以恩賞。若從凶徒。猶圖逆節者。遣官軍。令征伐。王事靡盬。敢勿違越。

藏人右衛門權佐藤原朝臣定經奉。

「必ず義經を搦め進らすべし。否なれば則ち兵を用ふるに至らん」とは賴朝の泰衡を脅嚇したる態度なりき。今や泰衡は奥羽兩國を擧げて義經に聽き、賴朝と雌雄を決する乎、義經を殺して以て賴朝に謝する乎、二の一を擇ばざるべからざるに至れり。而して彼は其父の遺言に背き先づ義經の所在を明にしたれば不日に搦め進すべき旨を答へ此答は二月二十五日鎌倉に達し。(東鑑)。三月八日京都に達したり。(百鍊鈔)。 閏四月三十日數百騎を以て不意に衣川の館を襲ひたり。義經の家人は泰衡の變心に驚き防戦したれども衆寡敵せず。大に敗績し義經も亦遂に免る、能はざるを知りしかば持佛堂に入り先づ妻子を殺し、而して後自殺したり。義經時に年三十一。室河越氏二十二。一女年四歳なりき。かくて其首は黒漆の櫃に納れ美酒に浸し六月十三日鎌倉に達し、觀る者をして雙涙を拭ひ、兩の衫を濕さしめたりき。(東鑑)。斯の如くにして日本が嘗て生じたる軍人中の最大なる天才たりし九郎判官は其の棺を覆ひたり。されど其首級の鎌倉に達すること

遅かりしは、人をして其果して眞のものなりしやを疑はしむるに足るべき理由なりき。そは一には其首級の到着が餘りに時日を要したること是なり。夫れ頼朝の泰衡を征したるや、行々泰衡の兵と戦ひながら猶ほ二十三日を以て鎌倉より多賀國府陸奥に達するを得たり。(東鑑)。知らず、泰經何を以て單に義經の首級を鎌倉に送る爲めに三十餘日を要したるや。是れ疑ふべきの一なり。且たとへ美酒を以て之れを浸すとも炎暑の候かゝる長日を費す、其首級の必ず腐爛して眞偽を辨すべからざりしや亦明かなり。知らず鎌倉の諸士、何を以て其義經たるを識別したるや。是れ疑ふべきの二なり。されば其世にも義經猶ほ死せずとの説ありしと見へ泰衡の亡後、泰衡の郎等太河次郎兼任が偽りて義經と稱せし時、奥羽の民は之を信として其軍に加はりしものもありしなり。(東鑑)。

(七) 源義經論。

義經の生涯は眞に稗史的なり。若し Romantic てふ語を以て英雄の傳記を形容すべくんば彼の一生はたしかに Romantic なりき。彼は其母系の賤しかりしが爲めに、系圖を重んじ、家督を重んじ、嫡流を重んじたる當時の世の中に於ては固より頼朝の如き多數の家人を有する能はざりき。彼は此點に於て先天的に不幸なるものなりき。されど彼は彼を圍める小さき群に依りて最も切に愛せられたり。彼は統治者とし、政治的中心としては何等のものに非りしかども其の從者に對しては其情の最も熱く、其交の最も親しき主人なりき。試に左の一話を見よ。

元暦二年(一一八五年)二月十九日屋島の戰に廷尉家人繼信射取られ畢ぬ。廷尉大に悲歎し、一口の袷衣を囑し、千株松の下に葬り、秘藏の名馬を以て件の僧に賜ふ。大夫黒と號し御厩の馬なりしを行幸供奉の時、仙洞より給せられ戰場に向ふ

毎に駕したるものなり。是れ戦士を撫するの計なり。美談とせざることなし。云々。(東鑑)。

其情何ぞ般さかんなるや。彼が大物浦の風波に於て、吉野萬山の雪中に於て、十津川の潜匿に於て、崎嶇間關を極めたる奥州落の旅行に於て常に其の小さき一團の従士に依りて相愛し相勞はられ、絶て背き去るものを生せざりしもの亦以て其温情の能く人間の眞肝膈に觸るゝものありしを察すべし。若し夫れ其妻女靜が囚虜となりて賴朝の前に舞ひながら、敢て鎌倉殿の嚴威を恐れず、義經を慕ふの情を歌ひしに至ては是れ史乎。是れ詩乎。情緒の纏綿、性情の投合彼が有情の人たるを反映して餘ありと謂ふべし。靜は京都の白拍子にして義經の妾たりしものなり。(源平盛衰記)。義經京都を去るに臨んで、靜、従つて吉野山に匿る。義經吉野山僧の己を攻めんとするを聞き、靜に金寶を與へて別れ、雜色をして京都に護送せしめんとしたるに雜色等金寶を奪ひ靜を棄て、去りしかば靜は山僧の捕ふる所となり、當時在京したりし北條時

政に押送せられたり。時政は賴朝の命に従て之を鎌倉に致せり。賴朝則ち義經の所在を審問せしむるに、靜は固く其知らざることを陳べぬ。されどたま〜懐胎中なりしかば猶ほ鎌倉に留め置かれたり。賴朝の室政子北條氏は兼ねて靜が堪能の白拍子にして天下の名人たるを聞きしかば賴朝に勸めて其歌舞を見んと欲したりしに、靜は妾の身は賤しき白拍子に候へば仰を辭み奉るべきに非ず。されど既に豫州の妾たる上は稠人廣座の間に卑しき藝を御覽に入れんこと頗る恥辱に存ずとて容易く命に従はざりき。されど政子は猶ほ「彼れ既に天下の名人なり。適々參向して歸洛亦た近きに在りと聞けり。其藝を見ざれば無念に候」とてしきりに賴朝を勸めしかば賴朝も其懇請を拒む能はず。賴朝夫妻、鶴岡の宮に參詣の次を以て靜を召し、靜をして其藝を演せしめたり。是れ實に文治二年(一一八六年)四月八日、鎌倉山に若葉の青き時なりき。傳説は當時の事を下の如く語れり。

此時二品(賴朝卿)は偏に當宮大菩薩八幡大菩薩の冥感に備ふべき爲めなれば是非仕れ

と仰せらる。静は近日只別緒の愁あり更に舞曲の業なき由、座に臨で猶ほ固辭したれども、貴命再三に及ぶの間、愁に白雪の袖を廻へし、黄竹の歌を發す。左衛門尉祐經工藤鼓を打つ。是は數代勇士の家に生れ楯戟の基を繼ぐと雖も一薦上日の職を歴、自ら歌吹の曲に携はるが故に此役に候するなり。畠山二郎重忠、銅拍子を爲す。静先づ歌を吟じ出して云ふ。

吉野山 峰の白雪 ふみ分て

入にし人の 跡ぞこひしき。

次に別物の曲を歌ひ。又和歌を吟じて云ふ。

しづやしづ しづのをだまき くりかへし

昔を今に なすよしもがな。

誠にはれ社壇の壯觀なり。梁塵殆んど動きつべし。上下みな興感を催す。二品仰に云ふ。八幡宮寶前に於て藝を施すの時、尤も關東萬歳を祝す可きの處、聞食す

所をも憚らず、反逆の義經を慕ひ、別の曲を歌ふ奇怪云々。御臺所政子報じ申されて云ふ。君流人となり、豆州に坐し給ふの比は吾に於て芳契ありと雖も、北條殿時宜を怖れ、潜に引籠めらる、而れども君に和順して暗夜に迷ひ深夜を凌ぎ君の所に到る。亦石橋の戦場に出で給ふの時、獨り伊豆山に残り留まり。君の存亡を知らず。日夜に魂を消したりき。其愁を論すれば今の静の心の如し。豫州の多年の好を忘れ、戀慕せざるは貞女の姿に非ず。外に形るゝの風情を寄せ、中に動くの露膽を謝す。尤も幽玄と謂つべし。枉て賞翫し給ふべし云々。時に御憤を休めたまふ云々。少時して卯の華重の御衣を簾中より押出して纏頭とせらる云々。

年少賤流の一女子を以てして鎌倉殿の前に於て、並居る大小名の前に於て關東の萬歳を祝せずして反逆の判官を慕ふの情を歌ふ。人生誰れか死なからん、英雄の事業も亦終に亡ぶべきなり。唯だ此情、此戀に至ては千年の後猶ほ人をして判官の幸福なるを歎せしむ。彼や真に情の人と謂つべきなり。

若し夫れ義經の軍人たる天才に至ては前章既に之を盡くす。彼は最も短き時間に於て最も短き距離を取つて進む。彼は常に敵の慮を擣き、敵の不用意に出づ。彼は死を畏れず。彼は道に獅子ありと謂つて逡巡するものに非ず。彼は大膽なり。彼は危機一髪の間を突進する冒險を有す。是故に彼は亦戦術の繩墨に拘泥せず、總ての戦略を唯だ其心より斷ず。源氏が祖先以來百戰場を経験したる間に養成せし兵家たる遺傳は彼に於て最も著しく實現したりと謂つべき歟。

(八) 義經、蝦夷落の傳説に就て。

義經は衣川に死したるものに非ず。實は蝦夷に遁れたるものなりとは奥羽の人の往往説く所なり。津輕より二里行きて大科子神社あり。坂上田村麻呂を祀れり。その傍に貴船明神あり。神主の説に義經蝦夷へ渡らむとせる時、小社を建て貴船の神を祭れるが則ち此社なりと云ふ。(東遊雜記)。里人の傳説固より信を置き難しと雖も、

文治五年(一一八九年)の末泰衡の郎從大河原次郎兼任が泰衡の餘衆を鳩合し復讐の兵を起せし時、偽りて源義經と稱せしを見れば義經が衣川に殺されたりし當時すら、義經、實は死せずとの傳説が奥羽の人の間に存せしを見るべきなり。東鑑に依る。此事を辯ず。夫れ鎌倉の時代に於て既に義經の死生に關する疑問ありしとせば、史家單に其所謂正史、實傳をのみ楯として義經の蝦夷渡を以て必ず無きの事なりと斷ずるは極めて早計と謂つべき歟。著者は此事に就て詳細なる研究をなしたるものに非ず。されど亦一種の私案なきに非ず。試に其略を云はん、一には先づアイヌに關する義經の傳説と云ふもの、性質を研究すべし。之を研究せんとせば勢アイヌ語に亘らざるべからずと雖も著者不幸にして全く其智識を缺くを以て何等の判斷を下す能はず。されど昔の蝦夷旅行者がアイヌより聞き取りたるウキクルミ或はヲキクルミ、若しはヲキ、リマイ、大内餘菴東蝦夷夜話にクスリにては判官ヲキ、リマイと云ふとありてふ語を以て直ちに義經を指すものなり

とし、凡そ此語を以て唱へらるゝもの、迹とし云へば必ず義經の事蹟なりと斷じたるは蓋し全く誤なるに似たり。そは此語は仙人、若しは半神の如き超人間的の事を爲すものを指すが如くなればなり。たとへば

クスリの海中に暗礁あり。築垣の如く遙に沖の方へ二條さし出たり。干潟の時あらはる。アイヌは是をヲキ、リマイの此渡りに住みし時、トカチの岬をさして橋を架せんとせし時の株の跡なりと云ふ。(大内餘菴、東蝦夷行記)。

サル河上に判官の居宅の跡ありとは近藤守重などの説なれども、(中外経緯傳)近藤より前に陸奥に旅したる人の説にそは古仙人住みける迹と云傳へたるものにて義經の社としては無しと云へり。(蝦夷行記)。アイヌは又ヲキクルミを以て國の開基の神とす。(東蝦夷夜話)。

ヲキクルミ若しはヲキ、リマイの語が必しも義經を意味するものに非ず。單に超人間的の作用ある半神の如きものを指したること、たとひ語學の智識を待たざるも猶

ほ明かなるを覺ふ。されば源君美が其有名なる蝦夷志に於て「アイヌは飲食の時之を祝してヲキクルミと云ふ。之を問へば則ち判官と曰ふ。判官蓋し所謂ヲキクルミ、夷中廷尉を稱する所の言なり」と云ひ、徳川時代に於てアイヌ語を學びし通詞がヲキクルミは則ち判官なりと斷定したるは全く此語の意義に就て十分の智識なき誤解より生じたるものなりとせざるを得ず。是に依りて之を見ればヲキクルミ、ウキクルミ若しはヲキ、リマイの語を以て稱へらるもの、迹を指して義經に關する傳説の存在するものなりとするは固より信するに足らざる妄説なりとすべき歟。さらばアイヌには全く判官に關する傳説は存せざりし歟。我等は又しか斷ずる能はざる理由を有す。そはサルには判官と稱するヲキクルミありて酋長の女に通じ、其の怒に逢ひ舟に乗りて避け去れりとの傳説ありて存したるが如くなればなり。是は近藤守重の自ら見聞したる所たりしのみならず。近藤より先きに蝦夷に旅行したりし蝦夷行記の作者も亦

蝦夷人の淨るりの内に義經の事あり。義經幼年の時、小舟に乗て蝦夷に來り、八面大王の娘と通じ、大王あるとき狩に出る隙をうかひ秘藏せし虎の巻物をぬすみとり、又小舟に乗て本國へ逃かへり。大王狩より歸りて追かけしかど津輕地にて暴風に逢ひ吹歸されたと云ふ事を作りたりと云へり。

と記したればなり。此傳説のヲキクルミが判官を指したるものなるは大内餘菴の東、蝦夷夜話にサルの夷人は義經を判官どのと云ふとを記したるのみならず。足利時代の小説と思はる、御曹子島ワタリてふ御伽草紙に恰も之れと符合するものあればなり。御曹子島わたりは其文體と云ひ、其思想と云ひ、其結構と云ひ、頗る古き物語にして、而して其記する所の全く蝦夷人の間に行はる、歌謠と其趣向を同ふするは史家の一顧に價するものなり。其大意は

御曹子(則ち義經)少年の時蝦夷千島に渡り奇特の兵法を獲んと欲し、別を秀衡に告げ、日本の土佐の港を出帆し、それより種々奇怪なる島々を渡り、ついに蝦夷島

より千島に渡り千島の大王に種々の奇法を學びたれども、大王は寶物を藏する石の土倉に奇特の兵法を秘して猶ほ御曹子に傳ふることを肯んせざりしかば、御曹子則ち千島大王の女に通じ其手引にて之を得、辛ふじて舟に乗じて遁れ歸りたり。大王は怒り追かけたれども及ばざりき。

是れ其大意なり。且此物語の中には半身馬にして半身人なる國のありしこと「アイヌ」の傳説に

祖先は犬と人間の婚して生れたてんくわんのほうに、ふすの矢をはめて取かこまれしこと。「アイヌ」は霧を起すものなりと云ふことあり。 テンクワンノハッ詳ならず。フスノ矢は則ち附子の矢なり。アイヌの毒矢は附子をつくと云ふ。惡鬼が霞の息を吹きしこと。の術を解したりとの傳説は我國には昔より存したり。 等を記したるを見れば其材をアイヌの傳説に取りしものたるは察し難

からず。されば我等はアイヌの中に判官に關する傳説の存したることは疑ふべき理由なしと思へり。則ち判官殿と云ふヲキクルミの事が彼等の中に傳はりて今日に残れるものと見るべし。たゞ總てのヲキクルミ、ウキクルミ若しはヲキキリマイが悉く義經の事に非るは言ふ迄もなし。而して義經が衣川の事ありし後、蝦夷に渡り

たるてふ傳説はヲキクルミの語がかくの如く廣き意義を有する上は今日に於ては固より其有無を斷するに由なしと雖も、既に判官と稱するヲキクルミの年少なりし時の傳説存在すとせば晩年の判官に關する傳説も昔しは存在したることの有得べきは、自ら許さざるべからざる所ならん歟。故に我等は昔の蝦夷地旅行者のヲキクルミ、ウキクルミ若しはヲキキリマイと聞取りたる半神の巨人の事跡はたとへば悉く義經に關するものとすべからざるも猶ほ其中には義經を指したる傳説もありしが年代の久しき遂に相混じて分つべからざるに至りしものならんと推定するを以て最も穩當なる見解なりとするものなり。次には我等は義經の蝦夷渡に關し内地に存する傳説の價值を一顧せざるべからず。義經の蝦夷渡に關することは前太平記、並に義經勳功記に載せられたれども是等の書はいづれも徳川時代に至りて始めて作られたる俗人相手の軍書に過ぎざれば勿論取るに足らず。鎌倉實記と稱する書には高館没落し義經金國に通る、事の一章あれども、此書も亦名を古書に托したる偽物なるべ

く思はるれば是亦其信用の程度は勳功記と伯仲の間に在らん乎。但し凡そ巷談、街説と雖も大抵は承くる所ありて昔より傳はりしものにして、新作のものは少し。況んや前太平記、義經勳功記の如き其書の性質が古書を切はぎして潤色したるものに過ぎざれば必しも全く承くる所なき作者の妄説なりとは斷すべからず。彼等も亦さる傳説を何處よりか拾ひ來りたるものならん。そは御伽草紙に御曹子島わたりの傳説前掲にあるのみならず。太田道灌自記にも亦

世に傳ふる事あやまり多し、爲朝大島にて討たれ、義經は衣川に討たれたりといふは偽なり、爲朝は高麗へ渡り、義經は蝦夷へ落しこともしるし明かなり。

とあるにて知らるゝなり。況んや東鑑にさへ明かに頼朝の時すら奥羽の人は義經の死生に就て迷ひしものありしを記したるをや。之に加ふるに奥州に義經が蝦夷渡りの傳説を存する所ありとせば、義經の蝦夷渡はたとへば敢て然りと肯定する能はざるも、亦必ず然らずと否定する能はざるものなりと謂つべし。夫れ嚴密なる論證の

法を以て史實の眞偽を判断せんとせば我等は殆んど昨日起りたることの如くに信ずる出来事と雖も、猶ほ或は之を事實ならずと言ひ得べし。何となれば人間は其毎日の行爲を後日に論證せんが爲に一々證據を保存するものに非ればなり。されば如何なる場合に於ても史傳は正確なる事實に非ずして蓋然の事實なり。既に蓋然の事實なりとせば我等は義經蝦夷渡の事の如きも亦史家の必しも虚譚なりとして放抛すべからざるものなるを知る。三には我等は當時に於て奥州より蝦夷に渡ることは有り得べき情況なりしや否に就て考量せざるべからず。按ずるに保元物語に蝦夷島の名あり。平家物語に蝦夷が千島の名あるのみならず。東鑑に建久中右兵衛門尉爲成蝦夷に配流せられし記事あり。且秦衡が賴朝に追撃せられ、命を棄つることを免れんと欲し夷狄島を指して糟部郡に赴き途中にて其家人に殺されしことさへ記したれば義經の當時に於て時人が蝦夷島の名を知り、且蝦夷島に渡りしことの珍しからざりしを察すべし。殊に今昔物語集に至りては安倍賴時が胡國に渡りたることさへ記した

り。曰く、

今昔陸奥の國に安倍の賴時と云ふ兵有けり、其國の奥に夷と云者有て公けに隨ひ奉らずして戦ひ奉る可しと云て、陸奥の守賴義の朝臣責むとしける程に、賴時其夷と同心の聞え有て、賴義の朝臣賴時を責むとしければ賴時が云く、古より今に至るまで公の責を蒙るもの其員有と云へども未だ公に勝奉る者一人も無し。然れば我更に錯つ事無しと思へども、此責をのみ蒙れば、敢て遁る可き方無し。然るに此奥の方より、海の北に幽に見渡さる、地あるなり。其に渡る所の有様を見て有ぬべき所あらば此にて徒に命を亡さんより、我を去り難く思はむ人の限を相具して、彼に渡り住なむと云て先づ大なる船一つを調へて、其に乗て行きける人は賴時を始て子の厨河の二郎貞任、鳥の海の三郎宗任、其外の子共亦親く仕ける郎等二十人許なり。其従者ども又食物などつくるもの取合せて五十許、一つ船に乗て暫く食ふべき白米、酒、菓子、魚鳥など皆多く入れ、やがて船を出して渡ければ、

其見渡さるゝ地に行き着きにける。然れども遙に高き巖の岸にて上は滋き山にて有ければ、然るべき様もなかりければ遙に山の根に付て差廻て見けるに左右遙なる葦原にて有ける。大きなる河の湊を見付て、其湊に差入にけり。人や見ゆると見けれども、人も見えざりけり。亦登べき所やあると見けれども遙なる葦原にて道踏たる跡もなかりけり。河は底も知れざる深き沼の様なる河にてなむありける。若し人氣のする所やあると、河を上りさまに差上りける程に、唯同様に一日過ぎ二日過ぎけるに、奇異と思けるに、七日差上りにけり、それに只同様にありければ、さりとともいかで河の畢なくてはあらむと云て二十日差上りにけり。なほ人のけはひもなく同様なりければ三十日差上りにけり。其時にたゞ地の響くやうに覺えければ、船の人皆いかなる人のあるにかあらむと怖しく覺えて、葦の迫り見ければ、胡國の人を繪に書たる姿したる者の様に赤き物にて頭を結たる一騎打出づ。船の人これを見て此は何なるものぞと思て見る程に、其胡の人打次ぎ、

員も知らず出来にけり。河の鉉はたに皆打立て聞も知らぬ言どもなれば、何事を云ふとも聞えず。若し此船を見て云にやあらむと思へば怖しくて、彌よ隠れて見る程に此胡の人一時計り囀り合て、河にはらくと打入て渡けるに、千騎許はあるらむとぞ見えける。歩なる者共をば馬に乗たる者共の喬に引付けつゝ渡りける。早く此者共の馬の足音の響て聞えけるなりけり。皆渡り畢て後、船の者共此三十日許差上りけるに一日渡る瀬と覺しき所もなかりつるに此く歩渡をしつるぞ。此こそ渡る瀬なりけりと思て恐々差出て、やをら差寄せて見けるに其も底井も知れず、同様に深かりければ此も渡る瀬にはあらざりけりと、あやしく思て止にけり。早う馬筏と云ふ事をして馬を游して渡けるなりけり。それに歩人共を其馬どもに引付けつゝ渡しけるを歩渡りと思ひけるなりけり。さて船の者共頼時より始て云合せていししく此く上るとも、量も無き所にこそ有けれ、亦然らむ程に自から事にあひなば極て益無し、然れば食物を盡さぬ前にいざ返なむと云て、其より差下り

海を渡りて本國に還にける。其後幾程も經ずして頼時は死にけり。然れば胡國と云ふ所は唐よりも遙に北と聞つるに陸奥の國の奥にある夷の地に差合たるにやあるらむ。かの頼時が子の宗任法師とて筑紫にありける者の語けるを聞き繼て此く語り傳へたりとなり。

然らば則ち當時の人は獨り陸奥の北に蝦夷島ありしを知りしのみならず、或は蝦夷の北に續きて胡國ありしことすらも知りしものありしとすべし。如何なる英雄と雖も人間の往來したることなき海に乗り出すは固より其躊躇する所たるを免れざるべしと雖も、既に他人の足跡あり、人間の往來する所ならば、彼何ぞ必しも此途を往くを嫌はんや。

以上の事實を綜合して我等は義經の蝦夷渡は全然根據なき妄説に非ること。たとへ必ず然りと斷定する能はざるも亦必ず然らずと斷定する能はざること。及び此事たる當時の情況に於て必ず有り得べからざるの事ならずと言はんはんと欲するものなり。

(九) 奥州征伐。(一)

頼朝は既に義經を殺したり。彼は是に依りて泰衡の興し易きを知れり。彼は遂に進んで奥州征伐に従事したり。是れ自然の勢なり。是れ頼朝に取ては眞に止むを得ざるの事業なり。此に頼朝の奥州征伐を起すに至りし事情を案するに其由來蓋し一朝一夕の故に非るに似たり。夫れ源氏は久しく功を奥羽に立て、而も志を奥羽に得ざりしものなり。たとへば奥州前九年の役に、坂東の精兵は頼義父子に従つて戦場の功を積まざりしに非りしかども其結果は安倍氏を以て清原氏に易へたるに過ぎず奥羽の地は依然として奥羽土豪のものなりき。(陸奥話記)。後三年の役は八幡太郎の勇武一世を驚かし、相模國の住人鎌倉氏、三浦氏等の奮戦は、美名を青史に留められたれども其實質上の利益は依然として奥羽土豪の手に在りて、亘理氏をして清原氏に繼が

しめたるに過ぎざりき。(參取奥州、後三年軍記、保元物語)。斯くの如くにして源氏、及び源氏が代表したる東國武士は數ば奥羽に戦ひたれども、其結果は走狗徒に勞して、飛禽は却て鷹の獲る所となるが如き觀なきに非りき。源氏の憤慨蓋し察すべし。さればこそ源爲義が鎮守府將軍若しは陸奥國司を望みたるにも朝廷は爲義が秀衡と戦端を開かんことを憂ひ先例不吉なりとて御免もなかりしなり。(保元物語、一本)。思ふに前九年の役も、後三年の役も源氏は單に東國の家人其他の官兵を以て頼時、武衡等を亡ぼす能はず、常に必ず土豪の力を假りしが故に一の有力なる土豪を亡ぼしたる結果は唯だ他の有力なる土豪をして其位置に代らしむるの状態を生じたるは固より免る可らざるの勢なりと雖も奥羽が源氏及び源氏が代表する東國家人のものとならざりしには猶ほ他の理由もありと見へたり。試に其略を云はんには一には則ち其土地の頗る廣大にして且地勢自ら關東と殊なるものありしが爲めなり。則ち白河より外が濱まで行程二十日を費やしたるが如きは其壤地の廣大なるを見るべく、

(東鑑)。白河關は恰も關東の平原を此に括囊し、さらに別境を開きたる如く、是より以北は別に一種の地型を作りたるは其地勢の大に殊なれるを見るべし。斯る地勢は當時の如き交通機關の不完全なる世に於ては自ら別國の形を爲し、其政治的中心の如きも別に之を要すべきは蓋し己むを得ざるの勢なりしならん。南北朝の時に於て奥羽が關東の外に獨立し多く南朝の忠臣を出したる事情を案するに此地理の差違に影響せられしこと多きに似たり。二には京都政府の政策は常に東國住人の奥羽住人と相合して源氏の家人となり、東國住人が奥羽に於て物質上の利益を占むるを嫌ひしもの、如し。是は勿論確證ある推斷ならざれども攝關家が津輕地方に莊園を有し、其土豪と親しかりし形迹ありしこと及び後醍醐天皇王政復古の時に於て直に陸奥、出羽兩國を關東の勢力より分割したまひしことに依りて、此政策は京都の政治家が昔より東國駕御の一術としたるものなるべしと察するを得るなり。(神皇正統記)。是れ朝廷に取りてはたとひ第一等の政策と云ふべからざるも猶ほ第二等の政策なりと云ひ得べきものなりき。何となれば此の如くにして東國武士は、其背後に奥羽

ありて其運動を牽制するが故に容易に起て京師を犯すことを得ざればなり。是故に源氏の東國に起るや平氏は奏請して勅を秀衡に賜ひ、以て其後を襲はしめんとせり。たとひ此詔勅は秀衡の之を無視したるが爲めに何等の功を奏せざりしも、京都政治家の秘策が此に在りしは唯だ此一事を以てするも猶ほ察し難からず。(百鍊鈔)。されど武士の勢力を統一し、此勢力を背後にして秩序なき世に秩序を興へんとしたる賴朝の位置より之を見れば奥羽をして何時までもかゝる日本中の別國たる位置を占めしむるは固より其希望したる所に非りしのみならず、祖先の歴史に鑑み、奥羽を以て東國の勢力範圍に置くに非れば武人の統領たらんとする源氏の事業を成就し難きことを知りしかば、如何にもして歴史久しき奥羽の統一力を破壊せんと欲したり。彼は之が爲めに嘗て僧文覺をして秀衡を調伏せしめたることすらありき。(東鑑)。彼は又平氏を亡ぼしたる後書を秀衡に興へ「御館は奥六郡の主にして予は東海道の總管なれば、尤も魚水の思をなすべき筈なれども行程を隔てたれば容易く

通信するを得ざりしを恨みとす。但し奥羽の貢馬、貢金は國土の貢印たる上は今年より賴朝其傳達の事を管領して京都に進達すべし、こは勅定の趣を守る所一なり」と言へり。彼の書は猶ほ對等の禮を以て秀衡を待ちたるなりき。されど彼は是に依りて先づ秀衡が直ちに其意思を天朝に通せんとするの途を遮り、漸く事權を一身に收めんとするの意氣を示したるものなり。而して勉めて其一家の現状を維持するに汲々たりし老練なる秀衡は、其鋒鏑を隠くして現はさず。使者を遣りて答書を賴朝に興へ、奥州の貢馬貢金は必ず先づ鎌倉に送りて京都に進達を請ふべき旨を答へたり。是は文治二年(一一八六年)四月二十四日の事なりき。(東鑑)。斯くて秀衡は其翌年(一一八七年)の十月二十九日を以て歿し、次で義經が奥州に在るの報愈よ確實となりしかば賴朝は秀衡の嗣子泰衡を責むるに義經を庇護するの罪を以てし、之を畏嚇して將さに兵を用ひんとするの態度を示したりしかば泰衡は遂に義經を衣川に殺し其首を賴朝に致したり。(東鑑)。されど此の如くにして止まんとするは固より賴朝の

意に非りしかば彼は此機會に乗じて奥羽の別國たる現狀を破壊し、必ず之を鎌倉の勢力圏内に置かんと欲し、更に宣旨を請ひて泰衡に責むるに其弟平泉三郎忠平を殺すべきを以てせり。是は忠衡は無二の義經黨たりし聞ありしを以てなり。而して既に義經を殺すを敢てして以て其領土を維持せんとしたる泰衡は此脅迫的命令を聽くことをも敢てし、義經を殺したる同じ年の六月二十五日忠衡を殺して以て只管に賴朝の歡心を買はんと欲したり。(東鑑)。而も泰衡に取りては其弟を殺したるは無益の血を流したるに過ぎざりき。何となれば賴朝は是より先き既に必ず兵力を奥羽に加へんとの意を決し内々京都に其事を申上げたればなり。

(一〇) 奥州征伐。(二)

當時泰衡は奥羽兩國を管し十七萬騎の貫首なりと稱せられき。(東鑑)。我等は其所謂十七萬騎てふ數字を割出したる數學的の基礎に就て何等の智識を有せずと雖も

白河關外より外濱そとがはままで二十餘日の行程を要し、(東鑑)日本半國などの稱ありし大國にして而も殆んど日本唯一の金産出國たり日本に於て最も多く馬を産する國たりし天惠を有するものが此の如き騎兵を集め得たりしは敢て怪むべきに非るなり。日本半國云々は保曆間記、太平記に據る。沙石集に沙金に身を換へて奥州に賣られし人の事を記す。奥州は固より人口稀薄の地なりしなるべけれども砂金産出地たりし爲めに多數の人口を他の地方より集め得たりしなるべし。源平盛衰記等の書に名馬の事を記すを見るに其馬は多くは陸奥の産なり。乃ち關東の武士も奥州の馬に乗るもの多かりしを見るべし。奥羽が多くの騎兵を有したること敢て怪むべきに非る歟。されど陸奥出羽の兩國を管領し、公田の貢賦を抑へ、領家の濟物を私し、偏に二國を我物の如くしたる亘理氏は清衡が六郡を領し二州を略せしより四世九十九年を経たりしが故に其豪族は自ら驕奢に流れ、其士風は活潑々地たる新銳の氣象を缺き、漸く既に衰亡を徴したりしもの如し。歴史は常に同一なる現象を反覆す。如何なる時代に於ても既に久しき繁昌を誇りたる老成國が新進氣銳の新興國の競争に堪へ難きは殆んど其通則たるもの、如く、小田原の北條氏は此故を以て長氏以來の舊國を亡ひ、周防の大内氏も亦其國富み兵強かりし昔の歴史の爲めに却て其の新銳の氣を

失ひたり。殆んど奥羽二州の勢力を統一し、中央政府の權威も之に加ふること能はず單に北胡匈奴を以て之を待つに過ぎざりし亘理氏は久しく既に孟子の所謂敵國外寇なきの地位に置かれたり。北胡匈奴を以て之を待つ云々は台記に據る。亘理氏は之が爲めに日本の東北隅に平和なる一世界を現出したり。亘理氏の富は其政治的中心たる平泉を飾りて此に京都の小模型を現出したり。其意は第一章に述ぶ。亘理氏の富は眞に京人を驚歎せしむるに足るものありき。されど是と共に亘理氏の事業は進取の氣象を失ひたり。名高き秀衡の一生と雖も其事業は唯だ祖業を守りて失はざらんとするに在りしのみ。さればこそ義經の行きて賴朝に投せんとするや彼は其事業の成功を危みて強て之を抑留せんとせり。平氏の宣旨を奏請して賴朝を尾撃せしむるや彼は遂に之に報せざりき。源平氏の戦争は治承四年(一一八〇年)より文治元年(一一八五年)まで足掛六年の長きに亘れり。されど彼は此間に於て何の爲す所なかりき。既にして義經、賴朝の仲悪しくなりしときも彼は義經の爲めに積極的に何等の聲援を與へたることなく、唯だ其來

り投するを待ちて之を隱匿したるに過ぎざりき。(東鑑)。亘理氏の世既に久しく、士風漸く保守的に流れしの状想ふべし。其日本歴史が有する無比なる軍略の天才義經を得ながら何等の爲す所なかりしも亦宜ならずや。賴朝は蓋し善く此事情を知れり。彼は奥羽を征伐して亘理氏の勢力を破壊するは決して難事ならざるを知れり。是を以て彼は義經の首を獲たると共に早くも泰衡退治の策を決し、内々之を京都に申上げたり。されど京都は容易に之を許し給はざりき。此事、關東の鬱胸、默止もだしがたしとは申せども義經既に誅せられしのみならず。今年は造太神宮の上棟、大佛寺の造堂等彼是さしつどいたれば追討の儀は猶豫あるべき歟」とは京都の評議にして攝政兼實は此意を以て書を賴朝に送らんとしたり。京都が奥州征伐を非とする説ある此情報は、六月二十四日鎌倉に達したりしを以て賴朝は其翌日重ねて追討の宣旨を下さるべき旨京都に申し、「軍中には將軍の令を聞きて天子の詔命を聞かず。已に奏聞を経らるゝ上は強あなからに其の左右を待たしめ給ふべからず。況んや泰衡は御家人

の遺跡の者たるをやしてふ關東武士の古老大庭景能の言を聽き直ちに遠征の準備に従事したり。されど彼は猶ほ成るべくは追討の宣旨を得て發せんと欲したりしかば暫らく京都の報知を待ちたりしに京都は愈よ泰衡退治を不可としたるもの、如く、攝政以下數ば會議し七月三日再び「既に義經を殺したれば朝威は些か立ちたるものなり。此上猶ほ追討の儀に及ば天下の大事たるべし。今年計りは猶豫あるべし趣てふ意を以て宣旨を賴朝に下されたり。而して此宣旨を下さるべき情報は七月十六日を以て鎌倉に達したりしが、賴朝は大に廷臣の緩慢なるを憤り、軍士多く集まりたれば兵費少からず、今に至りて何ぞ更に後日を期せん、必ず直ちに遠征の軍を擧ぐべしと稱し、其翌日を以て遠征の軍議を定め、兵を三道より進め東海道太平洋沿岸の交通線よりは千葉介常胤、八田右衛門尉知家を大將とし、各一族等并に常陸下總兩國の勇士等と共に宇太常陸なつかた行方常陸を經、岩城いはき磐城岩崎石城を廻り、隅隅河湊あぐくまがはのみなと陸前を渡りて中軍に會せしめ、北陸道は比企藤四郎能員、宇佐美平次實政等を大將とし上野國高山、

小林、大胡おほこ、左貫等さつらの住人を催し、念種關ねんじゆのせき越後出羽の境より進ましめ自ら中軍に將とし、高山重忠を先鋒として白河口に進みたり。斯くて賴朝は七月十九日鎌倉を發し、同二十五日下野の古多橋驛に達し、同二十八日新渡戸驛下野に着し、同二十九日白河關を越へたり。賴朝此時梶原景季を召し能因法師の古風を思ひ出さずやと云ひければ景季は馬を控へて一首の歌を詠じたり。

秋風に 草木の露を 拂はせて

きみが越れば 關守もなし。

尋で八月七日國見澤岩代に着し、同八日泰衡の將金剛別當と阿津賀志山岩代に戦ひて之を破る、是れ奥州遠征の初戦とす。同日阿津賀志山を越へ大木戸岩代に於て西木戸太郎國衡泰衡異母兄を破りて之を殺し、同十二日多賀國府陸前に達したるに海道の軍之に會せり。同二十日泰衡の所在を追求して玉造郡陸前に赴き同二十一日津久毛橋平泉の前に至りしに泰衡平泉を過ぎたるも其居館に入る能はず、更に北方に遁れ

たりとの報を得しを以て頼朝は八月二十二日を以て平泉陸前に入れり。鎌倉を出でしより僅に三十四日に過ぎず。彼は既に亘理氏の巢窟を覆へしたり。是に於て更に北進して九月二日岩井郡厨河陸中に赴きしに、秦衡は既に肥内郡贊柵羽後にて家人河田次郎の爲めに殺され河田は九月三日を以て秦衡の首を頼朝の陣に獻じ、同四日頼朝進んで志波郡陣岡陸中に陣し、此日此にて北陸道の軍に會したり。北陸道の軍は是より先き八月十三日出羽國に於て秦衡の郎從田河太郎行文、秋田三郎致文等と戦て之を斬り遂に此に會したりしなり。同十一日頼朝猶ほ陣岡に在りしに秦衡退治の宣旨は始めて陣中に達したり。曰く。

文治五年七月十九日

宣旨

陸奥國住人秦衡等。梟心稟性。雄張邊境。或容隱賊徒。或對捍詔使。而如忘朝威。結構之至。既涉逆節者歟。加之、掠龍奥州羽州之兩國。不輸公田之乃貢。恒例之佛神事。納官封家之諸濟物。其勤空忘。其用欲缺。奸謀非一。嚴

科難遁。冀仰正二位源朝臣。征伐其身。永斷後濫。

藏人宮内大輔藤原家實奉

此宣旨は七月十九日の日付なれども其京都守護の手に渡させ玉ひしは則ち其二十一日に在り。蓋し朝廷は頼朝の勅命を待たずして發せしを聞きたまひしを以て遽かに御評議を催され此宣旨には及ばれしものと見へり。かくて頼朝は既に秦衡の首を獲たりしを以て陣岡より引還へして各地を徘徊し同十一日厨川に着し、同廿三日平泉に着し、同二十七日衣河陸中に至りて安倍氏の故跡を見たる後始めて歸路に就き、十月一日多賀國府に在り、同二十四日鎌倉に歸着せり。(東鑑)。斯くの如くにして安倍氏以來殆んど一世紀半に亘り、清衡以來殆んど一世紀に達したる奥羽の獨立は始めて全く破壊せられ、日本に半ばすと稱せられたる大國を擧げて之を鎌倉の恩惠の下に置きたり。時人曰く兵謀の至り、古今無類の者歟。(百鍊鈔)。彼は此の如くにして日本全州を擧げて悉く其兵威に服せしむるを得たりき。

第十三章 政治家としての源頼朝

(一) 土地に關する權利の状態 (一)

我讀者は既に頼朝が其武力を以て日本全州を統一したるを見たり。されど頼朝の事業は要するに其武略に在らずして其政治に在り。我等は進んで之を研究せざるべからず。而してしか爲さんとせば我等は先づ當時の土地に關する權利の状態に關して明白なる知識なきを得ず。是れなかつせば我等は到底頼朝の事業を解する能はざるなり。印度の神話に存する如く何の世に於ても人間は地の皮を食ふものなり。他の語を以て之を言へば人間は其生活に要する品物を土地の産物より獲取するものなり。但し人間の階級に従つて土地に加工し、若しは勞力を加へて産物を獲取するには或は間接のものあり、或は直接のものあり、たとへば頼朝と同じ時代の人倫に就て之

を見るに(一)或は乞食流浪の身と稱し、或は乞食頭陀と稱し、或は乞食法師など稱するものは土地の産物を以て其身の衣食とする方法が全く間接なるのみならず、之を得ると得ざるとは一に懸りて他人の恩恵に依頼するものにて、一定の住所なく諸方に彷徨するものなり。(二)には遊女、遊君、白拍子、傀儡子などの名を以て稱せらるゝ階級にして彼等も亦直接に土地に加工し、若しは勞力を加へて其産物を取得するものに非ず、概ね媚を他人に獻じ、他人の恩恵に依りて其絹米を與へらるゝに依り衣食するものなり。但し彼等が其代償として出すものは婦人の節操なれども彼等は是を以て其衣食の資に易へんとするものなれば、是れ猶ほ一種の貿易を營むものなりと云ひ得べし。更に上りて(三)僧尼、巫、巫女、山伏、陰陽師の如き宗教者若しは(四)醫師の如き、(五)田樂法師の如きものに至れば是亦直ちに土地に加工し、若しは勞力を加へ、土地より取得する物を用ひ得る階級に非ず、其専門の藝を以て他人の沙金、米、絹に換ふるものなり(六)次に鶴養、獵師、(七)鍛冶、番匠、刀磨、あか金細工、

佛師、經師、鑄物師の如きは直ちに土地に加工し、若しは勞力を加へ其產物に衣食するものならねども工藝に衣食するものにして其事業も稍や高尚なりとす。次には(八)水主、楫取かじとりの一階級にして土地の產物を轉漕すべき用を爲すものなれば間接ながら土地の產出力を刺撃すべきものなり。次に(九)商人の階級。此徒は或は市を立て、物を賣買し、或は諸國を往來して交易を營む。固より直ちに土地に加工するものに非れども土地の出産を刺撃する大勢力たるは言ふ迄もなし。(一〇)次に百姓。是は一定の年貢を領主に出して、其代りに土地を借り、耕作、養蠶に従事するものなり。但し彼等は歐洲の封建時代に存在したるが如き土地に縛られたる半奴には非ず。其去留は自由なり。以上十種の人民は何れも土地の上に家を作りて住まざることなし、而して其土地は領主の悉く領する所なれども、家と垣内の畠だけは彼等に附きたるものとして領主も之を縦にせず。領主は彼等に在家役、地子、雜公事、垣内畠等の名を以て戸別の税を課し之を收めて領主の所得としたるもの、如し。而して其領主と稱

するものも土地の利益は擧げて一身に收め得る絶待的の所有者には非ず。多くは其土地を權門勢家、神社佛閣に獻じ自己は預職、沙汰人、庄長、莊司、庄官、專當、檢校、別當、寄人等の名義を以て子孫に相傳するものあり。名義上より云へば彼等は領主に非ず領主の代官なれども、原來所領の安全を計るが爲めに名を寄附に換りたるに過ぎざれば名義上の領主には一定の乃貢を出して其他の利益は自ら悉く之を收むるを常としたるが故に事實に於ては領主なり。當時の稱號にて名義上の領主を俗の貴族なれば領家と稱し、寺なれば寺家と云ひ、以て事實上の領主と分つ。而して事實上の領主を一に地頭と云ふ。然るに地頭と云ふものには更に他の意義あるものあり。則ち其土地に對して警察權を有する所謂追捕使、押領使、檢非違使、御厩別當職、宮寺別當職、などの類若しは兵力ある豪族の長く地方に住居し、其威力あるが爲めに自ら土地の利益を制し、權門、勢家の依頼を受け其莊園を管理したるものをも地頭と稱したるに似たり。斯くて土地は其上に三種の權利ありて行はる。(一)は名義

上の領主、則ち領家の權。(二)は事實上の領主則ち廣義の地頭の權。(三)は其土地に對して治安を維持すべき兵權ある豪族、則ち狹義の地頭の權是なり。されど是は唯だ大略なり。猶ほ細かく之を分てば地頭の下に其代官ありて而も世襲し、地頭亡ぶるも代官の家は其儘代官たる權利と、得分とを保持したる例もあれば畢竟土地の權は細かに分かれ、歐洲の封建時代に領主の知行フイットと云ふものに或は森林に關する權利のみなるものあり、或は川に漁する權利のみなるものあり、或は道路に於て一定の儀衛を備ふる權利のみなるものありしが如く、其知行の權利は細かに分たれたるもの、如くなれども大體より觀察すれば先は三様の權利者ありて土地の上に立ちたりと見るべきなり。而して此中にて名義上の領主、則ち領家は多く京都の貴族なれば暫く論せず、事實上の領主(則ち廣義の地頭)及び土地に對して警察權を有し自ら土地管理人たる位置を占めたる地頭(則ち狹義の地頭)は則ち所謂諸國の住人なるものにして、彼等は田舎に住して郷里に雄視するものなり。彼等は家督を以て其社會を

組織すべき中心とし、一門或は集り或は散じて各其領土を占む。而して其下に各家の子、郎等あり。家の子は幼時より特に主人と相親しき關係あるものにして太寶令の家人に其起源を有するが如し。郎等は則ち家人にして主人に養養せられ平時主人に事へ、戰時には主人と共に戰場に赴くものなり。但し家人と郎等とを分ちて言ふときは郎從は家人中に在りても主人と殊に親しきものを意味するが如し。彼等は共に譜代なるもの多く各主人より土地を分與せられて小さき領主たり。但し主人の意に違へば其領土を沒收せらるゝを免れざるのみならず、郎從及び其子孫は主人及び其子孫に對して其好意を以て給せられたる土地の權利に對して主人側に回收の權利あるを拒む能はざりしもの、如し。而して是皆一所の主にして戰場に出で、戦ひ得べきものなるが故に均しく侍の階級とすべし。故に知るべし、侍の階級は則ち領主の階級なるを。而して其下に舍人、牛飼、下人、下女等の從屬的生活を營むものあり以て全く自由を有せざる階級則ち奴婢に至る。

以上主として東鑑の記事に依りて其要點を摘む。

賴朝が世に出でたり

し當時の世界に於ける土地と人間との關係は大略此の如し。

(二) 土地に關する權利の狀態。(二)

我讀者は此に至りて先づ日本の土地に關する權利の狀態が甚だ錯雜を極めたる不定の位置に在りしことを發見すべし。則ち名義上の領主、本來の領主、腕力を以て其權利を奪ひたる領主が對立して各其主張を枉げず、互に自己の利益をのみ多からしめんとし而して實際に於て其上に立て之を裁判すべき力を缺きたる當時に於て、所在に於て數ば紛争を生ずるを免れざりしを察すべし。賴朝の生まれし時代に於て諸國に私闘多かりしは之が爲めなり。傳説に依れば保元の亂に高松殿を攻むべき旨朝命を蒙りたる源義朝は踴躍して其公然戰爭に従事するを得るを喜び、「義朝軍に逢ふ事、何ケ度にもなり候ぬる。皆朝家を恐れていかなる尤をか蒙候はんずらんと、むねに先こたへてをそれ候き。けふ追討の宣旨をかうぶりて今敵にあい候する心の涼し

さこそ候はね」と云ひたりと云へり。其の關東に在りて常に私闘に従事したりしや知るべきなり。(愚管抄)。傳説は又曰く武藏と上野の境に利根川と云ふ大河あり、秩父氏、足利氏、中違ひする時は常に此河を越へて戦ひ、大手は長井の渡、搦手はこがすぎの渡より寄するを常としたりと。其朝憲を恐れず、人間の血を流して憚らざりしの状態ふべし。則ち源爲朝が十三歳より鎮西に下り豊後國に居住し、其年の三月末より十五歳の十月迄大事の軍をすること二十餘度、城を落すこと數十ヶ所に於て三年の間に九國を皆攻落して總追捕使に押成つたりと云ふが如きも當時に在りては蓋し珍らしからざりし現象なりしに似たり。(保元物語)。歐洲の封建時代に於ては貴族の間に私戰の權利なるものありき。歐洲當時の貴族は他人に依りて其權利を害せられしとき、自己と同等なる貴族に依りて組織せられたる法庭に訴へ權利の恢復を求むるを得たり。されど彼等にして若し其判決に不服なれば彼等は進んで盟主の再審を求むるを得べし。而も盟主にして之を判決するを好まざるときは彼等

をして私戦に依りて勝敗を決せしめたり。私戦の権利とは則ち是れなり。賴朝の生れし時代に於て諸國の住人が其權利に關する爭論を決する方法は恰も之に似たるものなりき。彼等は唯だ自己の劍に依りてのみ、自己の權利を保護し、若しは進んで他人の權利を侵したり。而して朝廷之を問はず、法律之を制せず、其勅諭を蒙りしものは僅に皇室の御莊、攝家の家領、若しは朝廷に於て其訴訟を聞捨てしたまふこと能はざる大寺大社の所領を侵害したる時のみなりとせば是れ明かに私闘の權利を認識したるものと僅に尺寸の差あるのみ。則ち源爲朝が九國に於て掠奪を逞ふしたる時の如きも、若し香椎社筑前の神人にして其不法を訴ふるに非んば朝廷は猶ほ其罪を問ひ給はざりしなるべく思はる。(保元物語)。香椎社は當時の旅人をして香椎宮の行牒は、威權日域に滿ち、門司關の關守も、之を持するものをば拘留する能はずと云はしめたる程の勢力ある大社なりしかば朝廷も特に其訴訟を重んじたまひ爲朝追捕の宣旨を下させ給ひしものと見へたり。(本朝無題詩)。加之義朝の子義平が

武藏國大藏に於て叔父義賢義仲の父を殺したるときの如きも朝廷は之を尤め給はず、却て義賢と父子の約ありし賴賢爲義の子が養父の仇を報ひんとし信濃國に遁げ歸り、鳥羽法皇の御莊を占領するに至りて朝廷始めて賴賢追討の勅を義朝に賜ひたり。(台記)。土地の問題が概ね私闘の勝敗に依りて決せられしの状態ふべきなり斯る時期に於て武人の棟梁として諸國住人を其家人としたる源平氏、若しは諸國住人の中に在りて領地廣大にして兵力強かりし豪族たとへば陸奥の眞理氏、越後の城氏、下野の小山氏、足利氏、上總の上總介氏、下總の千葉介氏の如き。が朝廷、若しは攝關大臣家等の依頼する所となり、御莊、莊園に關する利益を保護するの任に當り、其兵權を以て他の住人を畏し、其私闘の禍害を幾分なりとも減ずるを勉めたるは蓋し自然の數なりと謂はざるべからず。されど彼等も亦自ら私闘に依りてのみ彼等の間に存する權利の問題を決し得べきものなるが故に之を要するに、彼等は唯だ小さき區域の間に行はれし私闘を大なる區域に行ふものとなりたるに過ぎず。而して彼等は其兵力の強きが爲めに御莊、若しは貴人の莊園を保護すべき任

に當りたる位置を藉り、却て逆まに御莊若しは貴人の莊園より生ずる利益を壟斷し僅小の、或は名義のみの乃貢を朝廷若しは領家に進むるのみにて、儼然自ら領主の如き威權を揮ふものあり。土地の權利に關する状態は倍す紛糾錯雜を極むるに至れり。是時に方りて此問題を決し秩序なき世に秩序を與へ、不定の典據、動搖せる權利、糸の如く亂れたる種々の要請を沈靜せしむるの道は唯だ一ありしのみ、則ち理論の政治、文書の政治、典故の政治を一轉して力の政治とするに在るのみ。他の語を以て之を言へば從來總ての問題の最後を自家の兵力に依りて決したる諸豪を統一し更に組織的にして更に大仕掛なる兵力となし、此兵力に依りて總ての問題を決するに在るのみ。此事猶ほ後文に明かにす。

(三) 土地に關する權利の状態を改革したる

ものとしての清盛及び頼朝。

平清盛は始めて兵馬の實力と政權とを一身に兼ねたる政治家として朝に立ちたるものなりき。彼は中國、四國、九州を其勢力範圍としたる大なる兵力として始めて日本全國を鎮壓せり。而して彼は之と共に其家人をして國には目代、莊には地頭たらしめ、自家の兵權を背後の威嚇として以て野心多く私闘を事とせる諸國の住人に臨みたり。

しか思ふ所以は東鑑に頼朝の未だ兵を起さざりしとき諸國地頭と稱したるものは多分は平家の家人なる由を記し、或は平家の領内に之を補ひ置きしもあり、國司領家をして私の芳恩と稱して其莊園に定め置かしめたるもありと記し、且平家の家人貞能盛國等、領家の許を得て所々を知行したりとも記せしに依りて自家の家

人を派して諸國地頭とするは清盛の政策なりしを見るに足るべきを以てなり。且東鑑に依れば頼朝の兵を擧げしとき駿河の目代橋遠茂、下總の目代某何れも平氏の爲に戦ひたり。是は平氏が國司に迫り自家の黨派を以て目代たらしめたる事情を想像すべきものなり。

且此目代、地頭が、たとひ定時ならざりしも、少くとも臨時に其知行の地に兵糧米を課したることあるは當時の史書の語る所なり。前章を參 觀せよ。彼は之が爲めに時論の尤むる所となれり。彼は之が爲めに王公卿士の莊園を掠奪するものなりとせられたり。(玉海)。彼は之が爲めに寺領、社領に先例なき課税をなしたるものなりとせられたり。(東鑑)。されど彼の總ての過失を算入するも彼は猶ほ此點に於て新時代を開きたる率先者たるを失はざりき。何となれば斯くの如くにして政權に力を加へ、此力を背後の力として諸國の住人に臨むに非れば、總ての問題を私闘に依りて決せんとしたる不穩なる時代精神を鎮壓するの道なければなり。彼はジョン、スチュアルト、

ミルが其自由論に於て記したるが如き小さき鷹の貪慾を制限する更に大なる貪慾を有する大鷲たりしに過ぎざりしにもせよ、此の如き大鷲は實に時代の要求する所なりき。何となれば是時に方りて人間をして常に不安の状態に在らしめたる土地に關する紛擾を決するものは唯だ何人も其前に頭を低れざるを得ざる大なる兵力ありしのみなりければなり。既にして清盛の建てたる政府は倒れて頼朝の世となれり。而して頼朝も亦當時の天下に秩序を與へんとする根本的の原則に於ては全く清盛の繼續者たりき。彼は總ての問題の中心は唯だ土地に關する權利の争に在るを知れり。而して從來此問題の完全なる解決を得る能はざりしは唯だ審判者に何等の抵抗をも壓倒し得べき力、則ち兵力なきに在るを見たり。彼は是に於て乎先づ武士の統一を計り、而る後に此集中し統一したる武士の兵力に依りて、總ての問題の中心なる土地問題を判決せんとせり。請ふ我等をして先づ彼が努力したる武士の統一に就て語らしめよ。

(四) 武士の統一。(一)

賴朝は何人も武將として自家と對等の位置に立たんとするものあるを許さず、且許す能はざりき。是故に彼は治承四年(一一八〇年)九月上總介廣常が二萬騎を率ゐて、彼と隅田川に會したりし時も、其寡兵に大援を得たるものたるに關せず、却て其遲參を責めたりき。傳説は下の如く當時の事を語れり。曰く。

治承四年(一一八〇年)九月、武衛賴朝隅田川の邊に滯陣の時、廣常二萬騎を率ゐて參上す。武衛頗る彼の遲參を責られ。敢て以て許容の氣なし。廣常潛に思ひけるは當時は率士皆平相國禪閣の管領に非るはなし、爰に武衛流人となり、輒く兵を擧げらるゝの間。其形勢高喚の相なくば直ちに平家に獻せんものとして、則ち二途を挿ぐの存念を以て外に歸伏の儀を備へて參りぬ。然らば此數萬の合力を得て感悅せらるべきかの由、思ひ儲くるの處、遲參を咎めらるゝの氣色あり。殆んど

人主の體に叶ひたりと。之に依りて忽ち害心を變じ和順し奉る。(東鑑)。

彼は其天性より云ふも自然の大將にして何人も其威權の下に従順なるべきことを求めたり。而して彼の政略も亦此性格に一致したるものなりき。既にして源氏の庶流木曾義仲は起れり。彼は義仲を待つに對等の武將を以てする能はず、必ず自己の節度に従はしめんと欲し、義仲をして其扶持したる行家を出して賴朝に與ふる乎、若しは其子を質として鎌倉に出す乎、否なれば賴朝と戰ふ乎の三者の一を擇ばしめたり。而して義仲は其愛子を出して賴朝の恩恵に托せざるべからざるに至りたり。(源平盛衰記)。義仲の位置より云へば彼は同族相争ふの醜態に陥るを免れんとし暫く賴朝に屈したるに過ぎざりしも、賴朝より云へば彼は斯くして義仲を其節度に従はしめたるものなり。されば賴朝は義仲の京都に攻入たるを以て其獨立の運動と見做さずして單に自家の代官として出陣したるものに過ぎずとし、其二弟をして義仲を撃たしめたるは則ち義仲が自己の節度に背きたるが爲めなりとし、如何なる場合

に於ても義仲と等視せらるゝを欲せざりき。(東鑑)。尋で二弟を遣はして平氏を討たしむるや、彼は和田義盛が侍所別當たりしを以て義盛を範頼に附し、梶原景時が侍所所司たりしを以て義經に附し、共に軍奉行の職に在らしめ、二弟の専權獨斷を許さず、總て鎌倉の命令を奉せしめたり。當時彼は書を範頼に與へ土肥實平は真心のものにして固より他の武士と同視すべきものに非ず。且眼代の器たるに足れりと稱し、範頼をして何事も彼に諮詢せしめたり。彼は元暦元年(一一八四年)三月二十五日を以て書を法皇の近習大藏卿高階泰經に與へ畿内近國の武士をして急に平氏を撃たしむべきことを奏したると共に「勳功に於ては、其後、賴朝計ひ申上べく候」と言へり。彼は武士の賞罰は必ず彼の裁斷を経んことを欲し、彼の奏請を経るに非れば朝廷の直ちに之れに干渉し給はざらんことを希望せり。而して義經を始め多數の武士が平氏追討の功に誇り、彼の執奏を待たずして朝官を博するや、彼は朝恩の彼を経ずして武士に與へられしを非難する能はざりしと共に、凡そ彼の奏請を経ずし

て朝恩に浴したるものは必ず京都に在りて朝廷に奉仕すべし、墨俣尾瀧の境 以東に還り來るべからずと稱し嚴に其東下を拒みたり。彼は之が爲めに功名一世を掩ひたる義經をすら腰越相模より逐ひ還へして遂に鎌倉に入らしめざりしのみならず、文治元年(一一八五年)、書を當時九州に在りし田代冠者信綱に與へ「所詮向後に於ては志を關東に存するの輩は廷尉義經に隨ふべからざるの由、内々相觸るべし」と命じたり。(東鑑)。天下の武士をして鎌倉殿の家人たらしめ、凡そ鎌倉殿の家人たらんものは常に必ず其命令に従順ならしめんとするは彼の原則なりき。彼は如何なる武士も凡そ彼と事を共にせんとするものは必ず彼の節度に従はしめずんば已まざりき。則ち一門と雖も、彼は決して其一門たるが故に彼の節度に違ふことを許さざりき。是を以て壽永二年(一一八三年)範頼が義仲を討たんが爲めに西上したりし途上墨俣尾瀧の界に於て部下の武士と先陣を争ひ鬪亂に及びしとき、彼は之を聞きて「朝敵追討以前に、私の合戦を好むこと、太だ穩便ならず」と稱し、書を贈りていたく之を責

め、範頼をして陳謝百端ならしめ僅に其罪を許したり。彼は又甲斐源氏の一人たりし板垣三郎兼信が源氏の門葉たるを自負し、土肥實平と同等の待遇を受けんことを要求したりしとき、大に其不遜を怒り、兼信の使者をして逃げ還らしめたりき。傳説は下の如く當時の事を語れり。曰く。

壽永三年(一一八四年)三月十七日板垣三郎兼信の飛脚、去夜西國より鎌倉に到來し、今日判官代邦通彼の使者の口狀を披露す。其趣意は兼信貴命に應じ、平家を追討せんが爲めに西國に赴く。適々御門葉に列し、一方の追討使を奉はらば本懐たるべきの處、土肥實平此手に相具しながら各別の仰頼朝の特命の義を蒙ると稱し、兼信をば事々に相談の列に加へず。剩へ西海の雜務と云ひ、軍士の手分と云ひ、兼信の口入を交へず、獨り相計ふべきの由、頻りに結構す。始終此の如くならば頗る勇心を失ふべし。西國に居住の間は諸事兼信上司たるべきの旨御一行御下文一行の義なりを賜はゞ眉目たるべし云々と云ふに在り。此事許容せらるべきに非ず。門葉に依る

べからず。譜代に依るべからず。凡そ實平の貞心は傍輩に混じがたきの上、眼代の器を守り、西國の巨細を示し付けられきはん訖ぬ。兼信の如きものは唯だ戰場に向ひ命を棄つべきが一段なり。それすら猶以て不定なるに、今の申狀過分と謂ふべしと仰せられければ、使者空しく走り歸る。(東鑑)。

彼は其一門たると家人たるとを問はず、凡そ彼と事を共にせんとするものは必ず彼の命令に従順ならんことを要求したり。而して之に違へば彼は必ず嚴格なる制裁を之に加へたり。彼は之が爲めに壽永二年(一一八三年)の冬を以て上總介廣常を殺したり。

頼朝が廣常を殺したるは東鑑に依れば謀反の疑ありしに因りしもの、如く、愚管鈔に依れば頼朝が廣常の皇室に不忠の心ありしを怒れるに基くものとなせり。則ち同書に頼朝上京して後白河法皇に謁したる時、親しく法皇に御物語したることを記し、頼朝わが朝家の爲、君の御事を私なく、身にかへて思候しるしは介の八

郎ひろつねと申候し者は東國の勢人、頼朝うち出候て君の御敵しりぞけ候はんとし候はじめ、ひろつねをめしとりて勢にしてこそかくも打て候しかば功ある者に候しかど、ともし候へば、なんでう朝家の事をのみ身ぐるしく思ぞ。たゞ坂東にてかくあらんに、誰かは引はたらかさなど申て謀反心の者にて候しかばかゝるものを郎従にもちて候は、頼朝まで冥加候はじと思ひてうしなひ候にき」と云ひしたりと記したるを見るべし。されど廣常は始めより頼朝に従順なるものに非りき。そは其兵力の東國に於ては殆んど比類なき優勢のものなりしかば自負の念も甚だ強かりしに依れり。さればこそ治承五年(一一八一年)六月頼朝が納涼逍遙として三浦相模に渡り、廣常が佐賀岡濱相模三浦郡に參會したりし時も其郎従五十餘人をして悉く馬を下り沙上に平伏せしめたるに關はらず、源氏の家人となりしより源氏も自家も共に三代の間馬を下りたる禮なしと稱し、己は轡を按じて敬屈したるのみなりしかば三浦十郎義連の爲めに其不遜の態度を怒られ一場の紛擾を生じ

たりしことさへありき。(東鑑)。頼朝はかゝる優勢にして而も頑強なるもの、其傍に在るを容忍する能はざりしなり。

彼は之が爲めに元暦元年(一一八四年)四月を以て甲斐源氏一條二郎忠頼の功を恃んで驕侈なりしを惡み、計を設けて之を殺したり。(東鑑)。斯の如くにして彼は其一門家人に向つて絶待的の従順を要求し、彼等をして總て鎌倉の節度に違ふこと能はざらしめたり。彼と雖もしか爲さんには固より單に威嚴を用ひてのみ彼等の服従を要求したるものには非りき。彼は其秋霜烈日に比すべき威嚴の下に人を魅すべき一種の愛嬌を有したりき。彼は人をして己を畏れしむるの術を解したると共に併せて人をして己を親しましむるの術を解したり。彼は威を用ふべき場合を知れると共に、更に善く恩を用ふべき場合を知りき。彼は怒るべき時機を失はざると共に又善く怒を隠すべき場合を知りたりき。彼は此點に於て大なる心の鍛練を有したるものなりき。是を以て彼は畠山次郎重忠が最初に於て彼の勁敵たりしに關せず、其來り降る

に及んでは善く之を遇し、其翌日の行軍には重忠を先陣とし、千葉常胤を後陣として以て武藏、相模の豪族にして曩きに彼に與せざりしもの、心を安んじたり。彼の兵を擧げて始めて下總國府に至りしや、彼は千葉常胤を座右に坐せしめ、「須らく司馬常胤下總介たり、故に司馬と云ふ。司馬は介の雅稱なり。を以て父となすべし」と稱し、治承四年（一一八〇年）十月飯田五郎家能駿河の人が平氏の家人伊藤武者次郎の首を持参したりしとき、其功を稱して「家能は本朝無雙の勇士なり」と云ひたりき。彼は又頗る將士を禮遇し、之と相對するときも其實名を呼ばず。長清、義時と稱せずして必ず加加美加々美二江馬江馬小四郎長清と稱したり。彼は又書を西國に在りし範頼に與へて國侍に憎まれざる様注意すべしと諭したりき。（東鑑）。彼が其家人に對して愛嬌を失はざらんと勉めたるの跡は此の如く明かなり。されど彼は之と共に何所どこまでも一門家人に無條件の從順を求むる大なる原則を枉げざりき。彼は凡そ彼と與に事に從ふものは必ず彼の命令に聽くべきことを要求し、苟も彼の定めたる節制に一致せざるものは必ず之に痛撃を加へ、之が爲には

何等の犠牲を生ずるをも厭はざりき。是れ其故何ぞや、此の如くにして動もすれば乖離分裂に傾かんとする諸國住人の兵力を統一し、之をして組織的なる大勢力たらしめんとするは是れ實に當時に在りて、秩序なき世界に秩序を發見し、混亂したる天地に條理を立つべき唯一の道なればなり。

（五） 武士の統一。（二）

人は如何なる場所、如何なる時に於ても人なり。人は如何なる時に於ても不安、不定、混亂、斷へざる私闘に満足するものに非ず。斯る時期に於て常に要求せらるゝものは何等の抵抗をも一掃し得べき實力なり。他の語を以て之を言へば人は斯る場合に於ては常にシーザルを要求す、常に獨宰官を要求す。清盛は此要求に應じて最初に立ちたるものにして頼朝は之に次ぎて起りたるものなり。頼朝の威は眞に重かりき。彼は後人をして殆んど殘酷なりと思はしむるまでに總ての武士の絶待的從順